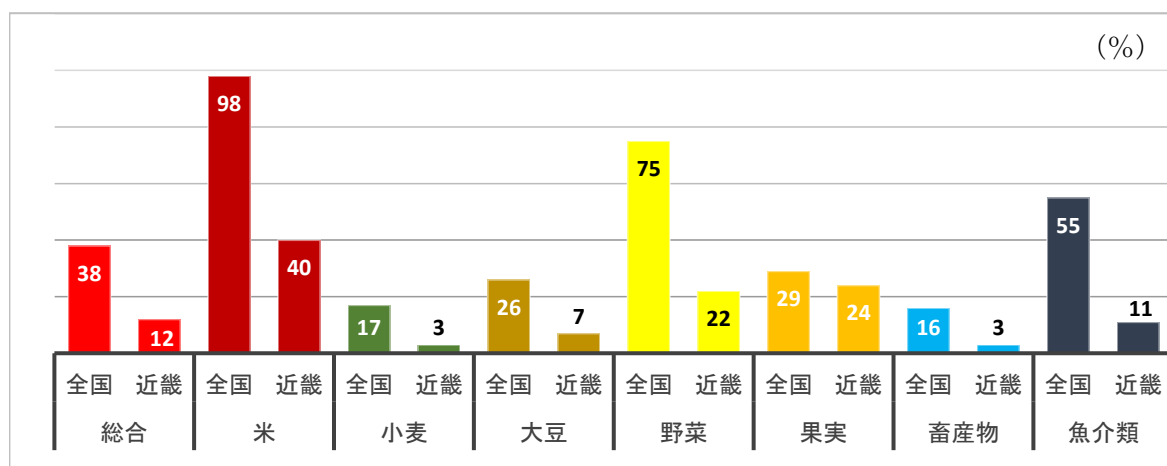


1 食料の安定供給の確保

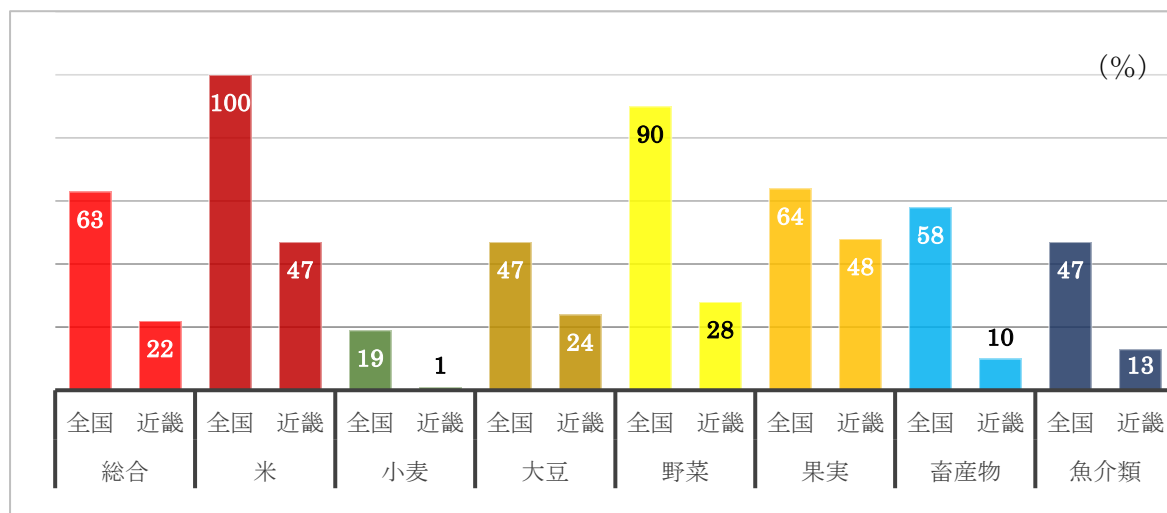
(1) 食料自給率の向上

- 令和3年度全国のカロリーベース食料自給率は38%であるのに対して、近畿の食料自給率は12%です。また、生産額ベース食料自給率については全国が63%に対して近畿は22%です。これは近畿の人口比率は全国の16%となっていますが、農業産出額は5%であり、消費に比べ供給が少ないことが原因となっています。(図表-1、2)
- 近畿農政局管内の自給率を品目別に見ると、果実において、奈良、和歌山が、うめ、みかん、かき等の生産が多いことから、カロリーベース、生産額ベースともに他品目に比べ高い水準となっているのが特徴です。
- 「食料・農業・農村基本計画」(令和2年3月閣議決定)では、令和12年度までに全国の自給率をカロリーベースで45%、生産額ベースで75%に引き上げる目標を設定しています。

図表-1 令和3年度カロリーベース食料自給率(全国・近畿)概算値



図表-2 令和3年度生産額ベース食料自給率(全国・近畿)概算値



(2) 農政の理解の促進

① ニッポンフードシフトの推進

(4 大学との包括的連携協定の締結)

- 農林水産省においては、令和2年に策定した「食料・農業・農村基本計画」の中で、食料・農業・農村の各般の施策を講じる上で基本となるのは、国民の理解と支持であるとの考えから、食と農のつながりの深化に着目した新たな国民運動を展開することとし、令和3年7月から「食から日本を考える。ニッポンフードシフト」をスタートしました。
- ニッポンフードシフトでは、食を自ら選択し始める時期であるZ世代への情報発信だけでなく、Z世代が主体となって情報を発信・共有できる取組みを強化しています。
こうした中、Z世代の中心的存在となる大学生に向けた情報の提供や、大学生による情報発信を支援していくことで、食料の安定確保、農業の持続的な発展及び農村の振興、更には我が国の食と環境を支える農業・農村への国民の理解醸成につなげていくことを目的に、令和3年10月27日に京都芸術大学、令和4年3月11日に京都精華大学、令和4年3月27日に龍谷大学、令和4年12月16日に羽衣国際大学と包括的に連携協力を行う協定を締結しました。
(写真1)
- 連携協定の締結を契機に、近畿農政局では、大学生との農業施策に関する意見交換や現地研修等を実施しています(写真2)。若い世代を中心とした幅広い人々に自らの食や農業・農村について考えて頂くことが行動変容に繋がることを期待しています。

(写真1)



(写真2)



現地研修



講義



展示発表

② 出張講座

- 「食料・農業・農村基本計画」（令和2年3月31日閣議決定）において、食料・農業・農村が持続的に発展し、次世代を含む国民生活の安定や国際社会に貢献する道筋を示すことが重要なテーマとされています。

また、我が国の食料安全保障を一層確かなものとしていく観点からも、国内農業の重要性や持続性の確保について国民各層が認識を共有した上で、農村を維持し、次世代に継承していくことが課題となっています。

このため、近畿農政局では次世代を担う大学、短期大学等に在学する学生に食料の現状や農業・農村に関する幅広い知見や知識を有してもらうことにより、将来、地域を活性化する人材となってもらうことを目的として出張講座を実施しています。

令和2年度からはコロナ感染症拡大により、Web開催も行っています。



開催実績	令和2年度	6大学	11講座（うちWeb5回）
	令和3年度	13大学	25講座（うちWeb8回）
	令和4年度	21大学	31講座（うちWeb1回）

<https://www.maff.go.jp/kinki/kikaku/senryaku/syutyokouza.html>



③ 近畿農政局における BUZZMAFF の推進

- BUZZMAFF は、農林水産省職員自らが、省公式 YouTube チャンネルで YouTuber となり担当業務にとらわれず、その人ならではのスキルや個性を活かして、我が国の農林水産物の良さや農林水産業、農山漁村の魅力を発信するプロジェクトです。
- 近畿農政局では、令和2年から BUZZMAFF に取り組んでおり、これまでに7グループが YouTube の配信を行いました。
令和4年度からは、若手職員を中心としたチーム「となりの近畿」を結成し、近畿農業の魅力を発信しています。

図表－1 となりの近畿のイメージ（令和5年5月時点）



第14クール(令和5年5月～7月)サムネイル

配信した動画のバックナンバーは、近畿農政局のホームページに掲載しています
<https://www.maff.go.jp/kinki/photo/kekka/video/b10.html>



過去の実績

- 「H-SATT～豊かな兵庫を～」(兵庫県拠点)
- 「滋賀県やさかいに」(滋賀県拠点)
- 「まいどおおきに! なにわの伝統野菜探訪」(大阪府拠点)
- 「紀州備長炭焼いてみた!」(和歌山県拠点)
- 「京都アグリびと」(京都府拠点)
- 「まほろば」(奈良県拠点)



二次元コード「となりの近畿」

(3) みどりの食料システム戦略

- 国内外において、SDGs や環境への対応が重要となっている中で、我が国食料、農林水産業においても的確に対応する必要があります。このため農林水産省では、令和3年5月12日に、調達から生産、加工、流通、消費までの食料システムについて、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現する新たな政策方針として、「みどりの食料システム戦略」を策定しました。
- 本戦略では、2050年までに、①農林水産業のCO₂ゼロエミッション化の実現、②化学農薬の使用量をリスク換算で50%低減、③化学肥料の使用量を30%低減、④耕地面積に占める有機農業の取組面積を25%、100万haに拡大といった目標を掲げており、革新的な技術・生産体系の開発等を通じた具体的な取組(図表)を進め、その後の社会実装により実現していくこととしています。
- また、農林漁業・食品産業の持続的発展と食料の安定供給確保に向けて「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」(通称：みどりの食料システム法)が令和4年7月1日に施行されました。
- 近畿農政局では、みどりの食料システム戦略の推進に資するため、局長をチーム長とする「みどりの食料システム戦略推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、府県拠点を中心に現場の方々への分かりやすい情報発信や関係者との意見交換等を通じた理解促進に取り組んでいます。
- また、管内2府4県、65市町村及び農研機構西日本農業研究センターが参画する近畿自治体ネットワークも立ち上げ、メールマガジン等を通じて施策や技術等の情報共有を行っています。
- 更に、生産、加工・流通、消費の各段階の取組と連携し、環境に配慮した農産物の販路拡大につなげていくため、横断的な「出口対策」(「販路形成タスクフォース」)を立ち上げ、環境に配慮した農産物のビジネス・マッチングにつながる場を創出しました。
- 併せて、管内における耕畜連携を積極的に進め、肥料・飼料の安定供給を目指すプロジェクトチーム「近畿耕畜連携イニシアチブ」を立ち上げ、各府県との意見交換や現地調査等を通じて、地域の実態や課題を明らかにするとともに、令和4年10月に、「水田飼料作物のマッチング活動オンライン会議」、また、2月に「堆肥シンポジウム」を開催して、関係者間での情報共有や意見交換を実施したところです。引き続き、耕種・畜産両サイドの相互理解を深めることにより、支援体制の強化と持続的な取組の拡大に取り組めます。

スマート技術による ピンポイント農業散布

①自動飛行による大豆畑全体撮影



②AIが画像解析、害虫位置特定



③自動飛行で害虫ポイントに到着。
ピンポイント農業散布



栽培のムラを防ぐとともに、農薬使用量を大幅
に低減（1/10程度：企業公表値）

（出典）（株）オプティム

農業林機械・漁船等の電化

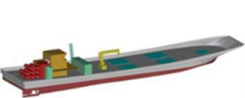
センサシステム 作業モジュール



自動走行・制御ユニット

以下の要素技術を含めた小型電動農機
の開発、普及

- ・自動走行の制御・通信ユニット
- ・操作系のインターフェース
- ・複数台制御技術



水素燃料電池とリチウムバッテリーを動力
とする漁船を設計、実証船を開発

バイオ炭の農地投入技術の開発や ブルーカーボンの追求

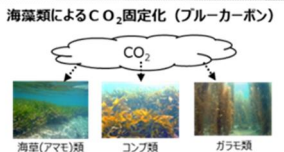
バイオ炭による農地CO₂貯留



例：果樹剪定枝 炭化

例：開放型炭化装置（出典） 関西産業（株）

海藻類によるCO₂固定化（ブルーカーボン）



海藻（アマモ）類 コンブ類 ガラモ類

- ・海草・海藻類藻場のCO₂吸収源評価手法の開発
- ・藻場拡大技術の開発
- ・増養殖の拡大による利活用促進



近畿農政局みどりの食料システム戦略推進プロジェクト

「みどりの食料システム戦略」では、生産から販売、消費に至るまでの食料システムを持続可能なものとするため、環境負荷の低減軽減を図り、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す取組を進めています。

近畿農政局では関係部局で構成する「近畿農政局みどりの食料システム戦略推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、同戦略の周知をはじめ管内の実態把握や取組事例の調査・情報提供に取り組んでいます。

府県、市町村のご担当者様

2022年度 近畿みどり自治体ネットワーク

近畿みどり自治体ネットワークのご案内

農林水産省では「みどりの食料システム戦略」を策定し、気候変動、自然環境の持続可能性の両面に配慮しながら食料を取り組んでいます。

国・都府県・自治体等では「食」に関する施策、活動の推進に当たっては、この戦略の推進に際して、各自治体、それぞれの地域で推進されている活動と協定しています。それぞれの施策を「食」から「環境」に広げ、気候変動対策での連携も、ハイレベルで、より多くの自治体の協力を果たしていく「近畿みどりの自治体ネットワーク」を立ち上げました。

各自治体において推進事業を進めていくにあたり、自治体の関係者のご参加をお願いします。

Q:「近畿みどり自治体ネットワーク」ってどんなもの？

市町村 府県 農政局 西日本農研センター

近畿管内において「みどりの食料システム戦略」を推進するため、府県・市町村や試験研究機関をメンバーとする「近畿みどり自治体ネットワーク」を立ち上げました。

このネットワークでは、会員の相互交流や連携のもと、優良事例の共有、施策や技術の照会対応などを通じて地域における課題解決に貢献します。

生産・加工・流通、消費の各段階の取り組みと連携し、環境に配慮した農産物の販路拡大につなげていくため、「販路形成タスクフォース」を設置しました。

この取組では、各府県の協力を得て 1. 流通・小売業者とのマッチング、2. 生協との連携、3. 消費者等への理解の増進（大学との連携等）を行うことで、環境に配慮した農産物のビジネス・マッチングにつながる場を創出していきます。

耕畜連携による畜WCSの生産利用体制

耕畜連携会議(農業者、JA、市町、県)
畜WCS利用促進協議会(設立)

耕種農家
飼料用穀物の収穫機で
農産管理
(水害、天候、
肥育管理、選別)等

畜産農家
WCS保管貯蔵
たき炭製造

収穫・選別
作業状況

コンクリーター
(水害対策用)
飼料用穀物の収穫
コンクリーター

飼料用穀物の収穫機で
農産管理
(水害、天候、
肥育管理、選別)等

畜産農家
WCS保管貯蔵
たき炭製造

環境負荷軽減や最近の肥料・飼料の価格高騰に
対処するためには、堆肥を利用する耕種農家と堆
肥を生産する畜産農家との連携（耕畜連携）の一層
の推進が重要です。このため、近畿農政局では関係
部局で連携して取り組む「近畿耕畜連携イニシア
チブ」を立ち上げました。

この取組では、耕畜連携に係る取組事例の情報
発信のほか、耕種・畜産両サイドなどそれぞれ異な
る立場にいる関係者間の認識の共有を図り、相互
理解を深めることにより、支援体制の強化と持続
的な取組拡大を目指します。

(4) 食料・農業・農業農村基本法の検証・見直し

- 我が国農政の基本方向を示す食料・農業・農村基本法は、平成 11(1999)年の制定から約 20 年が経過し、生産者の減少・高齢化等、国内の農業・流通構造の変化に加え、世界的な食料情勢の変化や気候変動に伴い、食料安全保障上のリスクが、基本法制定時には想定されなかったレベルに達しています。
このため、令和 4 (2022) 年 9 月に農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問し、新たに設置された食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会において、消費者、生産者、農業団体等の代表から成る委員による活発な議論が行われるとともに、有識者からのヒアリング等により、基本法の検証・見直しに向けた検討が行われています。
- 令和 4 (2022) 年 12 月には、食料の安定供給の基盤強化に向けて継続的な対策を講ずるため、食料安全保障強化政策大綱が策定され、今後の農業の構造転換を力強く進め、輸入依存からの脱却と食料の安全保障の強化を推進しています。
- 近畿農政局では、食料・農業・農村基本法の検証・見直しに係る検討に際しては、各界各層から意見を伺い、国民的なコンセンサスを得ながら進めていくことが重要であることから、多様な関係者に対して、検証部会での検討状況について情報提供を行うとともに、意見交換等を展開しています。

表 1 食料・農業・農村政策審議会基本法検証部会の開催状況

	開催日時	議論のテーマ（有識者ヒアリング、施策の検証等）
第 1 回	令和 4 (2022) 年 10 月 18 日	食料の輸入リスク
第 2 回	11 月 2 日	国内市場の将来展望と輸出の役割
第 3 回	11 月 11 日	国際的な食料安全保障に関する考え方
第 4 回	11 月 25 日	人口減少下における担い手の確保
第 5 回	12 月 9 日	需要に応じた生産
第 6 回	12 月 23 日	食料安定供給のための生産性向上・技術開発
第 7 回	令和 5 (2023) 年 1 月 13 日	持続可能な農業の確立
第 8 回	1 月 27 日	農村の振興
第 9 回	2 月 10 日	備蓄、食品安全・食品表示、知的財産
第 10 回	2 月 24 日	今後の展開方向（基本理念）
第 11 回	3 月 14 日	今後の施策の展開方向（食料）
第 12 回	3 月 27 日	施策の施策の展開方向（農業）

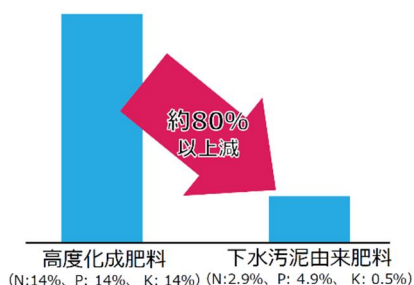
(5) 国内肥料資源利用拡大対策

- 作物生産に必要不可欠な肥料は、その多くを海外依存していることから、国際市況や原料産出国の輸出に係る動向の影響を強く受けることとなり、昨今の化学肥料の原料に係る国際価格の上昇や産出国からの輸入の停滞等により我が国の肥料原料の調達が不安定な状況が危惧されています。
- このため、海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源を活用した肥料への転換を進め、国際情勢に左右されにくい安定的な肥料の供給と持続可能な農業生産を目指すため、堆肥や下水道汚泥資源等の国産資源を活用した肥料への転換を進める取組を支援するため「国内肥料資源利活用拡大対策事業(令和4年度補正)」を実施しています。
- 農林水産省としては、国内肥料資源の利用拡大に向けた全国推進協議会を令和5年2月10日に設立し、原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の3者それぞれにメリットのある形での連携した取り組みを推進し、各地域の状況に応じた多様な取り組みを創出するため、当該事業を推進するとともに国内肥料資源の利用拡大に向けた関係事業者の連携のためのマッチングサイト(農林水産省ホームページ)への働きかけをすすめています。

図表：国内資源由来の肥料にはメリットがたくさん

- 1 輸入原料に依存しないため、価格・供給が安定している！
- 2 堆肥は、化学肥料に比べ、比較的安価で調達できる！
- 3 堆肥の土壌改良効果があり、農作物の品質向上が期待できる！

例1：下水汚泥堆肥の活用によるコスト削減

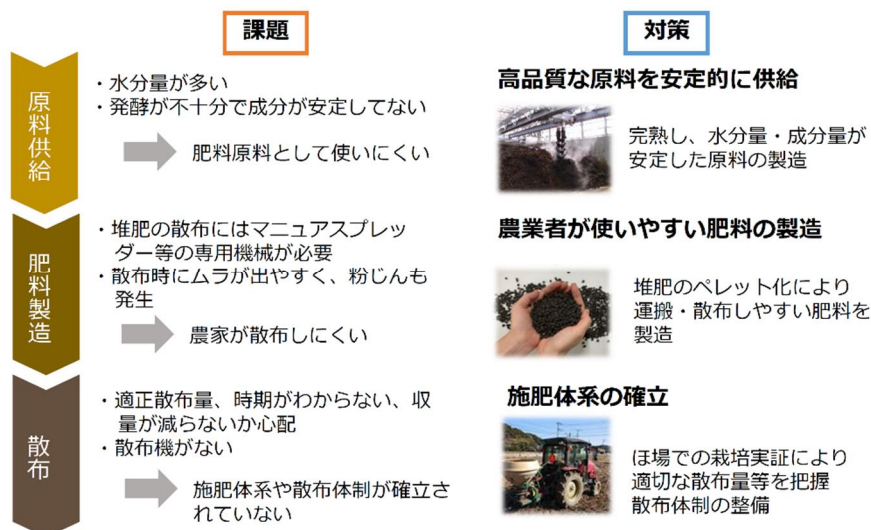


例2：化学肥料と家畜ふん堆肥を混ぜた混合堆肥複合肥料の施用による土づくり効果



資料：農林水産省「国内肥料資源利用拡大対策事業概要チラシ(令和5年1月)」より

図表：国内資源由来肥料の普及にあつたての課題と対策

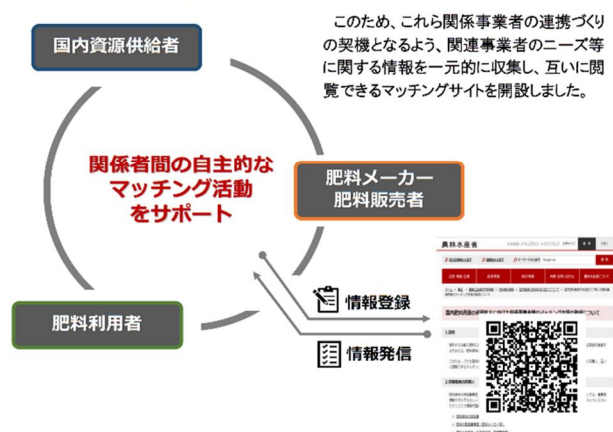


資料：農林水産省「国内肥料資源利用拡大対策事業概要チラシ(令和5年1月)」より

図表：国内肥料資源の利用拡大に向けた関係事業者間のマッチング支援の取組について

国内肥料資源の利用拡大に向け 関係事業者の連携づくりを 後押しします！

海外からの輸入原料に依存した肥料から、国内資源を活用した肥料への転換を進める取組を推進するためには、肥料原料の供給者、肥料の製造事業者、肥料の利用者の間での連携が不可欠です。



1 | 自身の事業者情報を登録！

希望条件にマッチする事業者を検索 | 2

3 | 連携できそうな事業者とまずは直接相談！



登録情報一覧

国内資源供給者向け

- ① 事業者名
- ② 事業者住所・連絡先・事業者概要
- ③ 供給可能原料の種類
- ④ 供給可能量・希望販売価格、供給可能時期・地域
- ⑤ 原料の成分分析値
- ⑥ 水分含量
- ⑦ 受け渡し方法
- ⑧ 出荷形態（バラ・フレコン等）
- ⑨ その他特記事項（供給時期、流通方法等）

- ① 事業者名
- ② 事業者住所・連絡先・事業者概要
- ③ 調達希望原料の種類
- ④ 原料供給量の最小単位
- ⑤ 調達希望数量・調達希望価格
- ⑥ 原料求める条件（成分・含有量、水分含量）
- ⑦ 調達可能形態（バラ・フレコン）
- ⑧ 調達希望場所
- ⑨ その他特記事項

肥料製造メーカー・ 肥料販売者向け

肥料利用者向け

- ① 事業者名
- ② 事業者住所・連絡先・事業者概要
- ③ 調達希望原料の種類
- ④ 調達希望肥料の条件（成分・含有量、水分含量等）
- ⑤ 調達可能形態（バラ・フレコン）
- ⑥ 調達希望場所
- ⑦ その他特記事項



登録情報のリスト化

肥料原料の種類や条件、地域を絞り込んで希望条件に合う事業者を検索できます！

イメージ

事業者名	事業者住所	電話番号	...	肥料原料の種類	...	水分量 (%)	成分量 (N-P-K (%))	...
〇〇畜産	〇〇県 〇〇市〇〇	090-0000-0000	...	鶏ふん堆肥	...	5%	4-7-4	...
△△市 下水処理場	△△県 △△市△△	090-0000-0000	...	下水汚泥由来回収リ	...	-	3-3-0	...
□□化製場	□□県 □□市□□	090-0000-0000	...	牛肉骨粉	...	-	7-7-0	...
▽▽資材店	▽▽県 ▽▽市▽▽	090-0000-0000	...	...	...	-	6-6-6	...

問合せ先：農産局 技術普及課（03-6744-2182）

農林水産省のホームページでは、補助事業を含め関連情報を提供しています。

国内肥料資源



資料：農林水産省「マッチングサイトの概要（チラシ）」より

(6) 食育の推進

- 第4次食育推進基本計画に基づく市町村の食育推進計画の作成状況は、全国90.5%、近畿90.4%となっています。(図表-1)
- 近畿農政局では、食育についての情報共有・意見交換を促進し、食育活動の実践の場を広げる目的で食育イベントを開催しています。
- 近畿地域の食育ネットワーク「未来につなぐ食育倶楽部」会員と近畿管内教職員等を対象として、令和4年6月23日に食育推進Web交流会、令和5年2月24日に食育ネットワーク交流会～新たな日常に対応した、地域と連携した子どもたちの食育の継続～を開催しました。(図表-2 及び図表-3)。
また、令和4年11月23日に食育や食文化に関心のある方々を対象として、京の食文化と次世代の食育につなぐ「料理&トークショー」を開催しました。(図表-4)
- 若い世代が「地元近畿の有機農産物」に少しでも興味をもち、食に対する意識を醸成することを目的に、『「お弁当でSDGs!」近畿の有機食材でお弁当をつくろう』をテーマに、「学生おべんとうコンクール 2022」を開催しました。令和4年8月31日まで作品を募集し、個人の部72作品、団体の部11作品の応募をいただきました。これら作品をホームページにて公開し、一般投票及び審査員(食育仕事人)による審査を経てグランプリ等各賞を決定しました。(図表-5)
また、令和4年12月16日におべんとうコンクール受賞者に対して表彰式を開催しました。
- 食育の推進に取り組む者を対象とし、その功績を称える食育活動表彰について管内の実践団体等に応募を促すなど働きかけを広く行い、第7回は、シェアリンク茨木(大阪府)が農林水産大臣賞、劇団からっぽ大作戦(宝塚市教育委員会)(兵庫県)及びきょうと食育ネットワーク(京都府)が消費・安全局長賞をわかやま農業協同組合やろう会(和歌山県)が審査委員特別賞を受賞しました。('表彰事例'(P127)の表参照)

(注) 食育仕事人とは、近畿管内の食育活動に取り組む方々の要請に応じ、さまざまな「食」に関する分野において地域の食育活動を支援してくれる人のことをいう。

図表-1 食育推進計画の作成状況 (令和5年3月)

区分	市町村数	作成済 市町村数	作成割合
全 国	1,741	1,576	90.5%
近 畿	198	179	90.4%
近 畿	滋 賀	19	100%
	京 都	26	73.1%
	大 阪	43	95.3%
	兵 庫	41	100%
	奈 良	39	100%
	和歌山	30	66.7%

資料：農林水産省「令和4年度都道府県 管内市町村における食育推進計画作成状況」
※令和5年3月末までに食育推進計画を作成・公表した市町村の数。

図表-2 食育推進 Web 交流会（令和 4 年 6 月 23 日）



東洋大学附属姫路高等学校 地域活性部
PROJECT TOYO が開発した商品等の紹介



取組を説明する「近畿の食育仕事人」
土井仁吾氏

図表-3 食育ネットワーク交流会～新たな日常に対応した、地域と連携した子どもたちの食育の継続～（令和 5 年 2 月 24 日）



会場の様子（オンライン同時配信）



講演する滋賀大学特任教授 岸田蘭子氏

図表-4 京の食文化と次世代の食育につなぐ「料理&トークショー」（令和 4 年 11 月 23 日）



料理教室の様子（左から、(株) 菊の井
村田吉弘氏、(株) 平八茶屋 園部晋吾
氏）



トークショーの様子（左から、農林水産
省 前田奈歩子参事官、村田吉弘氏、園部
晋吾氏、京都市教育委員会 竹内知史氏）

図表－5 学生おべんとうコンクール 2022



応募されたお弁当の数々（一部掲載）



グランプリ受賞作品（個人の部）



グランプリ受賞作品（団体の部）

(7) 食の安全と消費者の信頼確保

① 消費者の信頼確保の取組

【消費者の理解を深める取り組み】

- 食や農業への理解を深めるとともに、食と農の結びつきの強化を図る観点から、消費者との意見交換会の開催、消費者の部屋の開設、メールマガジンの配信等により食品安全に係る情報や農林水産省の取り組みについて情報提供しています。
- 意見交換会については、令和2年度からコロナ禍のためオンラインにより開催しており、令和4年度は外部講師を招いた食に関する Web セミナーとして、4回開催しました。



○食に関する Web セミナーの様子

食に関する Web セミナー	
R4.6.28	食品に生えるカビのはなし
R4.9.6	有機 JAS 制度における食品表示と監視
R4.12.13	ひょうご食品認証制度について
R4.12.20	滋賀県における環境こだわり農業の取組 ～環境こだわり認証制度～

- 近畿農政局「消費者の部屋」では、農林水産行政、食生活等の幅広いテーマでパネル展示等を行っています。局内・局外の展示のほか、大型ショッピングモール等で職員が来場者に説明を行う特別展示も開催しました。

令和4年度	局内展示	局外展示	特別展示
	16回	22回	3回

令和5年度 5月末現在	局内展示	局外展示	特別展示
	3回	3回	

また、コロナ禍に対応し、「デジタル消費者の部屋」を令和2年度から開設しています。<https://www.maff.go.jp/kinki/syouhi/seikatu/tenji/index.html#digital>



○局内展示の様子



○特別展示の様子

- 食品企業等と連携し小学生とその保護者を対象としたオンラインイベント、こどもサマーセミナー「オンラインで食について学ぼう」を開催（8月3日・4日）しました。食の安全や食べることの大切さ、牛乳の栄養などについて親子で学んでいただきました。



○オンラインで学ぼうの様子

- メールマガジン「消費者情報_近畿」では、消費者の皆様の参考となる情報に加え、シンポジウムや意見交換会のご案内、農林水産施策などの幅広い情報について毎月2回配信しています。令和4年度は31回（うち臨時号7回）、令和5年度は4回（5月末現在）配信しました。

【消費者相談窓口の運営】

- 近畿農政局の消費者相談窓口では、消費者等一般の方から農林水産行政、食料、食生活等についての相談を受け付けております。
- 寄せられた相談へは公的情報を基に回答し、農林水産省所管外のものは適切な相談先を御案内しています。
- 相談事例は農林水産省内で共有し、消費者の皆様に参加になるような事例は農林水産省 Web サイトでお知らせしています。

<https://www.maff.go.jp/j/heya/sodan/kako.html>

【こどもMAFF（こどもまふ）の開設】

「食」と「農」について楽しく学んでいただける子ども向けウェブサイト『こどもMAFF（こどもまふ）』を開設しています。社会科の勉強の参考に、夏休みや冬休みの自由研究に、家庭学習に参考になるような情報を掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/kinki/syouhi/seikatu/tenji/kids1.html>



自由研究① 知ろう!学ぼう!「食」と「農」
～ オリジナルしんぶんを作ろう ～

自由研究② 自由研究に役立つホームページの紹介

自由研究③ おうちで作ろう!遊ぼう!

自由研究④ 動画でどーだ!見てみよう!

② 食品表示に関する監視・指導等の取組

【食品表示の適正化の確保に向けた取組】

- 食品の表示は、消費者が食品を購入するとき、食品の内容を正しく理解し、選択したり、摂取する際の安全性を確保したりする上で重要な情報源となっています。近畿農政局では、小売店舗、卸等流通業者、製造業者等に対する巡回調査を行い、食品表示に関する監視・指導を行っています。
- また、広く国民の皆様から食品の偽装表示や不審な食品表示に関する情報などを受け、るために「食品表示 110 番」を設置しています。
- 巡回調査や「食品表示 110 番」に寄せられた情報により立入検査を実施し、不適正な表示を確認した場合には、表示の改善を図るよう是正指導を行っています。

【牛肉・米穀等の適正かつ円滑な流通の確保に向けて】

- 牛肉（内臓等は除く）の流通を個体識別番号により情報管理するため、「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」に基づき、牛肉の卸売事業者、販売事業者及び特定料理提供事業者へ、巡回調査等による監視・指導を行っています。

※特定料理提供事業者とは、特定料理「焼き肉」「しゃぶしゃぶ」「すき焼き」「ステーキ」を主として

提供する事業者

- また、米穀等の適正かつ円滑な流通を確保するため、「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」及び「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づき、米穀の出荷・販売事業者、食品製造事業者及び外食事業者に対する巡回調査による米穀等の産地情報の伝達等について監視・指導を行っています。

【特定水産動植物等の国内流通の適正化等に向けた取り組み】

- 令和 4 年 12 月 1 日、「特定水産動植物の国内流通の適正化等に関する法律」が施行されました。近畿農政局では、特定第一種水産動植物「アワビ・ナマコ」について、違法漁獲物の流入を防ぐことを目的として、事業者間における情報の伝達、記録の作成及び保存について監視・指導を行っています。

▼野菜の表示例 (名称と原産地を表示)



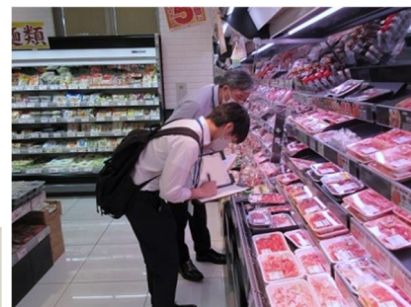
▼外食店の 産地情報の伝達例



▼牛肉の個体識別 番号表示例



▼巡回監視活動の様子



▶ 水産動植物監視活動 (アワビ・ナマコ)



③ 植物防疫

- 病害虫のまん延は、農業に重大な損害を与えるおそれがあり、かつ、県境を越えて拡大するため、国と都道府県は協力して病害虫の防除を行い、まん延を防止する必要があります。このため、都道府県の協力のもとに、病害虫の発生状況、気象、作物の生育状況等の調査を踏まえ、その後の病害虫の発生を予測し、それに基づく情報を農業関係者に提供する発生予察事業を実施しています。
- 近畿管内の各府県の病害虫防除所からは、令和4年度、病害虫発生予察注意報^{※1}が18件発出されています（果樹カメムシ類6件、野菜類等のシロイチモジヨトウ2件、いもち病2件等）。なお、警報^{※2}の発出はありませんでした。
- ジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）について、近年の暖冬などの影響からこれまで被害が顕著でなかった地域においても被害が確認されていることから、各府県の協力の下生産者に向けた冬期の耕うん、薬剤散布等の防除対策の普及・啓発を行っているところです。また、令和4年度までの事業成果等を踏まえ、農林水産省ホームページ掲載の「スクミリンゴガイ防除対策マニュアル」が令和5年版に改訂されました。
- 平成24年に国内で初めて確認されたクビアカツヤカミキリについて、近畿管内においても、平成27年以降、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県で、うめやもも等の果樹類に被害が確認されており、まん延防止に向けて関係者間で情報共有を実施しています。



○ ジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）の成貝
（原図近畿農政局）



○ クビアカツヤカミキリ成虫
（原図農林水産省 HP）

※1 警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予測され、かつ、早急に防除措置を講じる必要がある場合に発表。

※2 重要な病害虫が大発生することが予測され、かつ、早急に防除措置を講ずる必要がある場合に発表。

④ 家畜防疫

- 豚熱や高病原性鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病は、感染拡大すると、畜産業に及ぼす影響が甚大であるほか、国民への食肉や鶏卵などの安定供給に影響を及ぼします。そのため、特定家畜伝染病の発生を予防し、まん延を防止するために、飼養衛生管理基準の遵守の徹底が図られています。
- 近畿農政局では、管内府県と協力して、飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図るとともに、消費・安全対策交付金を用いて、野生動物からの感染予防のための侵入防護柵の整備等を進めています。
- 万が一、豚熱や高病原性鳥インフルエンザなどが発生したときには、都道府県が主体となって、まん延防止のため、殺処分などの防疫措置が行われます。近畿農政局管内に影響が及ぶ場合、近畿農政局では対策本部を設置して、発生県からの要請に応じて防疫作業を支援する職員の派遣等に対応しています。また、発生農場の経営再開や周辺地域の農場の経営面での支援などにも対応しています。

○ 管内での豚熱の発生状況及び防疫措置状況等（令和3年4月～令和5年4月現在）

発生年月日及び場所	措置状況及び職員の派遣状況（人数は延べ人数）
滋賀県近江八幡市 （令和3年10月）	・飼養豚 1,424 頭をすべて殺処分。 ・県庁リエゾンを 10 人派遣。 ・疫学調査の補助に2人派遣

○ 管内での鳥インフルエンザ発生状況及び防疫措置状況等 （令和3年度シーズン～令和4年度シーズン）

発生年月日及び場所	措置状況及び職員の派遣状況（人数は延べ人数）
兵庫県姫路市 （令和3年11月）	・飼養鶏（採卵鶏）約 15.5 万羽をすべて殺処分。 ・兵庫県の要請を受け近畿農政局の職員 28 人が防疫措置を支援するとともに連絡員を6人派遣。 - そのほか、現地リエゾンを2人、県庁リエゾンを 17 人派遣。 ・疫学調査の補助に2人派遣
和歌山県白浜町 （令和4年11月）	・飼養あひる等約 60 羽をすべて殺処分。 ・疫学調査の補助に2人派遣
兵庫県たつの市 （令和4年11月）	・飼養鶏（採卵鶏）約 4.4 万羽をすべて殺処分。 ・県庁リエゾンを 11 人派遣。 ・疫学調査の補助に2人派遣
和歌山県和歌山市 （令和4年11月）	・飼養鶏（採卵鶏）約 4.6 万羽をすべて殺処分。 ・和歌山県の要請を受け近畿農政局の職員6人が防疫措置を支援するとともに連絡員を3人派遣。 - そのほか、県庁リエゾンを 16 人派遣（うち2人は連絡員を兼務）。 ・疫学調査の補助に2人派遣

滋賀県大津市
(令和5年1月)

- ・飼養鶏(採卵鶏)約 4,000 羽をすべて殺処分。

- ・県庁リエゾンを8人派遣。

- ・疫学調査の補助に2人派遣

滋賀県大津市
(令和5年1月)

- ・飼養エミュー6羽及び疫学関連農場(同市内)での飼養鶏(採卵鶏)約 40 羽をすべて殺処分。

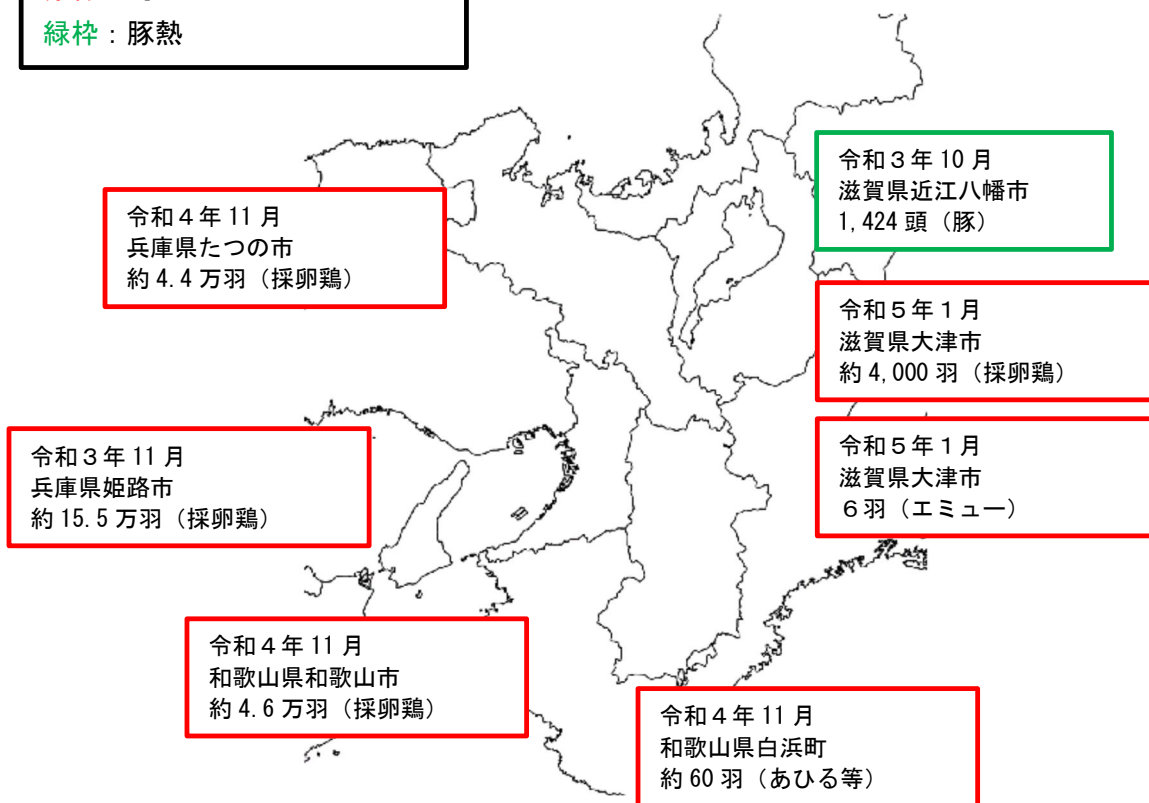
- ・疫学調査は滋賀県が実施

(注) 疫学関連農場とは、発生農場と同一の者が飼養管理を行うなど、ウイルスに汚染された可能性のある農場をいう。

○ 管内での豚熱及び鳥インフルエンザ発生の状況 (令和3年4月～令和5年4月現在)

赤枠：鳥インフルエンザ

緑枠：豚熱



○「消費者の部屋」、メルマガや消費者相談を通じた正確な情報提供(写真は「消費者の部屋」における展示)

○消費・安全対策交付金を用いた野生動物侵入防止柵



(原図京都府提供)

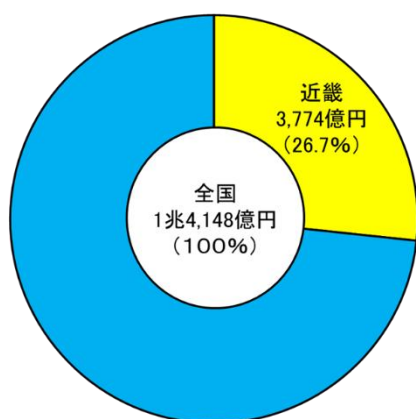


(8) 農林水産物・食品の輸出促進

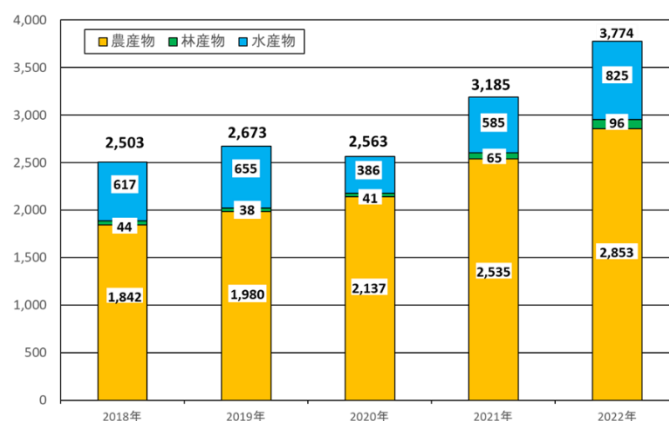
① 輸出額の現状

- 農林水産物・食品の輸出については、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円という政府目標の達成に向け、関係機関が連携して事業者の支援を行っています。
- 近畿農政局管内の港・空港から輸出される農林水産物・食品の輸出額は増加傾向で推移し、2022年の実績は全国の約4分の1を占める3,774億円となっています。(図表-1・2)
- 国・地域別の輸出額は、アジアが7割、北米が2割弱を占め、中国が約830億円と最も大きく、香港(約700億円)、米国(約660億円)の順になっています。(図表-3)

図表-1 農林水産物の輸出額の占める割合
(2022年)

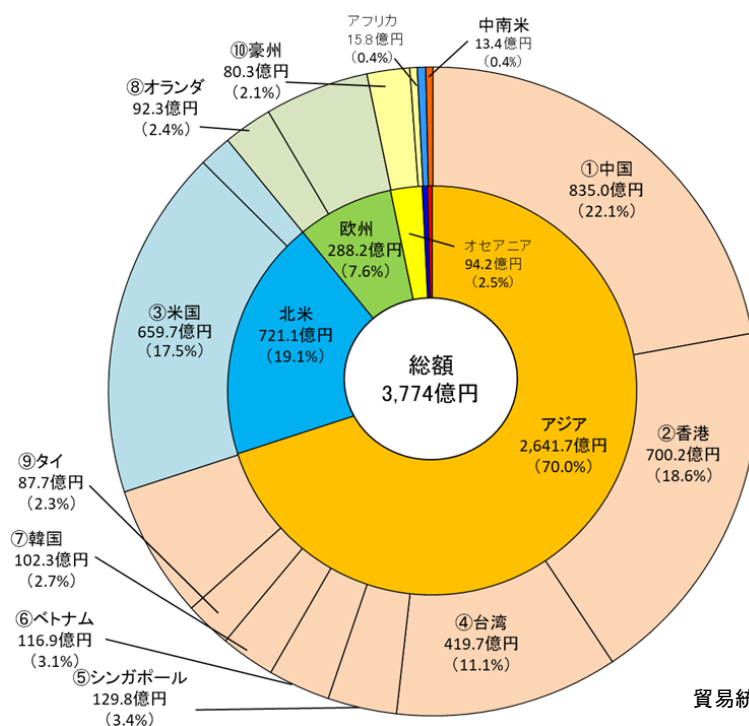


図表-2 近畿農政局管内からの輸出額の推移



貿易統計をもとに近畿農政局で作成

図表-3 近畿農政局管内の国・地域別の輸出額の内訳 (2022年)

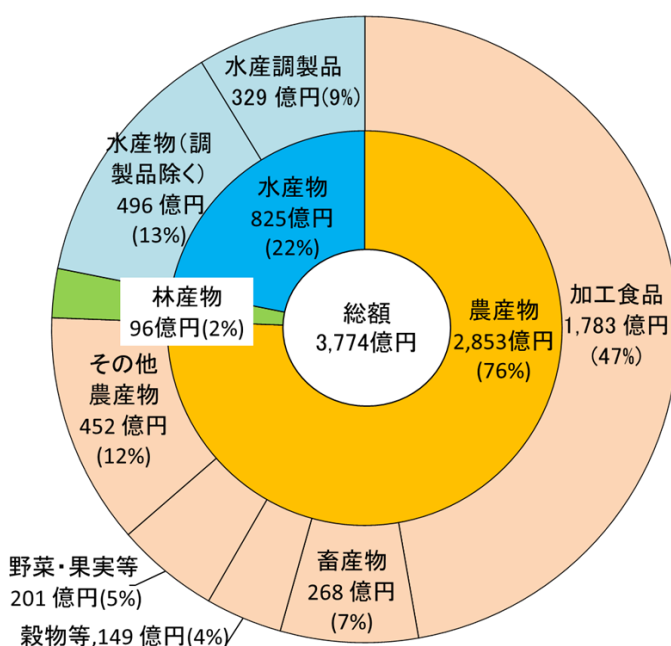


- 近畿の各地から様々な品目が輸出されており、代表的な品目は米、牛肉、緑茶、果実、日本酒などです。(図表-4)
- 品目別の輸出額は、農産物が約4分の3を占め、なかでも加工食品の割合が高くなっています。続いて水産物、林産物の順です。(図表-5)
- 過去5年間の推移をみると、加工食品の輸出額の伸びが大きくなっているほか、2020年に大きく減少した水産物も再び増加しています。(図表-6)

図表-4 近畿からの主な輸出品目マップ

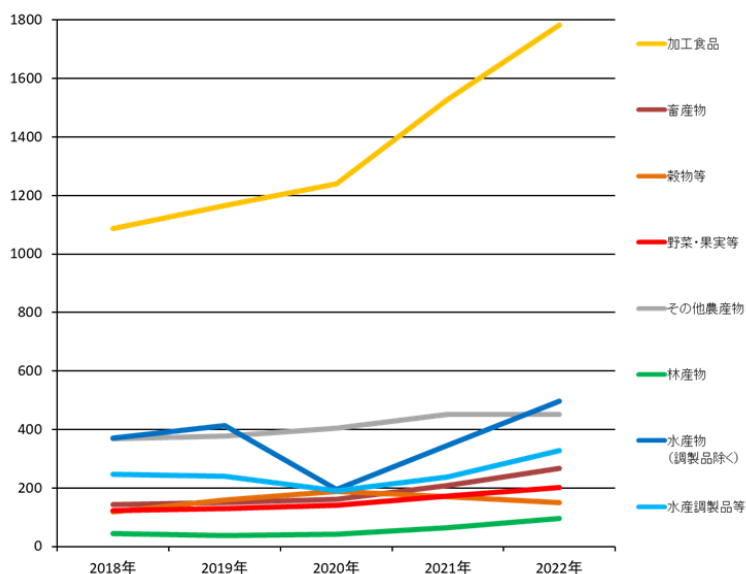


図表-5 農林水産物の輸出額の品目別内訳（近畿農政局管内）（2022年）



貿易統計をもとに近畿農政局で作成

図表-6 品目別の輸出額の動向（近畿農政局管内）



貿易統計をもとに近畿農政局で作成

② 農林水産物・食品輸出プロジェクト（G F P）

- 農林水産省は、輸出に意欲的な生産者・事業者をサポートするため、平成 30 年 8 月に農林水産物・食品輸出プロジェクト（G F P）を立ち上げました。G F P 登録者数は順調に増加し、令和 5 年 4 月末現在で近畿管内の登録者は 1,047 件となっています。（図表－7）
- G F P 登録者のうち希望者に対して輸出の可能性等を診断する訪問診断を実施しており、近畿管内では平成 30 年 11 月から令和 5 年 5 月末までに 81 回の訪問診断を実施しました。

	農林水産・ 食品事業者	流通事業者、 物流業者等	計
全国	4,214	3,368	7,582
近畿	570	477	1,047
滋賀県	40	21	61
京都府	133	88	221
大阪府	134	227	361
兵庫県	148	93	241
奈良県	53	24	77
和歌山県	62	24	86

図表－7 近畿管内の G F P 登録数（令和 5 年 4 月末現在）

③ 農林水産物・食品輸出の輸出拡大実行戦略に基づく取組

- 農林水産物・食品の輸出額の 2025 年 2 兆円、2030 年 5 兆円の達成に向け、日本の強みを最大限に活かす 29 の重点品目別の具体的目標を設定するとともに、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする農林水産事業者を後押しするため、令和 2 年 12 月に、政府として農林水産物・食品輸出の輸出拡大実行戦略を策定しました。
- 計画的にマーケットインの輸出に取り組む産地・事業者を育成するため、輸出産地のリストを公表するとともに（全国：1,203 件、近畿：132 件）、輸出事業計画を策定し農林水産大臣の認定を受けた産地・事業者に集中して支援を実施することとして、令和 5 年 5 月末現在で近畿管内では 36 件の輸出事業計画が認定済みとなっています。（図表－8）
- 令和 4 年 5 月には「農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律」が一部改正され、事業者に対する支援措置を強化することとしています。具体的には、施設整備だけでなく長期運転資金や海外子会社等への転貸を資金使途とする制度資金の創設、施設等の整備に対する 5 年間の割増償却措置（税制上の特例）、海外現地子会社等が海外に拠点をもつ提携金融機関から現地通貨建ての融資を受けるにあたり、その債務を保証するための日本政策金融公庫によるスタンドバイ・クレジット（信用状発行）、販路開拓やテスト輸出等の資金借入れの際、食品等流通合理化促進機構による債務保証などの支援を行うこととしています。
- その他、品目団体の組織化や輸出先国における支援体制の強化、効率的な輸出物流の構築、知的財産対策強化、JAS 法改正により有機 JAS に酒類を追加して諸外国と有機酒類の同等性を締結、食品添加物規制対応などを行っていくこととしています。
- また、輸出先国・品目の拡大や輸出先国における規制措置の強化に伴い、求められる輸出証明書の件数や種類の増加に対応するため、近畿農政局では、令和 4 年度において、原発関連証明書 46,098 件、自由販売証明書 481 件、施設認定 22 件、タイ向け GMP 証明書 19 件、衛生証明書 76 件を発行しました。

図表－８ 近畿管内で輸出事業計画の認定を受けた事業者一覧（令和５年５月末現在）

品目	府県	事業主体
牛肉	滋賀県	近江牛輸出コンソーシアム
牛肉	京都府	京都市中央食肉市場コンソーシアム
牛肉	大阪府	大阪市（大阪市中央卸売市場南港市場）
牛肉	兵庫県	和牛マスター輸出拡大コンソーシアム
もも	和歌山県	和歌山県農業協同組合連合会
かんきつ	和歌山県	和歌山県農業協同組合連合会
柿	奈良県	奈良県農業協同組合
柿	和歌山県	和歌山県農業協同組合連合会
柿	和歌山県	紀北川上農業協同組合
京野菜・梨	京都府	京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会京野菜流通部会
いちご	滋賀県	株式会社風車
切り花	奈良県	奈良県枝物輸出促進協議会
茶	滋賀県	一般社団法人滋賀県茶業会議所
茶	京都府	京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会 宇治茶部会
有機茶・抹茶	京都府	株式会社播磨園製茶
緑茶	京都府	株式会社辻利一本店
コメ	滋賀県	全国農業協同組合連合会滋賀県本部
コメ	滋賀県	滋賀蒲生町農業協同組合
養殖マグロ、タイ、ブリ、シマアジ	大阪府	株式会社シヨクシン
冷凍殻付きかき	兵庫県	株式会社播磨灘
養殖クロマグロ等	和歌山県	有限会社M&Eソリューション
醤油	大阪府	大醬株式会社
醤油	兵庫県	足立醸造株式会社
醤油・醤油加工品	兵庫県	日本丸天醤油株式会社
醤油	奈良県	ニシキ醤油株式会社
菓子	京都府	株式会社和晃
菓子	京都府	株式会社上尾製菓
レトルト食品	京都府	グリルにんじん株式会社
乾麺	兵庫県	播州乾麺輸出拡大協議会
乾麺	兵庫県	東亜食品工業株式会社
有機梅加工品	和歌山県	有限会社深見梅店
みかんジュース	和歌山県	株式会社早和果樹園
濃縮飲料ポーションパック	奈良県	株式会社やまと蜂蜜
日本酒	京都府	「京の米で京の酒を」推進会議～京都酒米振興プロジェクト～
ウイスキー	兵庫県	株式会社西山酒造場
ワイン	大阪府	大阪府／（地独）大阪府立環境農林水産総合研究所

(9) 知的財産の保護

① GI（地理的表示保護制度）

- 「地理的表示（GI）保護制度」は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する製品の名称を、地域の知的財産として保護する制度です。
- 国内の登録産品 126 のうち近畿では 10 産品が登録されており、近畿農政局では制度の普及と更なる登録に向けた取組を行っています。

近畿農政局管内においては、畜産物では但馬牛、神戸ビーフ及び近江牛、農産物では万願寺甘とう、わかやま布引だいこん、佐用もち大豆、伊吹そば及び近江日野産日野菜、加工品では三輪素麺及び紀州金山寺味噌の計 10 産品（令和 5 年 3 月末現在）が登録され、模倣品の排除のほか知名度の向上等の効果がもたらされています。（図表－1）

また、但馬牛、神戸ビーフ、近江牛、万願寺甘とう、三輪素麺及び紀州金山寺味噌の 6 産品については、日 EU・EPA 及び日英・EPA により EU 域内又は英国内において、佐用もち大豆及び伊吹そばの 2 産品については日 EU・EPA により EU 域内においてそれぞれの GI 制度で保護されています。

図表－1 近畿の GI 登録産品

登録番号 登録日	産品名	特徴
第2号 平成27年 12月22日	 但馬牛、 但馬ビーフ、TAJIMA BEEF (兵庫県)	兵庫県北部の但馬地方の山あいでは長い歳月をかけ改良を重ねられた但馬牛を素牛として飼育し、A・B2等級以上に格付けされた枝肉であり、肉そのものが柔らかい。
第3号 平成27年 12月22日	 神戸ビーフ、神戸肉、 神戸牛、KOBE BEEF (兵庫県)	兵庫県北部の但馬地方の山あいでは長い歳月をかけ改良を重ねられた但馬牛を素牛として飼育し、A・B4等級以上でBMSNo6以上に格付けされた枝肉であり、最高級の霜降り肉。
第12号 平成28年 3月29日	 三輪素麺、 Miwa Somen (奈良県)	約1300年前の奈良時代に生産が始まり、三輪地方が手延べ素麺発祥の地と伝えられている。しっかりとしたコシの強さから、伸縮性に優れており、非常に細い製麺が可能であることと、茹で上げ後の茹で伸びが抑制される。
第37号 平成29年 6月23日	 万願寺甘とう、 Manganji Amato (京都府)	辛み成分のない甘味種とうがらし。ピーマンのような肉厚な果肉を有する。大型果であるが果肉は柔らかく、丸ごと食べられる。肩部のくびれとやや湾曲した果形が特徴。さわやかな甘い香りと、ほのかとうがらしの香りが匂う独特の風味。
第39号 平成29年 8月10日	 紀州金山寺味噌 (和歌山県)	和歌山県内で伝統製法により生産されている食べる味噌。野菜を麹と一緒に仕込み、発酵・熟成させているため、麹と野菜の味とが溶け合い、味がまろやかである。また、粒が残った状態でも柔らかな食感である。
第56号 平成29年 12月15日	 近江牛、 OMI BEEF (滋賀県)	融点が高い不飽和脂肪酸であるオレイン酸を多く含んでおり脂質の口溶けが良い。約400年前から生産が続く最も古い銘柄牛のひとつであり、日本の牛肉食文化への貢献や肥育技術の高さから日本三大和牛とも称される。
第78号 令和元年 5月8日	 佐用もち大豆、 Sayo Mochidaizu (兵庫県)	グリシニン(タンパク質)含有量が多く、加熱するともちもちした食感を有する在来種の大豆。一般的な品種と比較すると大粒で約3割重く、ショ糖をはじめとした糖質含量が高く甘味が強い。大豆を専門に取り扱う流通業者からこれらの品質が高く評価されている。

登録番号 登録日	産品名		特徴
第85号 令和元年 9月9日		伊吹そば、Ibuki Soba、 伊吹在来そば、Ibuki Zairaisoba (滋賀県)	伊吹山中腹で栽培されてきた在来種で主に直径4.5mm以下の小粒なそば。甘皮(種皮)の部分が多く、それに由来する緑の色調や香りが強く出る。また、うま味と甘みは他の優良品種と比べても遜色がなく、製粉業者やそば店から高く評価されている。
第108号 令和3年 5月31日		わかやま布引だいこん、 Wakayama Nunohiki Daikon (和歌山県)	生産地である和歌山市布引地区、内原地区、紀三井寺地区、毛見地区の砂質土壌で生産される青首大根で、根部の上から下まで太さがそろいヒゲ根が少なく、毛穴が浅く肌のきめが細かい。また、市場関係者からも、産品の品質の良さが評価され、高値での取引に繋がっている。
第122号 令和4年 10月21日		近江日野産日野菜、 Omi Hinosan Hinona (滋賀県)	ほっそりとした形と酢のみで安定的にさくら色を発色するほど根の上部まで濃い赤紫の色調を呈している。

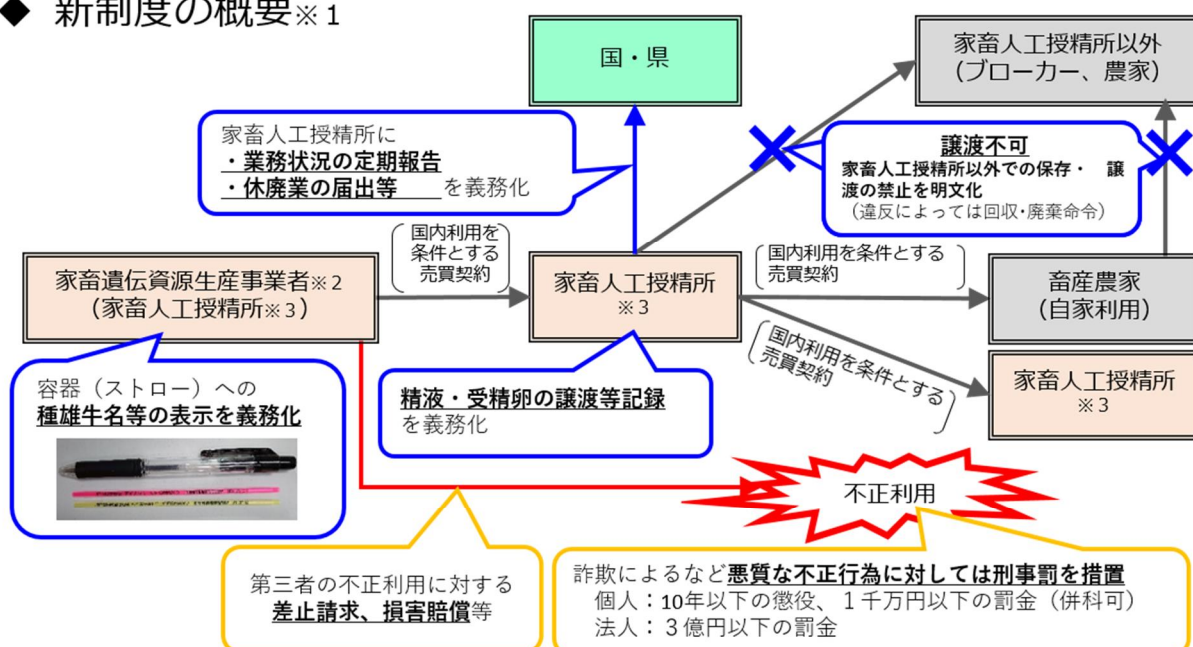
② 家畜遺伝資源保護

- 和牛を始めとする我が国の畜産物は世界的にも評価が高まっており、高品質な畜産物の国内での生産を促進する上で家畜人工授精及び家畜受精卵移植が適切に実施されることが一層重要となっています。
- しかしながら、平成30年6月、和牛の精液と受精卵の不正な輸出を図る事案が発生し、家畜人工授精用精液等について、知的財産としての価値の保護や流通の適正化が強く求められています。
- こうした状況を受けて、令和2年の通常国会において、家畜改良増殖法の一部を改正する法律及び家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律が新たに制定され、これらの法律に基づく新たな仕組みが同年10月1日に施行されました。

【和牛遺伝資源関連2法の概要】

- ① 家畜改良増殖法の一部を改正する法律
 - ・ 精液・受精卵の流通規制の強化（下図の青囲み部分）
- ② 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律
 - ・ 契約の当事者でない第三者の不正利用にも対抗できる新たな仕組みの創設（差止・損害賠償請求、刑事罰）（下図の黄囲み部分）

◆ 新制度の概要※1



※1 本図は、新制度のうち、特に精液や受精卵の適正な流通の確保を必要とするものとして農林水産大臣が指定する特定家畜（和牛4品種（①黒毛和種、②褐毛和種、③日本短角種、④無角和種）およびそれら同士の交雑種）に係る制度の概要である。

※2 家畜遺伝資源生産事業者とは、種雄牛等の家畜から精液・受精卵を採取・生産し、供給する家畜人工授精所を指す。

※3 家畜人工授精所とは、家畜の精液・受精卵を生産・保管・譲渡する事業所であり、開設には都道府県知事の許可が必要。

注）青色は「家畜改良増殖法」の改正内容、黄色は「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止」に関する法律による措置内容。

(8) 食品産業の振興

① 食品流通（卸売市場）の動向

- 生鮮食品等を取扱う卸売市場は、農林漁業者に安定的な販路を提供するとともに、消費者にとっての日常食料品の配給機構の中核となる重要な役割を果たしています。
- 令和3年度末現在、近畿には12の中央卸売市場（全国に占める割合18.5%）と、79の地方卸売市場があります（図表－1）。（図表－1）
- 近畿の卸売市場の取扱額をみると、やや減少傾向で推移しており、令和3年度において中央卸売市場では6,430億円（同18.1%）、地方卸売市場では2,174億円（同7.8%）となっています。（一部取扱品目では取扱額は横ばい）（図表－2、3）
- 近年、食品流通の多様化に対応して、生産者の所得の向上と新鮮で安全・安心な生鮮食品を求める消費者ニーズへの確な対応を図るため、各卸売市場は様々な取組を実施しています。

図表－1 近畿の卸売市場数（令和3年度）

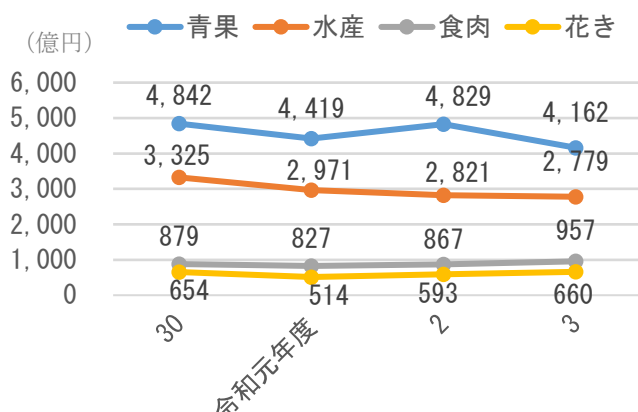
区分	中央卸売市場								地方卸売市場							合計
	小計	青果 水産 花き	青果 水産	青果 花き	青果	水産	食肉	花き	小計	総合 市場	青果 市場	水産 消費地 市場	水産 産地 市場	食肉 市場	花き 市場	
滋賀	0								5	4				1		5
京都	2		1				1		12	1	5		5		1	14
大阪	4		3				1		18	0	11	2	1		4	22
兵庫	4	1	2				1		18	8	1	3	2	3	1	22
奈良	1		1						6	1	3			1	1	7
和歌山	1		1						20	7			13			21
近畿計	12	1	8	0	0	0	3	0	79	21	20	5	21	5	7	91
全国計	65	6	25	6	13	3	10	2	905	161	251	90	298	21	84	970

資料：農林水産省「卸売市場データ集」

注：水産産地市場とは、主として漁業者又は水産業協同組合から出荷される水産物の卸売のために陸揚地において開設され、他の卸売市場に出荷する者、水産加工業者を営む者等に卸売するための卸売場の面積が330㎡以上の卸売市場

図表－2 近畿の卸売市場の取扱額の推移

（中央と地方の合計額）



資料：農林水産省「卸売市場データ集」（中央市場）、「地方卸売市場関係資料」（地方卸売市場）

図表－3 近畿の卸売市場の取扱額（令和3年度）

（単位：億円）

区分		青果	水産物	食肉	花き	その他	合計
中央卸売市場	近畿	3,451	2,375	534	30	40	6,430
	全国	18,242	13,186	2,869	1,158	—	35,455
	全国比	18.9%	18.0%	18.6%	2.6%	—	18.1%
地方卸売市場	近畿	711	404	423	630	5	2,174
	全国	12,278	11,593	1,589	2,209	353	28,021
	全国比	5.8%	3.5%	26.6%	28.5%	1.4%	7.8%

② 地域食品産業連携の推進

- 地域内外の多様な関係者が協働して、産業連携や異業種等の技術や知の集積を融合することによるイノベーションの創発。消費者ニーズや消費行動の変化に対応するバリューチェーンとサプライチェーンの構築に取り組みながら、地域経済の発展、社会的課題の解決と経済的利益の両立、持続可能な地域産業の創造につながる新たなビジネスモデルの創出を推進する。

○地域食品産業連携プロジェクト（LFP） 推進事業

都道府県が、地域資源である農林水産物・食品を活用し、持続可能な新たなビジネスモデルを創出するため、地域の食品関連企業等のネットワークの構築、マーケティングや戦略の検討、試作品製造等を支援。

近畿管内では、令和4年度に滋賀県及び京都府が実施。令和5年度は京都府が実施。



【滋賀県】地産地消×滋賀県版SDGsで県産小麦をまるごと活用

琵琶湖等の環境保全に寄与するため、生産者、食品産業を中心に多様な産業の参画のもと、県産小麦「びわほなみ」をまるごと使った新商品・新サービスの展開を図ることにより、持続可能な地域づくりを進める。

- ・ 蒸気加熱殺菌技術の導入により消費期限の延長、ゆで調理がいらない中華麺を開発し、利便性とE C Oを追求。
- ・ 小麦のふすまを練りこんだ麺、麦わらを使用した包装資材や紙の開発などにより、小麦をまるごと使い切ることによりチャレンジ。
- ・ 小麦の地産地消、環境負荷を軽減した商品の開発により持続可能な地域づくりの仕組みを創る。



【京都府】消費者志向の変化や社会変容に対応する中食産業の創出

消費志向の変化やコロナ禍による外食・観光需要の減少等の社会変容に対応した中食マーケットにおける新たなビジネスモデルを創出することにより、「京もの」ブランドの更なる価値向上と食関連産業の収益アップを目指す。

- ・ 京懐石に朝日焼の器や丹後ちりめんの風呂敷など京都の伝統工芸品をセット。料理人とともに京野菜の収穫体験や漁港めぐりなどの特別な体験を提供。
- ・ 保存技術や輸送ルートを持つ事業者と連携し、小ロットの海外への輸出体制や冷凍技術の確立を目指す。



③ 食品ロスの削減

- 農林水産省は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、関係省庁と連携して食品関連事業者の食品ロス削減の取組を促進しています。
- 近畿において、食品ロス削減に向けた商慣習の見直しに取り組んでいる事業者を募集した結果、納品期限を緩和している食品小売業者は 23、賞味期限表示を大括り化（年月表示・日まとめ表示）している食品製造業者は 23、賞味期限を延長した食品製造業者は 17、フードバンク・こども食堂等へ食品を提供した食品小売・製造業者は 21 の応募がありました。（令和 4 年 10 月末時点）
- 国は食品ロスを 2030 年度までに 2000 年度比で半減する目標を立てており、目標達成には、事業者による取組だけでなく、国民一人ひとりが身近なところから食品ロスの削減を意識し、取り組んでいくことが不可欠です。

食品ロス削減に向けた商慣習見直しの取組事業者（令和 4 年 10 月末時点）

	納品期限緩和	賞味期限表示 大括り化	賞味期限延長	フードバンク等への 食品の提供
全 国	240 小売業者	267 製造業者	182 製造業者	243 小売・製造業者
うち近畿管内	23 小売業者	23 製造業者	17 製造業者	21 小売・製造業者

- 農林水産省は、食品ロス削減推進法の趣旨を踏まえて、予約販売等の季節の食品の需要に見合った販売を食品小売事業者に呼びかけています。

【取組事例：株式会社フタバヤ（滋賀県）】

滋賀県で食品スーパーを 4 店舗展開する株式会社フタバヤは、恵方巻きのロス削減に向け、予約販売の導入、店内への P R チラシの掲示、前年のアイテム毎の廃棄数量を分析して、アイテムの改廃及び適量製造を行うなど、お客様にご理解いただき、ロス率ゼロを目指した結果、全店ともロス率ゼロを達成しました。



予約販売のチラシ



2 月 3 日の売り場の状況
（開店前）

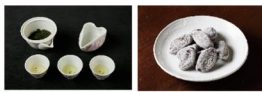


（閉店 1 時間前）

④ 食文化の発信

- 地域の食とそれを支える農林水産業、伝統文化の魅力で訪日外国人の誘致を図る地域を「SAVOR JAPAN（農泊 食文化海外発信地域）」として認定、SAVOR JAPAN をブランドとして、食文化、農山漁村の魅力を海外に発信しています。
- 令和5年5月時点で、全国で40地域、近畿では5地域が認定されています。（因幡・但馬地域の事務局は鳥取県）（図表－1）

図表－1 近畿の「SAVOR JAPAN」認定地域

地域	実行組織	地域の食	内容
森の京都地域 （京都府）	（一社）森の京都 地域振興社	南丹市・ぼたん鍋 鯖のなれ寿司 	都・京都を支えた歴史と文化が息づく「絆」の森と里山で、5市町で傳承されてきた「伝統食・行事食」を整理し、祭りや歴史とともに発信する。地域の伝統食を、季節に合わせ、店舗で提供できる仕組みを構築する。地域の伝統食等を祭りや行事と一緒に体験できる仕組みを構築する。
京都山城地域 （京都府）	（一社）京都山城 地域振興社	抹茶、玉露、煎茶など 古老柿 	京都山城地域は「日本茶800年の歴史散歩」として、日本遺産にも登録されているお茶に関する数々の文化財が残されている。覆下栽培による「抹茶」、宇治製法による「煎茶」、このふたつの技術から生まれた「玉露」など、ほんまもののお茶体験が堪能できる。お茶の体験をはじめとした周遊ルートや、外国語対応ガイドがドライバーを務めるタクシーによる移動手段も確保。
京都北部地域 （京都府）	（一社）京都府北 部地域連携都市圏 振興社	丹後ばら寿司 ブリしゃぶ 	食をつかさどる豊受大神のふるさととしての歴史を持ち、食の源流にまつわる多くの神話や伝説が傳承されている。海・里・山に恵まれた良質な食材を活用した食文化を「海の京都」として推奨。里山での農村体験や漁村での漁業体験の他、農家・漁家民宿や農家レストラン、農家民宿オーベルジュ化等、農林水産業の10次産業化を目指した取組を実施。
紀の川市 （和歌山県）	紀の川グリーン ツーリズム推進協 議会	茶粥 フルーツパスタ 	紀の川の恵みにより形成された果樹産地により「あらかわの桃」をはじめ年間を通じて旬の果物が提供できる。江戸時代より伝わる「茶粥」を郷土食として傳承しつつ、果物を使った料理を発展させ、「フルーツのまち」づくりを推進。
因幡・但馬地域 （鳥取県・兵庫県）	（一社）麒麟のま ち観光局	鳥取砂丘らっきょう甘酢漬け 牛すず鍋 	日本海から吹く「風」が創り出した「鳥取砂丘」をはじめ、厳しい環境だからこそ豊かな自然と山海の幸に恵まれた地域。食材自体のクオリティは抜群であり「そこにある食材」の魅力を体験コンテンツとあわせて発信。鳥取県東部・兵庫県北西部の広域で「農泊」のけん引役としてDMOが推進。観光だけでなく「日本遺産」「文化財」などエリア全体のマネジメントとマーケティング・商品造成から販売まで一元的に実施。

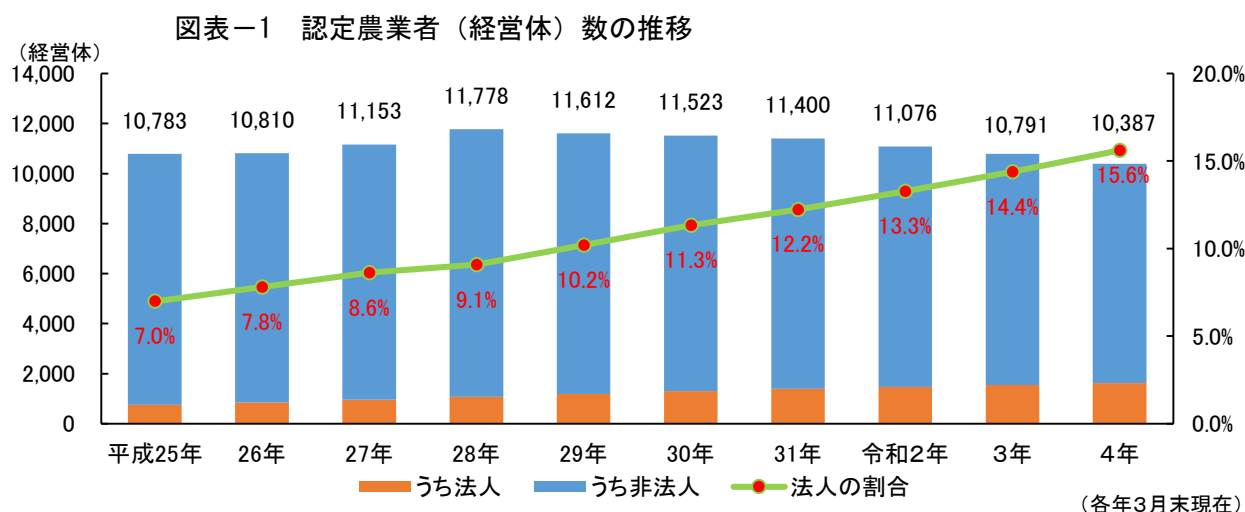
資料：農林水産省「SAVOR JAPAN 認定地域概要」より抜粋。

2 強い農業の創造

(1) 担い手の育成・確保

① 認定農業者制度

- 認定農業者制度は、農業者が作成した経営発展に向けた計画（農業経営改善計画）を市町村等が認定するもので、認定を受けた農業者（認定農業者）には、計画の実現に向け、低利融資等の支援措置が講じられています。
- 管内の認定農業者数は、令和4年3月末現在で全国の約5%にあたる10,387となっており、近年横ばい傾向で推移していますが、うち法人は一貫して増加しており、10年間で約2.2倍に増加しています。（図表－1, 2）
- 近年、都道府県や市町村の区域を越えた営農活動の広域化が進展してきていることから、市町村による認定に加えて、担い手の営農範囲に応じて国又は都道府県が認定する仕組みが、令和2年4月から設けられました。



図表－2 府県別の認定状況（令和4年）

区 分	令和4年			平成25年		
		うち法人	割合		うち法人	割合
滋賀	2,284	591	25.9%	1,822	258	14.2%
京都	1,459	284	19.5%	1,177	147	12.5%
大阪	887	61	6.9%	1,090	35	3.2%
兵庫	2,456	492	20.0%	2,503	206	8.2%
奈良	957	99	10.3%	1,019	46	4.5%
和歌山	2,333	90	3.9%	3,172	62	2.0%
近畿管内	10,387	1,622	15.6%	10,783	754	7.0%
全国	222,442	27,974	12.6%	233,386	16,679	7.1%

※令和4年の管内合計には、局認定（11件、うち法人5件）を含む。

資料：農林水産省経営局経営政策課調べ

② 農業経営の法人化

- 法人には、経営・運営面や税制・社会保険制度等の制度面でのメリットがあり、経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承などを通じたさらなる経営発展へのステップとして、農林水産省では、農業経営の法人化を推進しています。
- 管内の農業経営の法人化の状況は、令和2年における法人経営体数が平成27年から29%増加して1,986経営体となりました。また、農地を所有できる農地所有適格法人は令和3年1月1日現在で989法人（対前年比96%（全国103%））、リース方式により農業参入した一般法人は令和2年12月末現在で514法人（対前年比110%（全国105%））となっています。（図表－1、2、3）
- 農業経営の法人化に関しては、府県段階に設置した農業経営・就農支援センターにおいて、各種経営課題に応じた中小企業診断士等の専門家派遣等による相談対応が実施されています。

図表－1 農業経営体数

府県名	令和2年		平成27年		法人数 増加率
		うち法人		うち法人	
滋賀	14,680	606	20,188	435	39%
京都	14,181	333	18,016	300	11%
大阪	7,673	97	9,293	103	▲6%
兵庫	38,302	649	47,895	423	53%
奈良	10,858	147	13,291	138	7%
和歌山	18,141	154	21,496	144	7%
近畿計	103,835	1,986	130,179	1,543	29%
全国	1,075,705	30,707	1,377,266	27,101	13%

資料：農林水産省「農林業センサス」（平成27(2015)年、令和2(2020)年）

図表－2 農地所有適格法人数

府県名	令和3年	令和2年	対前 年比
滋賀	404	439	92%
京都	165	169	98%
大阪	38	36	106%
兵庫	260	253	103%
奈良	63	67	94%
和歌山	59	70	84%
近畿計	989	1,034	96%
全国	20,045	19,550	103%

資料：農林水産省経営局調べ（1月1日現在）

図表－3 農業参入した一般法人数

府県名	令和2年	平成元年	対前 年比
滋賀	32	32	100%
京都	84	87	97%
大阪	59	54	109%
兵庫	230	204	113%
奈良	44	41	107%
和歌山	65	51	127%
近畿計	514	469	110%
全 国	3,867	3,669	105%

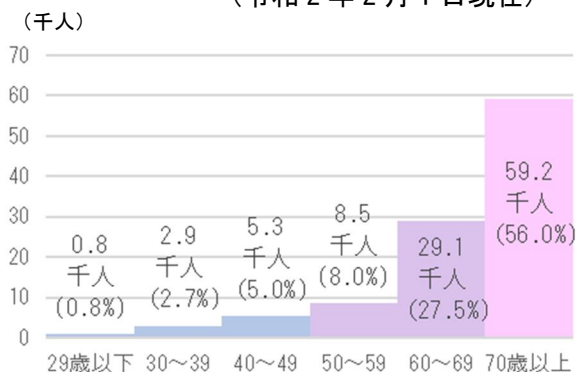
資料：農林水産省経営局調べ（12月末現在）

③ 新規就農の推進

- 農業者が減少、高齢化する中で、新規就農の推進は重要な課題です。
- 現在、近畿地方における基幹的農業従事者は、106 千人で、49 歳以下が 8.5%、70 歳以上が 56.0%と著しく均衡を欠く状況となっています。（図表－1）
- 持続可能な力強い農業を実現していくためには、農業内外からの新規就農を促進し、世代間バランスの取れた農業構造にしていくことが重要です。
- 認定新規就農者は、農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画（有効期間 5 年）を作成し市町村から計画の認定を受けた者です。将来において安定的な農業経営の担い手となる青年等の就農を促進するため、各種施策を講じています。

図表－1 年齢別基幹的農業従事者数

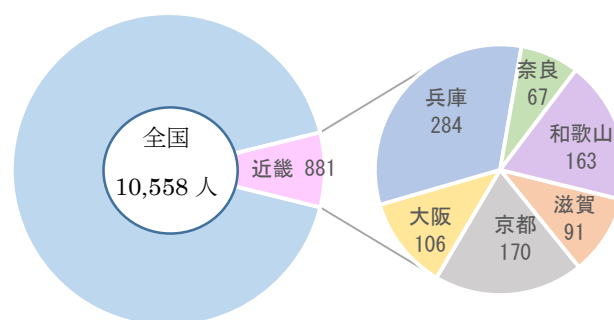
（令和 2 年 2 月 1 日現在）



資料：農林水産省「2020 年農林業センサス（令和 2 年 2 月 1 日現在）」を基に近畿農政局で作成。
「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち、普段仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

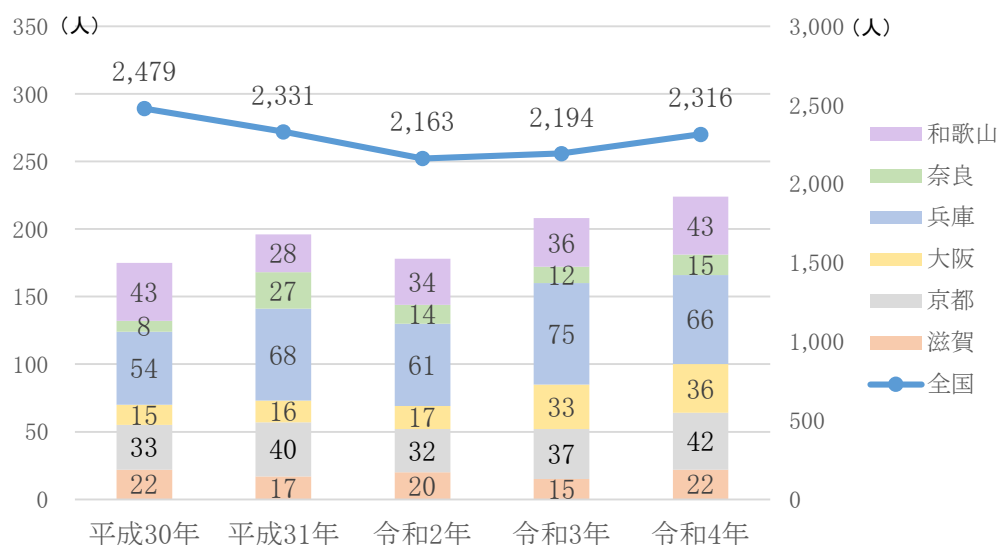
図表－2 認定新規就農者数

（令和 4 年 3 月末現在）



資料：農林水産省 HP「青年等就農計画制度について」の「認定新規就農者の認定状況（令和 4 年 3 月末現在）」を基に近畿農政局で作成。

図表－3 年度中に新規に認定を受けた認定新規就農者数の推移



資料：農林水産省 HP「青年等就農計画制度について」の「認定新規就農者の認定状況」を基に近畿農政局で作成。
令和 4 年は、令和 3 年 4 月～令和 4 年 3 月中に新規に認定を受けた認定新規就農者数。各年における期間は同じ。

(2) 女性農業者の活躍

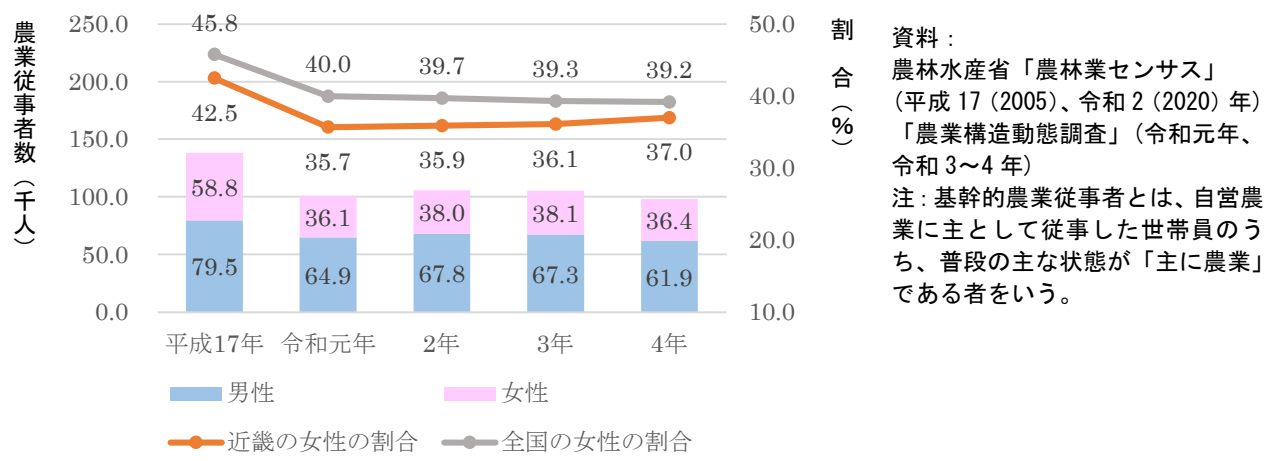
- 近畿農政局管内は、全国に比べ基幹的農業従事者に占める女性の割合が低く、農業女子プロジェクト※などの取組を通して女性農業者の存在感を高めていく必要があります。(図表－1)

○ 農業委員に占める女性の割合は増加傾向にありますが、更なる政策・方針決定過程への女性の参画促進が必要です。(図表－2)

※ 農業女子プロジェクトとは !!

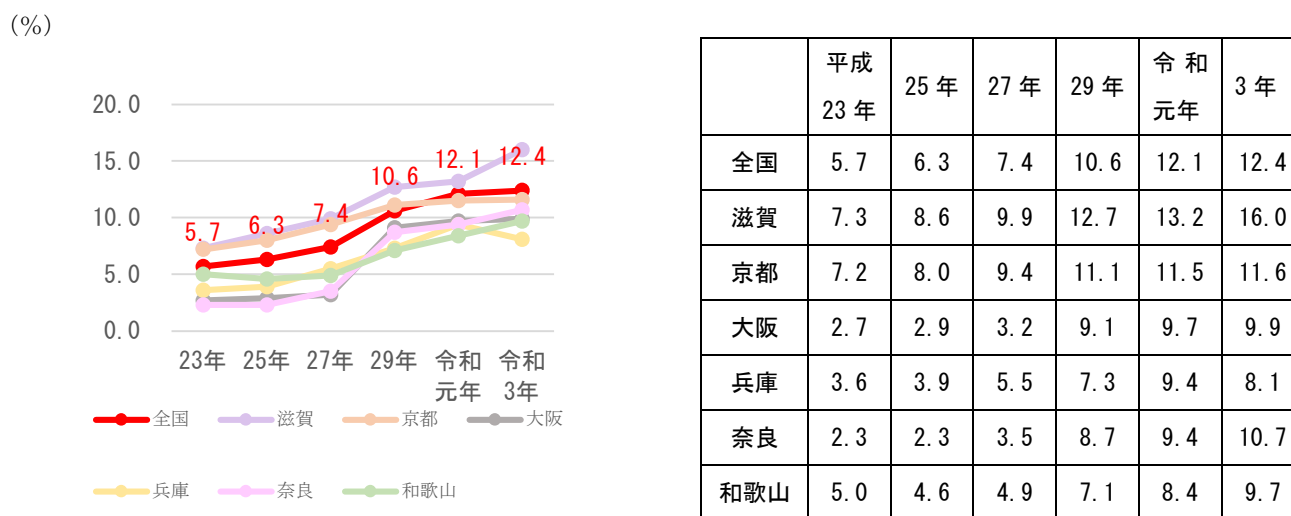
女性農業者が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を様々な企業の技術・ノウハウ・アイデアなどと結びつけ新たな商品やサービス、情報を創造し、社会に広く発信し、農業で活躍する女性の姿を多くの皆さまに知っていただくための取り組みです。

図表－1 基幹的農業従事者に占める女性の割合



図表－2 農業委員に占める女性の割合

(単位：%)



資料：農林水産省HP「女性の活躍を応援します」の「農業委員に占める女性の割合（農林水産省経営局調べ）」を基に近畿農政局で作成。(数値については、各年度 10 月 1 日現在)

(3) 農地集積・集約化と優良農地の確保

① 地域計画の策定

- 人と農地の問題を解決するため、地域の農業者が将来の地域のあり方について話し合い、「誰が地域の農地を担っていくのか」、「誰に農地の集積・集約化していくのか」を明確にする人・農地プランの取組が平成24年から始まり、令和元年の農地中間管理事業の制度創設5年後の見直しにおいて、人・農地プランを真に地域の話合いに基づくものにするという方向性が示され、これまで各地域において人・農地プランの実質化に向けた取組が進められてきました。
- 管内では、令和4年3月末現在、既にプランが実質化されている集落が3,992、取組を継続し、実質化に取り組む集落が1,186となっており、これらを合わせた5,178集落の約13.0万haにおいて、人・農地プランの実質化の取組が行われています。
(図表-1)
- 今後、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念される中、農地が利用されやすくなるよう、農地の集約化等に向けた取組を加速化することが、喫緊の課題です。
このため、①人・農地プランを法定化し、地域での話合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を定め、②それを実現すべく、地域内外から農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地バンクを活用した農地の集約化等を進めるため、農業経営基盤強化法等の改正法が令和5年4月に施行されました。
- これまで地域で守り続けてきた農地を、次の世代に着実に引き継いでいくため、農地の集約化等の実現に向け、「将来、地域の農地を誰が利用し、農地をどうまとめていくか」、「農地を含め、地域農業をどのように維持・発展していくか」、若年者や女性を含む幅広い意見を取り入れながら、各地域において関係者が一体となって話し合い、令和7年3月末までに地域計画を策定することになっています。

図表—1 管内の取組状況（令和4年3月末時点）

府県名	既に実質化されている地区		実質化に取り組む地区		合計				【参考】農林業センサス	
	地区数	耕地面積 (ha)	地区数	耕地面積 (ha)	地区数	割合	耕地面積 (ha)	割合	集落数	耕地面積 (ha)
滋賀	945	35,523	85	2,136	1,030	67%	37,659	74%	1,545	50,900
京都	936	15,752	720	11,480	1,656	98%	27,232	92%	1,684	29,700
大阪	68	1,140	57	858	125	16%	1,998	16%	773	12,400
兵庫	872	21,219	121	2,919	993	26%	24,138	33%	3,748	72,800
奈良	362	8,780	168	2,857	530	37%	11,638	59%	1,446	19,800
和歌山	809	26,135	35	1,195	844	53%	27,330	86%	1,599	31,600
近畿計	3,992	108,549	1,186	21,446	5,178	48%	129,995	60%	10,795	217,200

資料：近畿農政局調べ

注：集落数は、各府県から報告のあった集落数であり、必ずしもセンサス上の集落と一致しない。

：合計欄の割合は、2020 農林業センサスの集落数及び令和3年耕地面積に対する割合。

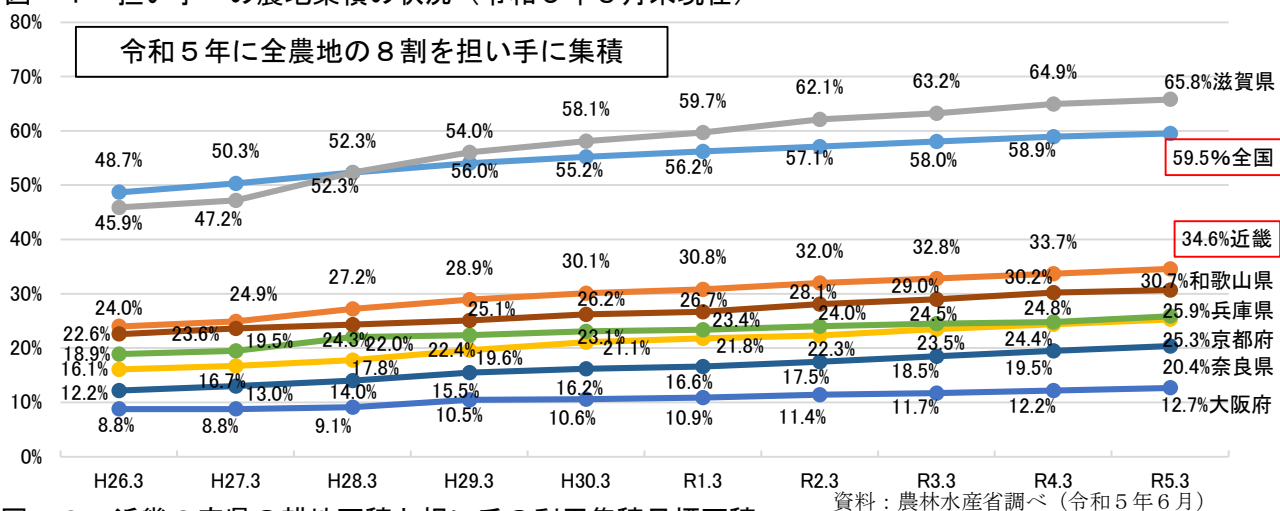
：【参考】欄の耕地面積は、令和3年耕地及び作付面積統計。

：近畿計の耕地面積は、四捨五入の関係で一致しない場合がある。

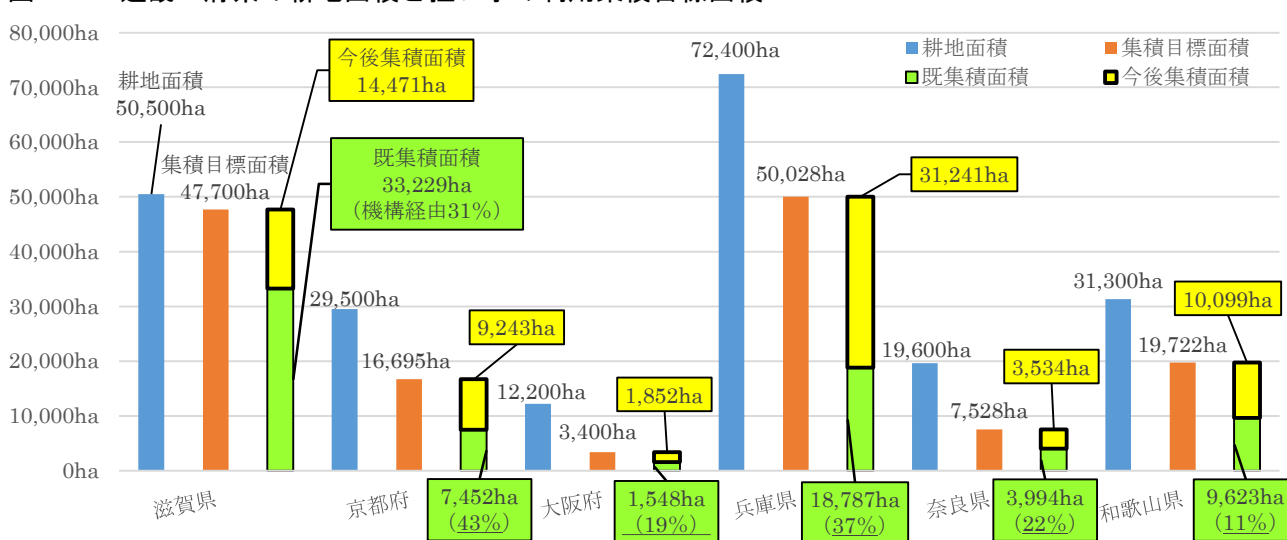
② 農地バンク

- 農林水産省では、令和5年度までに全農地の8割を担い手へ集積するという目標達成に向け、平成25年に農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）を制定し、さらに令和元年に農地中間管理事業をより使いやすくするための手続き面の改正を行い、各府県の農地中間管理機構（以下農地バンク）を通じた農地集積・集約化を推進し取組を行ってきました。
 - しかし、令和5年3月末現在の全耕地面積に占める担い手の利用面積は全国で59.5%、近畿6府県の平均は34.6%であり、滋賀県（65.8%）を除き担い手への農地集積が大きく遅れており、取組をさらに加速する必要があります。
 - 更なる推進のため、改正農業経営基盤強化促進法等が施行され、市町村が地域計画を定め、当該計画の区域において、農地バンクを介して担い手に対する農用地の利用の集積、農用地の集団化その他の農用地の効率的かつ総合的な利用を促進するための措置を講じたところです。
- 今後は、地域計画を基に農地バンクを活用した集積・集約化を進めることとなります。

図－1 担い手への農地集積の状況（令和5年3月末現在）



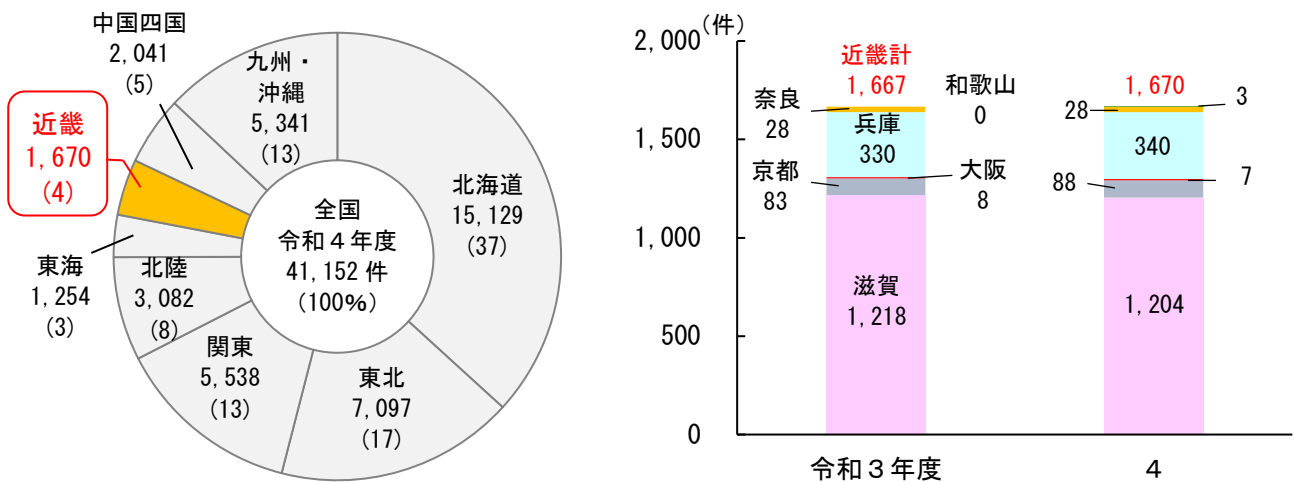
図－2 近畿6府県の耕地面積と担い手の利用集積目標面積



(4) 経営所得安定対策

- 担い手の経営安定を支援するとともに、我が国の農業の更なる構造改革を進める観点から、「畑作物の直接支払交付金」(ゲタ対策)と「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金」(ナラシ対策)を実施しています。
- 近畿での申請件数をみると土地利用型農業の盛んな滋賀県、兵庫県での申請が多い傾向にあります。具体的には、令和4年度(産)のゲタ対策の申請件数は、前年度に比べ3件増加の1,670件(全国の4%)となり、府県別では滋賀県が約7割を占めています。(図表-1)
また、ナラシ対策の加入申請件数は、前年度に比べ342件減少の1,944件(全国の3%)となり、府県別では滋賀県が約6割を占めています。(図表-2)
- 今後、申請手続の電子化に向けた環境を整備し、利用しやすい運営を進めていきます。

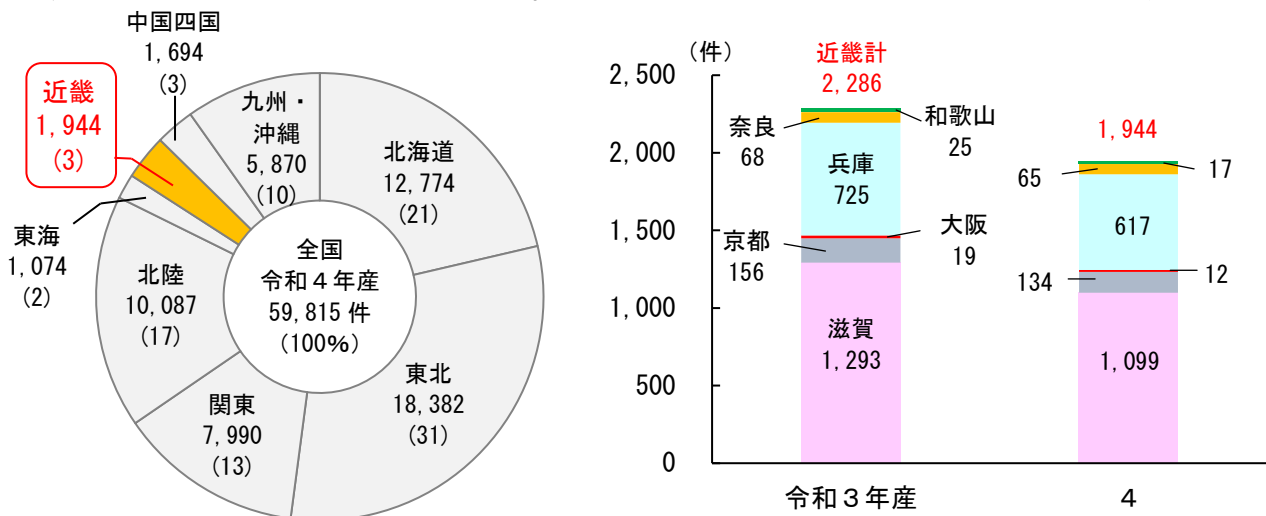
図表-1 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の申請件数



資料：農林水産省「経営所得安定対策等の加入申請状況について」

注：令和3年度は7月31日現在、令和4年度は7月31日現在

図表-2 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金(ナラシ対策)の加入申請件数



資料：農林水産省「経営所得安定対策等の加入申請状況について」

注：令和3年度は7月31日現在、令和4年度は7月31日現在

(5) 需要に応じた米生産

① 米の需給調整取組状況

- 米（主食用米）の需給調整については、平成30年産以降、行政による都道府県別の生産数量目標等の配分は行わず、国が策定する米穀の需給の見通し等の情報を踏まえつつ、農業者や集荷業者・団体が中心となって需要に応じた生産・販売に取り組むこととなっています。（図表－１）
- 近畿では、各府県が自主的に設定した作付方針（生産の目安）に沿って、需要に応じた生産・販売に向けた取組が着実に進められたところ、令和４年10月14日に公表された「令和４年産の水田における作付状況（令和４年9月15日時点）」によると、管内の主食用米の作付面積は、前年産の作付実績と比較すると総じて減少しています。（図表－２）
- 農林水産省では、引き続き、各県・各産地の作付意向の把握・公表、米に関するマンスリーレポート等の情報提供を行うとともに、戦略作物の本作化や水田の畑地化を推進する水田活用の直接支払交付金（図表－３）等の支援を講じることとしています。

図表－１ 令和４（2022）年産米の需給調整取組状況

（単位：t、ha）

	作付方針（生産の目安）		主食用米		達成状況	
	生産量	作付面積	実生産量	実作付面積	生産量	作付面積
滋賀	147,396	28,455	144,900	27,700	▲ 2,496	▲ 755
京都	66,468	13,033	68,900	13,400	2,432	367
大阪 注2	—	—	22,800	4,540	—	—
兵庫 注3	150,000	29,940	168,300	32,800	102	▲ 772
奈良	39,314	7,671	43,600	8,350	4,286	679
和歌山	30,300	6,096	31,000	5,980	700	▲ 116
近畿	433,478	85,195	479,500	92,770	5,024	▲ 597
全国	6,750,000		6,701,000	1,251,000	▲ 49,000	

資料：農林水産省調べ

注１：近畿各府県の作付方針（生産の目安）は、各県の再生協議会等が設定したもの。（ただし、生産量又は作付面積が未設定の場合は平年収量を用いて算出）

注２：大阪府は、作付方針（生産の目安）を設定していない。

注３：兵庫県の作付方針（生産の目安）には酒造好適米（18,198 t）を含んでいないが、実生産量及び実作付面積には酒造好適米を含む。

注４：近畿各府県の積上げ値と近畿計は、一致しない場合がある。

注５：全国の生産量は、国が令和４年７月27日に策定した基本計画（需給見通し）における主食用米等生産量。

注６：主食用米の実生産量及び実作付面積は、大臣官房統計部が令和４年12月9日に公表した作物統計調査「令和４年産水陸稲の収穫量」。

図表－２ 令和４（2022）年産米等の作付状況（令和４年９月15日時点）

（単位：ha）

	主食用米		備蓄用米		戦略作物													
	作付実績	増減 (前年比)	作付実績	増減 (前年比)	加工用米		米粉用米		飼料用米		WCS用稲 (稲免穀粗飼料用)		新市場開拓用米 (輸出用米)		麦 (基幹)		大豆 (基幹)	
					作付実績	増減 (前年比)	作付実績	増減 (前年比)	作付実績	増減 (前年比)	作付実績	増減 (前年比)	作付実績	増減 (前年比)	作付実績	増減 (前年比)	作付実績	増減 (前年比)
滋賀	27,700	▲ 1,200	266	▲ 2	685	41	56	▲ 2	2,090	409	293	16	209	6	7,851	389	465	▲ 3
京都	13,400	▲ 200	—	—	564	2	10	0	140	39	135	14	22	7	281	25	282	41
大阪	4,540	▲ 80	—	—	0	▲ 0	5	0	6	0	—	—	—	—	2	▲ 1	7	1
兵庫	32,800	▲ 1,300	—	—	707	▲ 19	35	0	761	206	940	74	190	27	1,874	123	1,713	▲ 119
奈良	8,350	▲ 50	—	—	14	▲ 5	45	15	64	30	39	▲ 1	—	▲ 0	61	▲ 1	24	▲ 1
和歌山	5,980	▲ 120	—	—	—	—	1	▲ 0	3	0	3	1	—	—	4	1	13	0

資料：農林水産省「令和４年産の水田における作付状況について（令和４年9月15日時点）」（令和４年10月公表）データを基に農政局で作成

※１ 主食用米は統計部公表の都道府県別の主食用米面積。

※２ 加工用米及び新規需要米は取組計画の認定面積で、備蓄米は地域農業再生協議会が把握した面積。

※３ 麦、大豆は地方農政局等が都道府県再生協議会等に聞き取った面積（基幹作）。

図表－３ 令和３(2021)年度水田活用の直接支払交付金交付状況（令和４年４月末時点）

（単位：億円、ha）

府 県	支払件数	支払金額	戦略作物助成（基幹作物）面積							参考		
			麦	大豆	飼料作物	WCS用稲	米粉用米	飼料用米	加工用米	そば	なたね	新市場開拓用米 （輸出用米）
滋 賀	4,378	61.8	6,120	439	150	276	58	1,676	468	112	19	171
京 都	4,132	10.4	255	203	48	119	9	97	326	100	－	3
大 阪	1,685	1.3	2	5	1	－	5	6	0	0	－	－
兵 庫	13,457	42.6	1,723	1,487	758	853	34	548	690	114	13	150
奈 良	1,349	2.5	63	20	4	40	29	33	17	－	0	0
和歌山	2,098	1.2	2	11	4	2	1	2	－	2	－	－
近畿	27,099	119.8	8,165	2,165	965	1,290	136	2,362	1,501	328	32	324

資料：農林水産省「令和３年度の経営所得安定対策等の支払実績（令和４年４月末時点）」（令和４年９月15日公表）データを基に近畿農政局で作成

※ 飼料作物については、WCS用稲を除く

② 米粉の需要拡大

- 米粉用米の全国需要量は、平成 29 年度までは 2 万トン程度で推移していましたが、令和 4 年度は 4.5 万トンまで増加しています。（図表－1）農林水産省では、日本米粉協会と連携し、米粉の特徴を活かしグルテンを含まない特性を発信する「ノングルテン米粉第三者認証制度」や「米粉の用途別基準」の運用を平成 30 年から開始しました。また、さらなる米粉の利用拡大に向けて令和 4 年度 2 次補正予算において「米粉の利用拡大支援対策事業（140 億円）」を措置し、米粉の特徴を活かした新商品開発や機械設備の導入等を支援しています。
- 近畿農政局においても米粉の普及促進を目的に平成 14 年に発足した近畿米粉食品普及推進協議会と連携し、令和 4 年度は「米粉まつり」や「オンライン米粉料理教室」を開催するほか、「米粉ができるまで」動画を制作し、近畿農政局ホームページに掲載しています。

図表－1：米粉用米の生産量・需要量の推移



資料：農林水産省調べ

注）平成 21 年度の生産量は計画数量。需要量は需要者からの聞き取り。数値は利用量



米粉まつり 2022



オンライン米粉料理教室の様子



「米粉ができるまで」の動画
（近畿農政局 HP 掲載）

(6) 生産基盤の強化と流通・加工の合理化

① 水田における高収益作物の導入

- 主食用米の需要が減少傾向にある中、農業・農村の活性化や担い手の確保を図るためには、需要に応じた米の生産と併せて、水田における野菜や果実等の高収益作物の生産を推進することが必要です。また、米から高収益作物への転換等に当たっては、産地の関係者がよく話し合い合意形成を図り、基盤整備や施設・機械の導入等を行いながら取り組むことが重要です。
- このため、近畿農政局では作物の生産振興を担当する生産部、農業の担い手育成を担当する経営・事業支援部、基盤整備を担当する農村振興部の関係課が連携し、平成31年2月から「近畿農政局水田農業高収益化推進プロジェクトチーム」を発足させ、各種取組を行っています。
- プロジェクトチームでは、府県市町村や農業者団体に加え、量販店や食品企業といった実需者の参加を得て、双方の取引関係の構築に向けて、現地での検討会やマッチング支援に取り組んでいます。また、滋賀県と京都府において水田農業高収益化推進計画が策定されました。

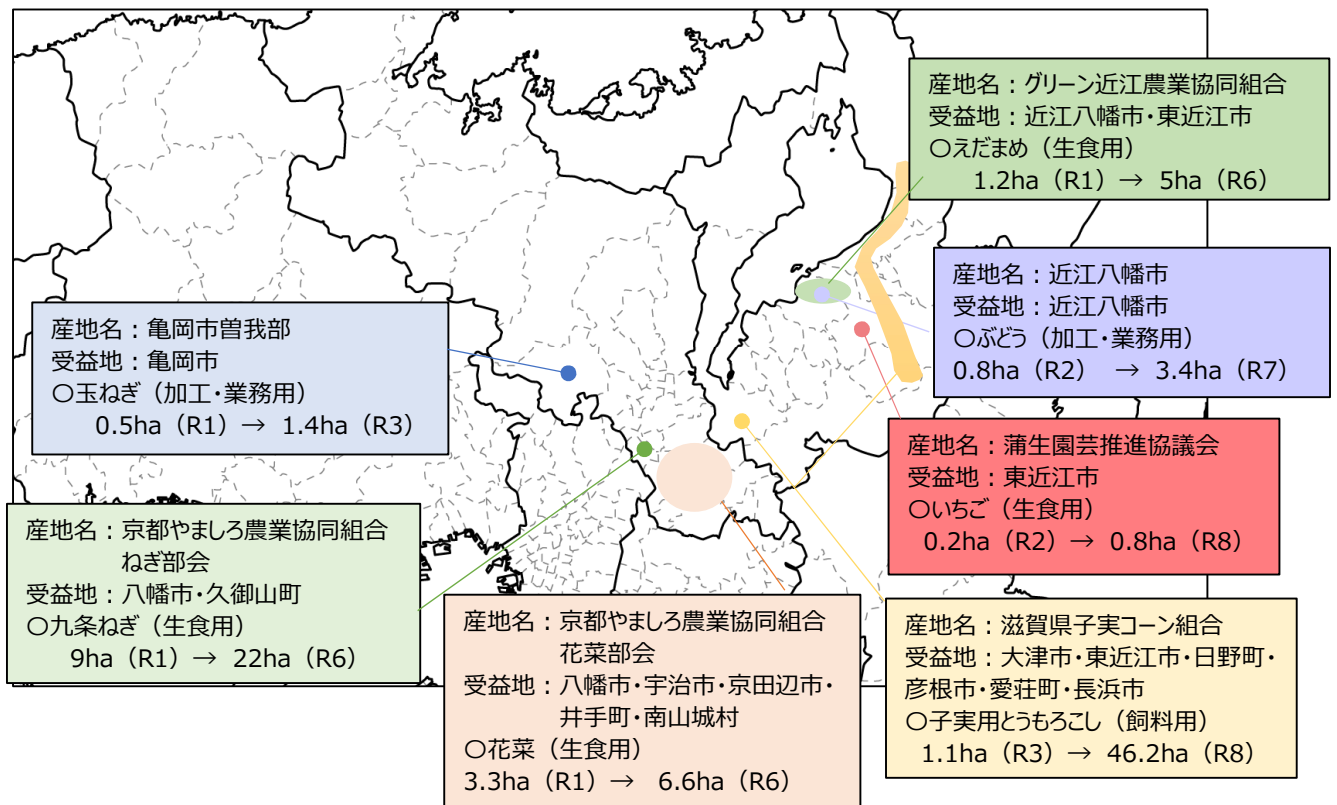


現地検討会（室内）の様子（滋賀県東近江市）



現地検討会（現地）の様子（京都府京丹波町）

水田農業高収益化推進計画における主な産地（近畿農政局管内）（令和5年5月末時点）



② 園芸作物の生産体制強化

- 我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重要な役割を果たしており、農業者の高齢化の進行や、消費・流通構造の変化等への対応が求められています。
- このため、農林水産省では、国産農産物の安定的な供給体制を構築するため、各種支援策を講じています。
- 近畿農政局では、需要の変化に対応する園芸作物の先導的な取組、海外等の新市場を開拓していくための拠点整備を支援しています。（図表－１）

図表－１ 産地の課題に対応した支援

～^{てんちゃ}碾茶の需要拡大に対応した収益力向上～

JA 全農京都府本部では、碾茶（抹茶の原料）需要の伸びに伴い拡大した生産量に対応するため、自動格納式冷蔵施設を備えた物流拠点を整備することにより、集出荷施設の処理能力の拡大と茶冷蔵保管能力の増強を図り、実需者への優位販売や煎茶から碾茶への転換による収益力向上に取り組んでいます。

（強い農業・担い手づくり総合支援交付金）



宇治茶流通センター

～高品質な黒大豆枝豆の産地形成による収益力向上～

JA 兵庫六甲では、黒大豆枝豆の^{だっきょう}脱莢から選別、袋詰めなどの出荷調製作業の省力化と品質向上を図るため、色や形の識別・異物検出が可能な選別機や洗浄・脱水機、予冷库を備えた出荷調製施設を整備し、黒大豆枝豆のブランド化と産地拡大による収益力向上に取り組んでいます。

（産地生産基盤パワーアップ事業）



黒大豆枝豆の出荷調製施設

～輸出拡大に向けた産地整備～

JA 紀の里では、桃及び柿に対するアジア諸国からのニーズに応えるため、糖度等の内部品質を測定する光センサーを備え、かつ、検疫条件にも対応した梱包ができる選果施設を整備し、作業の効率化や糖度選別によるブランド化を図り、農業者の所得拡大に取り組んでいます。

（農畜産物輸出拡大施設整備事業）



果樹の選果施設

③ 農畜産物の消費拡大

- 農畜産物の消費は長期的にみて減少傾向で推移しています。
- 更に、新型コロナウイルス感染症の影響によるインバウンドや外食産業向け需要の減少等により、多大な影響を受けています。
- このため、農林水産省では、花いっぱいプロジェクトなど様々なキャンペーンを展開し、農畜産物の消費拡大に取り組んでいます。（図表－１）
- 近畿農政局でも、消費者の部屋等を活用し、情報発信をしています。（図表－２）
- 今後も、農畜産物の消費拡大に向けて、様々な取組を進めていきます。

（図表－１）消費拡大を呼びかけるポスター



（図表－２）消費者の部屋等の展示



フラワーバレンタインをPRする展示



牛乳月間（６月）にあわせて牛乳の消費拡大をPRする展示



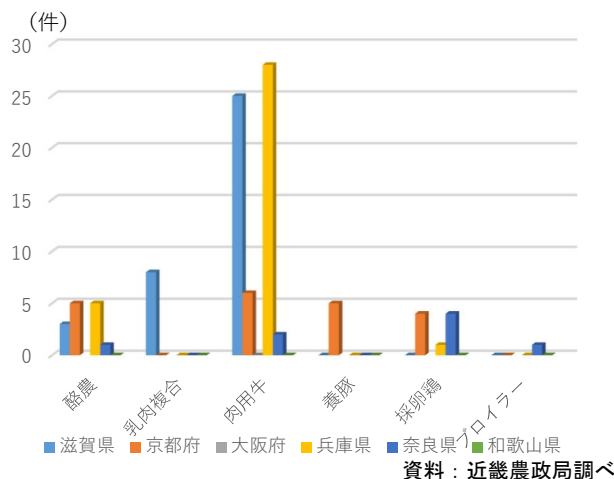
来庁者に向けて本局内で展示

④ 畜産・酪農の生産基盤強化（畜産クラスター事業）

- 我が国における高齢化・後継者不足等による畜産農家戸数の減少や、国内外で高まる牛肉・牛乳乳製品等のニーズに対応していく必要があります。このため、生産基盤の強化や体制の構築に向け、畜産農家の収益力向上が重要となっており、国は畜産クラスター協議会が行う取組みを支援しています。
- 農林水産省では畜産クラスター※の取組等を推進しており、平成27年度から開始した畜産クラスター事業では、地域で設立された畜産クラスター協議会において当該地域における畜産の課題を抽出し、それに対応するため施設整備や環境整備への支援に取り組んでいます（図表-1, 2）。令和4年度までに近畿管内において60の畜産クラスター協議会が設立され、法人経営の増加や規模拡大が図られてきました。
- 畜産業を取り巻く国際経済環境の変化等に対応し、その国際競争力の強化を図るため、令和3年に「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」が定められ、4年4月に施行され、さらに、5年1月には省令改正を行い、新たに畜産用倉庫等を対象に追加しました。

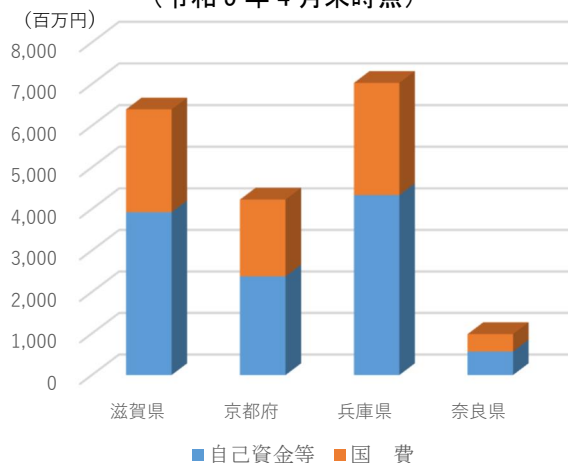
※ 畜産農家と地域の畜産関係者（コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等）が、ぶどうの房（クラスター）のように一体的に結集することで、地域全体で畜産の収益向上を図る取組。

図表-1 府県別に見た畜産クラスター協議会の事業内容



畜産クラスター事業で整備した牛舎内

図表-2 府県別に見た総事業費
(令和5年4月末時点)

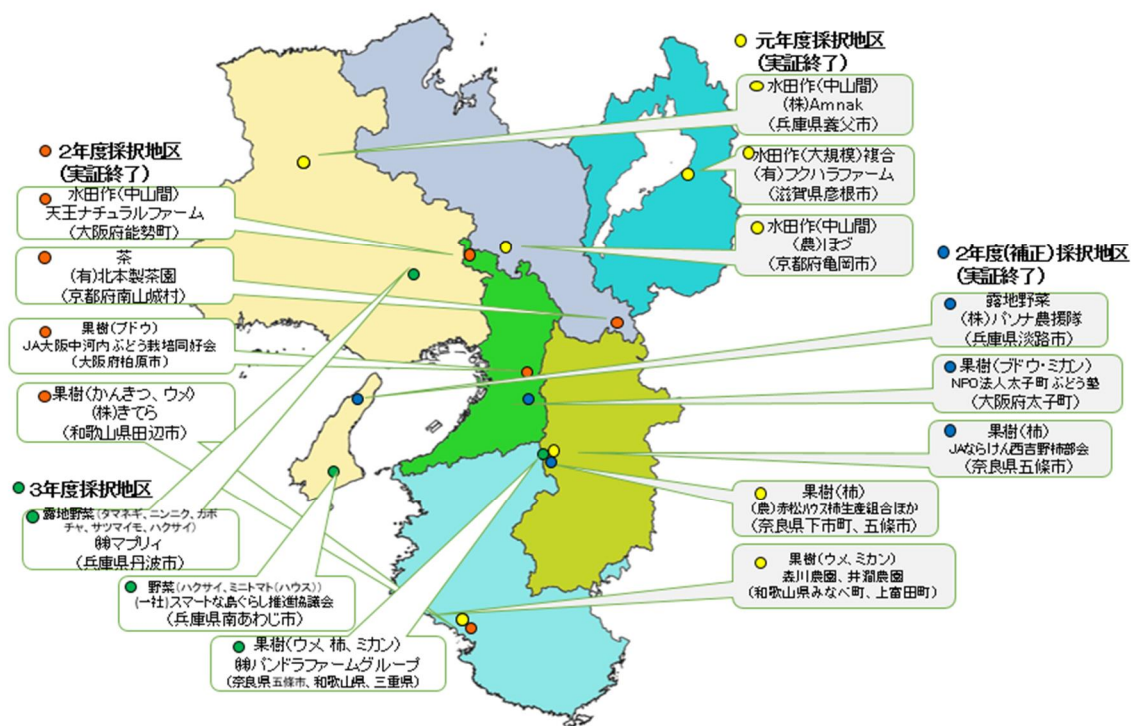


畜産クラスター事業で整備した堆肥舎

⑤ スマート農業

- 農林水産省では、令和元年度から全国各地の生産現場にロボット、AI、IoT等の先端技術を活用したスマート農業を導入し、経営分析・情報発信によりスマート農業の社会実装を図る「スマート農業実証プロジェクト」を展開しています。
- これまでに、近畿では15地区（全国217地区）でスマート農業実証プロジェクトを実施しています。（図表-1）
- 近畿農政局では、プロジェクトチームを立ち上げ、現場への普及促進を図ったほか、令和4年11月には、農研機構西日本農研センターとともに「スマート農業推進フォーラム2022in近畿」を開催し、スマート農業に関する専門家による講演や取組等を紹介するセミナー及び企業と生産者が情報交換を行えるマッチングを実施しました。

図表-1 スマート農業実証プロジェクト採択課題（近畿分）



【スマート農業推進フォーラム2022in近畿】



セミナー会場の様子

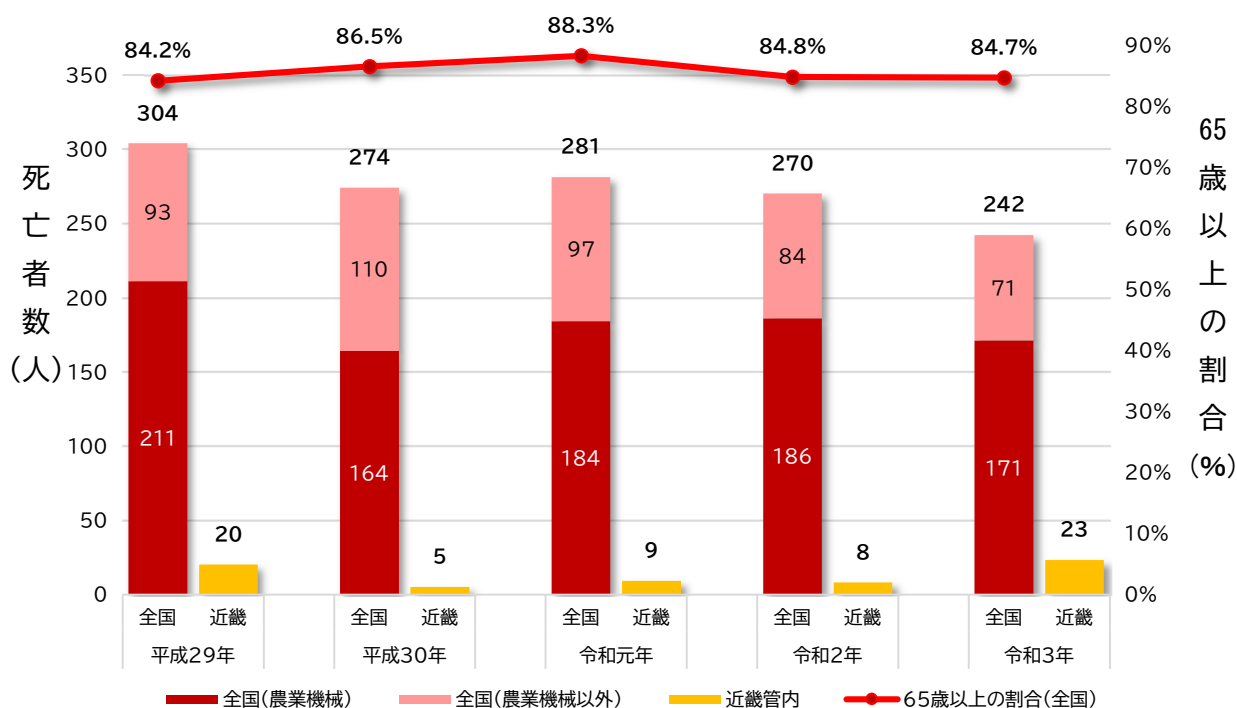


マッチング、展示の様子

⑥ 農作業安全対策

- 全国では、令和3年度に農作業死亡事故が242件発生していますが、そのうち8割以上は65歳以上の高齢者によるものです。このことから、特に高齢者を中心として事故件数を減少させることが喫緊の課題となっています。（図表－1）
- 近畿管内についてみると、作付面積、農家数が他府県と比較して大きい兵庫県で、死亡事故件数が多くなっています。（図表－2）
- 農林水産省では、令和4年度までに、農作業死亡事故のうち農業機械作業に係る死亡事故を平成29年度比半減（211件→105件）する全国目標の達成に向け、春と秋に府県、農業者団体等を招聘した農作業安全推進会議を開催し、事故防止に向けた情報共有、連携強化を図っています。

図表－1 農作業死亡事故の推移（全国・近畿）



資料：農林水産省調べ

図表－2 農作業死亡事故推移（府県別）

年度	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	合計
H29	4	5	－	11	－	－	20
H30	－	－	－	5	－	－	5
R 元	－	4	－	5	－	－	9
R2	－	－	－	8	－	－	8
R3	6	－	－	8	4	5	23

資料：農林水産省調べ（都道府県別死亡事故が1～3件は非公表）

⑦ GAP（農業生産工程管理）

- GAP※は、輸出拡大や農業人材育成等を通じて、農業競争力の強化を図る観点から重要な取組です。
- 近畿の GAP 認証取得経営体数（令和 4 年 3 月末時点（ASIAGAP 及び JGAP））は、276 経営体（全国 7,183 経営体）となっており、比較的工芸作物の生産が盛んな京都や奈良で多くなっています。（図表－1）品目別では、茶が全体の 6 割以上を占めています。（図表－2）これは、原材料の安全性についての説明責任が高まっていることや、拡大基調にある輸出先で取引の際に必要となってきたこと等を背景に、実需者が茶の品質保証をより求めていることが一因にあると考えられます。
- 現在、令和 12 年までに、ほぼ全ての国内の産地で国際水準 GAP を実施することを目標に掲げ、府県における指導体制の構築や生産現場への啓発普及のほか、優良事例表彰による機運の醸成、団体認証取得等の支援、実需者に対する GAP 認証農産物の流通拡大に向けた働きかけなど様々な取組を進めています。

※GAP（Good Agricultural Practice）農業生産工程管理。農業において、食品安全・環境保全・労働安全・人権保護及・農場経営管理の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

図表－1 GAP 認証取得経営体数 （単位：経営体）

	ASIAGAP	JGAP	計
全国	2,253	4,930	7,183
近畿	192	84	276
滋賀	10	21	31
京都	101	14	115
大阪	1	6	7
兵庫	8	23	31
奈良	72	8	80
和歌山	0	12	12

ASIAGAP：一般社団法人日本のGAP協会が策定した第三者認証のGAP。国際承認を取得しており、アジアで普及を目指す。

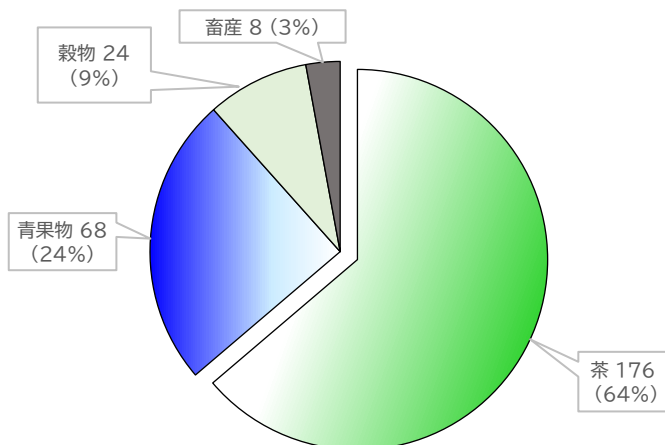
JGAP：一般社団法人日本のGAP協会が策定した第三者認証のGAP。日本で普及。

GLOBALG. A. P.：ドイツのFood PLUS GmbHが策定した第三者認証のGAP。主に欧州で普及。

資料：（一社）日本 GAP 協会公表（令和 4 年 3 月末時点）。

GLOBALG. A. P. は全国で 692 経営体（令和 3 年 12 月末時点）、（一社）GAP 普及推進機構公表。府県別・品目別データは不詳。

図表－2 品目別の GAP 認証取得経営体数（近畿）



資料：（一社）日本 GAP 協会公表資料等を基に近畿農政局で作成
令和 4 年 3 月末時点

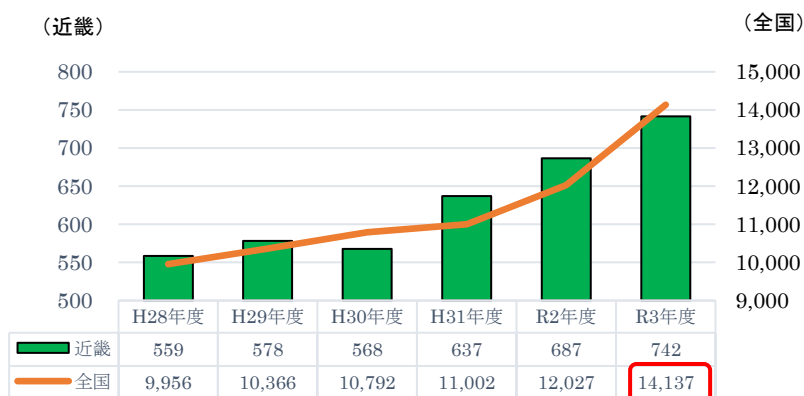
⑧ 環境と調和した持続的な農業

- 有機農業を推進するに当たり、農林水産省では、有機農業の取組面積を「有機農業の推進に関する基本的な方針」（令和2年4月改定）において、令和12年までに6万3,000ha（平成29年2万3,500ha）とすることを、更に、令和3年5月には「みどりの食料システム戦略」を策定し、同戦略において2050年までに100万haとすることを目標に掲げ、各種施策を展開しています。
- また、令和3年度の近畿における有機JASの認定面積は742ha（全国：14,137ha）で、有機JAS認定面積は、増加傾向となっています。（図表－1，2）
今後、みどりの食料システム戦略推進交付金※により、農業者が有機JASの認証を受ける際に指導助言等を行う有機農業指導員の育成を図っていきます。
- 農林水産省では、有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進する一環として、「未来につながる持続可能な農業推進コンクール」を開催しています。近畿農政局では、このコンクールの一環として、管内からの応募者を対象に審査会を開催し、優秀者を表彰する取り組みを行っています。（令和4年度の有機農業・環境保全型農業部門応募数 3件）
- また、近畿管内では、滋賀県における琵琶湖の水質保全を目的のひとつとする「環境こだわり農業」など、種々の環境保全型農業が、環境保全型農業直接支払交付金などの支援策と一体的に取り組まれています。（P116 参照）

※「みどりの食料システム戦略」（P41 参照）を推進するために措置された交付金。

図表－1 有機JAS認定面積の推移（全国・近畿）

（単位：ha）

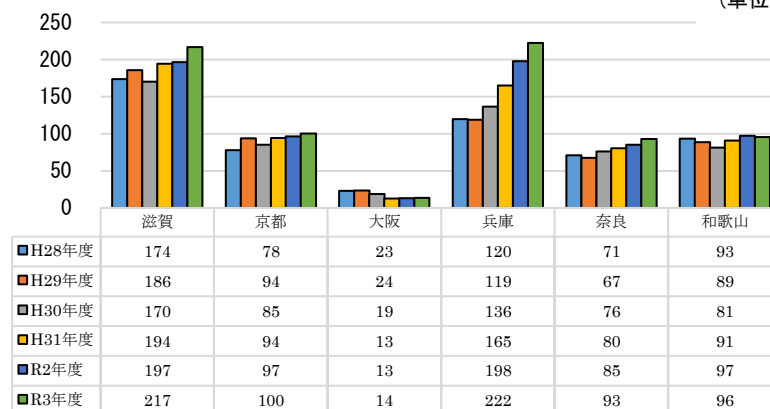


資料：農林水産省調べ

注：各年度の値は、4月1日現在の認定面積

図表－2 府県別有機JAS認定面積の推移

（単位：ha）



資料：農林水産省調べ

注：各年度の値は、4月1日現在の認定面積

(7) 農業生産基盤の整備と保全管理

① 近畿管内国営土地改良事業

- 農業農村整備事業は、農業生産の基盤と農村の生活環境の整備を通じて「農業の持続的発展」、「農村の振興」、「食料の安定供給」、「多面的機能の発揮」の実現を図るための施策です。
- 管内では国営かんがい排水事業（主に滋賀、兵庫）、国営農地再編整備事業（京都）、国営総合農地防災事業（和歌山）を実施するとともに直轄管理事業（兵庫、奈良、和歌山）を実施しています。
- 食料自給率の目標達成の前提となる食料供給力の強化には、農地・農業用水の確保、担い手の確保・育成、農業生産性の向上が不可欠であり、そのためには農業生産基盤の整備が重要です。

図表－1 国営かんがい排水事業等一覧（令和4年度時点）

事業名	地区名 (事業所名)	事業概要	工期	関係市町村
国営かんがい排水事業	湖東平野 (湖東平野農業水利事業所)	ダム1箇所(貯水池内掘削)、用水路L=8.4km(改修)、地下水井22箇所(新設)、調整池2箇所(新設)、水管理施設一式(改修)	H26～R6	滋賀県近江八幡市、東近江市、愛知郡愛荘町、犬上郡豊郷町
国営かんがい排水事業 (耐震対策一体型・併せ行うため池整備)	東条川二期 (東条川二期農業水利事業所)	ダム3箇所(改修)、ため池5箇所(改修)、用水路L=14.6km(改修)、水管理施設一式(改修)	R3～R12	兵庫県三木市、小野市、加東市
国営施設応急対策事業	五条吉野 (南近畿土地改良調査管理事務所)	ダム1箇所(改修)、用水路L=0.3km(改修)、用水機場8箇所(改修)	H31～R5	奈良県五條市、吉野郡下市町
国営施設応急対策事業	湖北 (湖東平野農業水利事業所湖北支所)	頭首工1箇所(改修)、用水路L=1.0km(改修)	R2～R7	滋賀県長浜市

図表－2 国営農地再編整備事業一覧（令和4年度時点）

事業名	地区名 (事業所名)	事業概要	工期	関係市町村
国営緊急農地再編整備事業	亀岡中部 (亀岡中部農地整備事業所)	区画整理A=444ha	H26～R8	京都府亀岡市

図表－3 国営総合農地防災事業一覧（令和4年度時点）

事業名	地区名 (事業所名)	事業概要	工期	関係市町村
国営総合農地防災事業	和歌山平野 (和歌山平野農地防災事業所)	排水機5箇所(改修、新設) 排水路L=45.2km(改修、新設) 洪水調整池8箇所(改修、新設) 排水管理施設一式(新設)	H26～R10	和歌山県和歌山市、紀の川市、岩出市

図表－4 直轄管理事業一覧（令和４年度時点）

事業名	地区名 (事業所名)	事業概要	工期	関係市町村
直轄管理事業	十津川・紀の川	(管理施設) ダム ２箇所、頭首工 １箇所	S58～	奈良県奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、生駒郡安堵町、磯城郡川西町、三宅町、田原本町、高市郡高取町、明日香村、北葛城郡上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野郡大淀町 和歌山県和歌山市、橋本市、紀の川市、岩出市、伊都郡かつらぎ町、九度山町
	加古川水系	(管理施設) ダム ５箇所、頭首工 ４箇所 導水路及び幹線水路 ９路線 (L=69.4km)、 揚水機場 ４箇所	H2～	兵庫県神戸市、明石市、加古川市、三木市、小野市、姫路市、西脇市、加西市、加古郡稲美町、加東市、多可郡多可町

近畿農政局管内国営事業（務）所等位置図

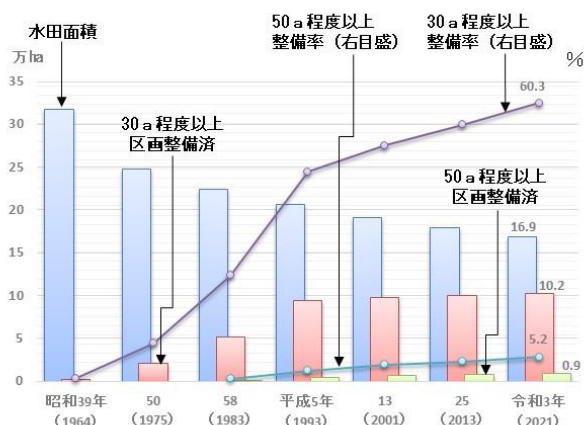


（令和4年度時点）

② 水田および畑の整備状況

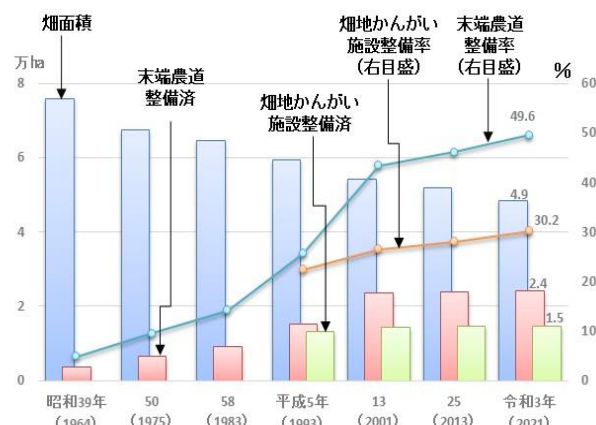
- 近畿管内における水田の区画及び畑のかんがい施設等の整備率（水田 60.3%，畑地 49.6%）は、全国（水田 67.5%，畑地 78.9%）に比べて低い状態にあります。（図表-1, 2, 3）
- 農業の競争力を強化するためには農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、畑地かんがい施設の整備等の農業生産基盤整備を実施し、担い手への農地の集積・集約化や農作物の高付加価値化等を図る必要があります。

図表-1 水田の区画整備状況（近畿）



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査(令和3.3.31時点の推計値)」
注：水田面積は毎年7月15日時点（平成13（2001）年度以前は毎年8月1日時点）、水田面積以外は3月末時点

図表-2 畑のかんがい施設等の整備状況（近畿）



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査(令和3.3.31時点の推計値)」
注：1) 畑面積は毎年7月15日時点（平成13（2001）年度以前は毎年8月1日時点）、畑面積以外は3月末時点
2) 末端農道整備済とは、畑に幅員3m以上の農道が接している状態をいう。
3) 畑地かんがい施設整備済は現在の集計方法と同等の年のみ掲載

図表-3 近畿農政局管内府県別の田畑整備状況

区分	田面積				
	[ha]	30a程度以上区画整備済			
		[ha]	割合 [%]	[ha]	割合 [%]
全国	2,366,000	1,596,667	67.5	274,004	11.6
近畿	168,700	101,765	60.3	8,753	5.2
滋賀	47,100	42,319	89.8	3,284	7.0
京都	23,100	10,425	45.1	1,243	5.4
大阪	8,640	1,375	15.9	242	2.8
兵庫	66,700	44,702	67.0	3,790	5.7
奈良	14,000	2,548	18.2	161	1.2
和歌山	9,260	397	4.3	33	0.4

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査(令和3.3.31時点の推計値)」
注：田の面積は毎年7月15日時点、田の面積以外は3月末時点

区分	畑面積				
	[ha]	末端農道整備済面積		畑地かんがい施設整備済面積	
		[ha]	割合 [%]	[ha]	割合 [%]
全国	1,983,000	1,564,138	78.9	496,863	25.1
近畿	48,500	24,061	49.6	14,645	30.2
滋賀	3,830	2,441	63.7	1,228	32.1
京都	6,620	2,189	33.1	1,689	25.5
大阪	3,760	1,178	31.3	670	17.8
兵庫	6,120	3,051	49.9	2,171	35.5
奈良	5,830	3,119	53.5	1,473	25.3
和歌山	22,300	12,083	54.2	7,414	33.2

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査(令和3.3.31時点の推計値)」
注：1) 畑面積は毎年7月15日時点、畑面積以外は3月末時点
2) 末端農道整備済とは、畑に幅員3m以上の農道が接している状態をいう。

③ 農業水利施設の長寿命化

- 農業水利施設の多くが耐用年数を超過している状況にあります。(図表-1)
- 近年において施設の老朽化等による突発事故が増加しており、計画的かつ効率的な補修・更新等を実施することで、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減を図ることが必要です。

図表-1 基幹水利施設の施設数、水路延長（全国、近畿）

		点的施設（箇所）					線的施設（km）		
		貯水池	頭首工	水 門	管 理 設 備	機 場	水 路	集水渠	
全国合計	7,700	1,295	1,962	1,138	303	3,002	51,831	51,770	61
うち耐用年数超過	4,324	131	810	826	234	2,323	23,206	23,162	43
近畿管内	389	88	109	33	37	122	2,374	2,372	2
うち耐用年数超過	189	6	40	24	30	89	1,036	1,034	2

資料：農業基盤情報基礎調査（R3.3.31時点の推計値）

（注）ラウンドの関係で、計が一致しない場合がある。

【管水路の突発事故（管の破裂）】



【管の破裂による道路陥没】



【管水路の調査点検・機能診断】



【管内面補修対策工】



④ 農業用ため池の管理及び保全

- 近年、台風等による豪雨や大規模な地震により、農業用ため池が被災するケースが多発しています。
- 農業用ため池は、江戸時代以前に築造された施設が多く、権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑で離農や高齢化により利用者を主体とする管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあります。
- 施設の所有者、管理者や行政機関の役割分担を明らかにし、農業用ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を早急に整備することを目的として「農業用ため池の管理及び保全に関する法律（令和元年7月1日施行）」が制定されました。（図表-1）
- 農業用ため池の決壊による水害等の災害から国民の生命及び財産を守るため、防災重点農業用ため池における防災工事等を集中的かつ計画的に行うことを目的に、令和12年度末を期限とする「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（令和2年法律第56号）」が令和2年10月1日に施行されました。
- 法律の施行により、近畿管内の各府県は防災重点農業用ため池を指定するとともに対策工事等を積極的に進めるため「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画」を策定しています。
- この推進計画に基づく防災工事等を、特別措置法の期限内に遂行していくため、令和3年度に「防災重点農業用ため池緊急整備事業」を創設しています。

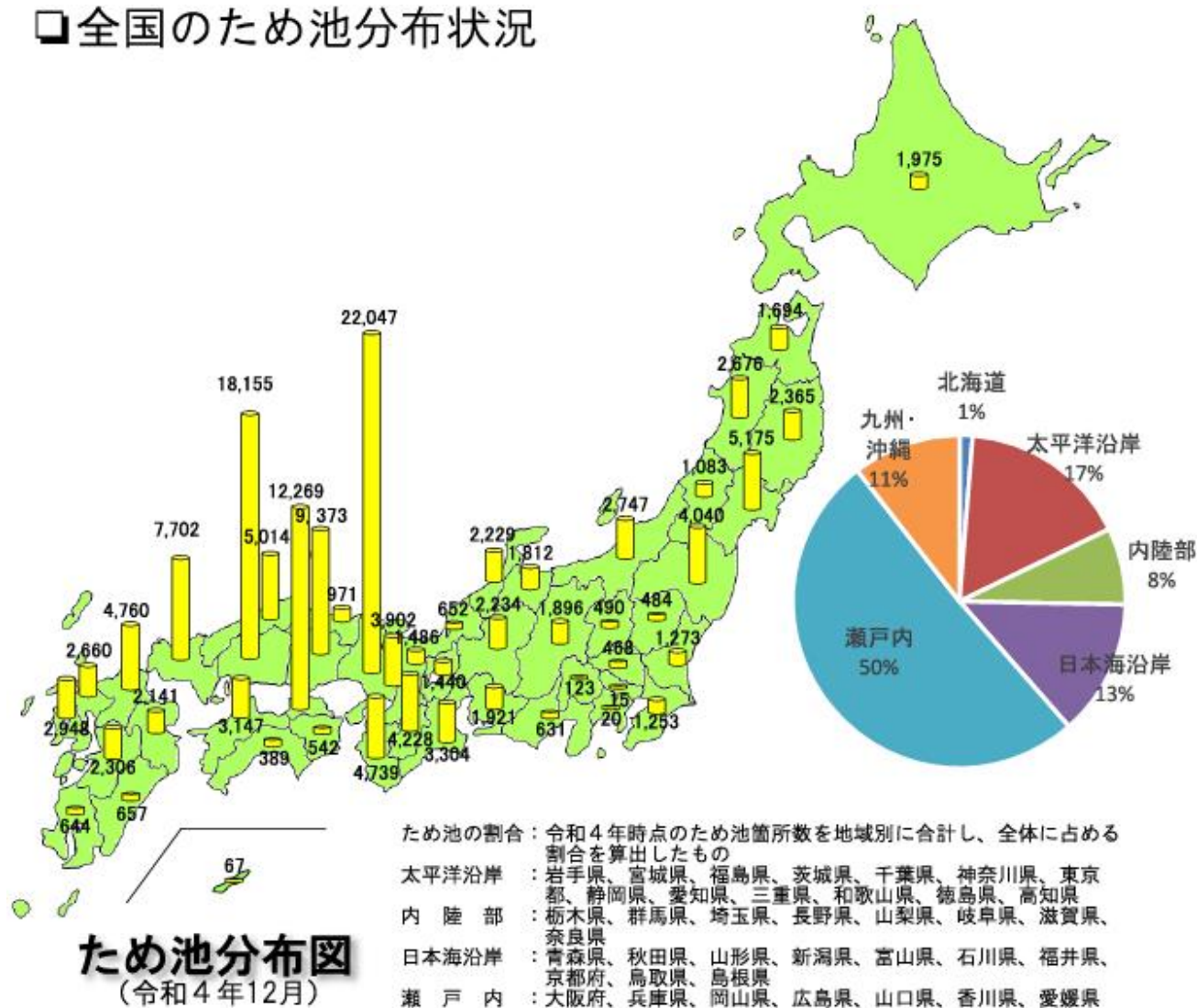
図表-1 「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく近畿管内府県別の対応状況

府県名	ため池数	（令和4年12月末時点）		（参考） 防災重点農業用 ため池数 （令和3年7月末時点）
		ため池法に基づく届出の対象数	届出数	
滋賀県	1,440	1,171	1,171	527
京都府	1,486	649	642	612
大阪府	3,902	2,397	2,229	3,178
兵庫県	22,047	17,521	17,306	5,972
奈良県	4,228	3,156	3,078	964
和歌山県	4,739	2,122	2,042	1,953

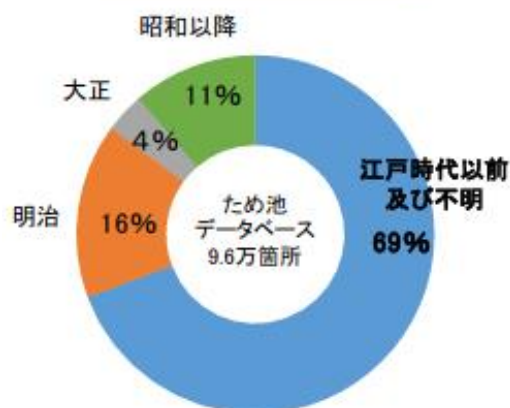
防災重点農業用ため池：農林水産大臣が定める防災工事等基本指針に基づき、府県知事が指定。

【ため池分布状況】

□全国のため池分布状況

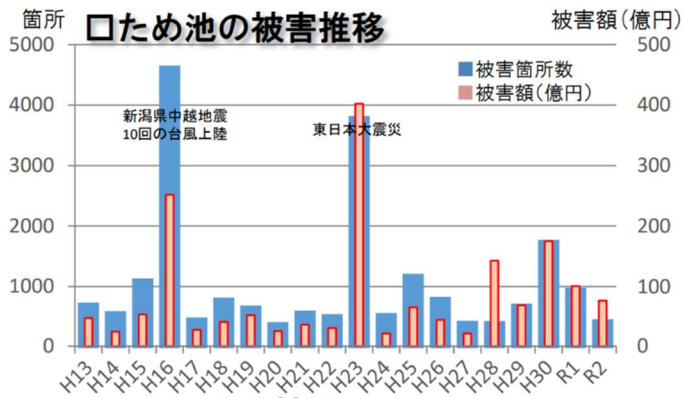


農業用ため池の築造年代

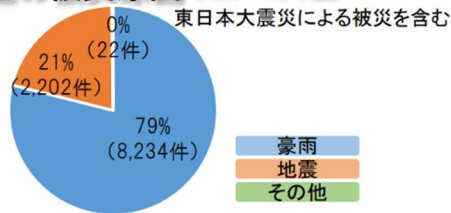


(農林水産省調べ(平成30年3月))

【ため池被災状況】



□ため池の被災原因 (H23～R2年度)



□ため池の決壊例

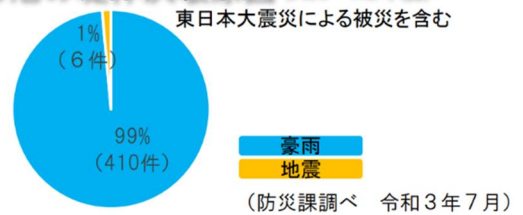


平成23年3月の東日本大震災により決壊（福島県）



平成29年7月の豪雨により決壊（福岡県）

□ため池の堤体決壊原因 (H23～R2年度)



⑤ 流域治水プロジェクト

- 「経済財政運営と改革の基本方針 2020（骨太方針 2020）」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、防災・減災、国土強靱化への対応として「流域治水」が位置付けられました。
- 「流域治水」とは、近年激甚な水害が頻発していること、今後、気候変動による降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されることから、河川流域全体のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策を進めることであり、各一級水系において「流域治水協議会」を設置し、「流域治水プロジェクト」として策定・公表されています。
- 農林水産省では、農業用ダムやため池の活用、田んぼダム（水田の活用）など、農地・農業水利施設が有する多面的機能を活かした「流域治水」の対策を行うこととしており、近畿農政局としても関係機関の意向等を踏まえつつ、積極的に推進する必要があります。

○近畿管内の流域治水協議会における農地・農業水利施設を活用した
流域治水の取組状況（一級水系）

流域治水プロジェクト名	水田の活用	ため池の活用	排水施設等の活用	農業用ダムの活用	関係府県
1. 淀川水系流域治水プロジェクト	○	○	○	○	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、三重県
2. 由良川水系流域治水プロジェクト	○	○		○	京都府、兵庫県
3. 加古川水系流域治水プロジェクト	○	○		○	兵庫県
4. 揖保川水系流域治水プロジェクト	○	○			兵庫県
5. 円山川水系流域治水プロジェクト	○	○		○	兵庫県
6. 大和川水系流域治水プロジェクト	○	○		○	大阪府、奈良県
7. 紀の川水系流域治水プロジェクト		○	○	○	奈良県、和歌山県

※令和 3 年 3 月 30 日：全国 109 全ての一級水系で「流域治水プロジェクト」を策定・公表

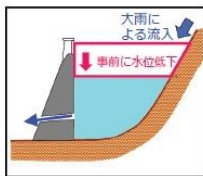
【農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進（「流域治水」の取組）】

- 都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が位置している。これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進。

農業用ダムの活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで、洪水調節機能を発揮。
- 降雨をダムに貯留し、下流域の氾濫被害リスクを低減。

【各地区の状況に応じて、放流水を地区内の調整池等に貯留】



【施設の整備等】

- 施設改修、堆砂対策、施設管理者への指導・助言等

排水施設等の活用

- 農業用の用排水路や排水機場・樋門等は、市街地や集落の洪水も防止・軽減。



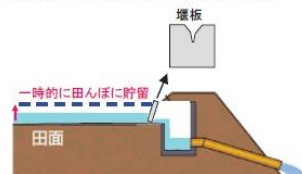
【施設の整備等】

- 老朽施設改修、ポンプ増設、降雨前の排水操作等



水田の活用（田んぼダム）

- 田んぼダム（排水口への堰板の設置等による流出抑制）によって下流域の洪水被害リスクを低減。



【施設の整備等】

- 水田整備、田んぼダムの取組促進

ため池の活用

- 大雨が予想される際にあらかじめ水位を下げることで、洪水調節機能を発揮。



- 農業用水の貯留に影響のない範囲で、洪水吐にスリット（切り欠き）を設けて貯水位を低下させ、洪水調節容量を確保。



【施設の整備等】

- 堤体補強、洪水吐改修、施設管理者への指導・助言等

⑥ 農業用ダムの洪水調節機能の強化

- 近年の水害の激甚化等を踏まえ、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携のもと、既存ダムの洪水調節機能の強化に向けた基本方針が定められました。
 - 全ての既存ダムを対象に洪水調節機能の強化に向けた検討を行い、令和2年の出水期までに一級水系全利水ダムで治水協定（ダム管理者・水利権者・河川管理者）が締結されました。二級水系の利水ダムについても緊要性等に応じて順次、治水協定が締結されています。
- ※ 洪水調節機能の強化とは、現行設備による放流により、洪水調節可能容量の範囲内において、「事前放流」や「時期ごとの貯水位運用」を実施する取組です。

近畿管内の取組状況（一級水系：令和2年5月29日治水協定締結）

一級水系名	ダ ム 名
淀川水系	【国造（滋賀県）】：永源寺ダム、野洲川ダム、蔵王ダム 【国造（奈良県）】：上津ダム 【補助（滋賀県）】：犬上川ダム 【補助（奈良県）】：宮奥ダム 【補助（三重県）】：真泥ダム
由良川水系	【補助（京都府）】：豊富ダム
大和川水系	【補助（大阪府）】：滝畑ダム
加古川水系	【国造（兵庫県）】：吞吐ダム、大川瀬ダム、鴨川ダム、糺屋ダム 【補助（兵庫県）】：八幡谷ダム、鰐市ダム、佐中ダム、藤岡ダム
円山川水系	【補助（兵庫県）】：大町大池
紀の川水系	【国造（奈良県）】：大迫ダム、津風呂ダム、一の木ダム 【国造（和歌山県）】：山田ダム

※三重県は東海農政局管内。

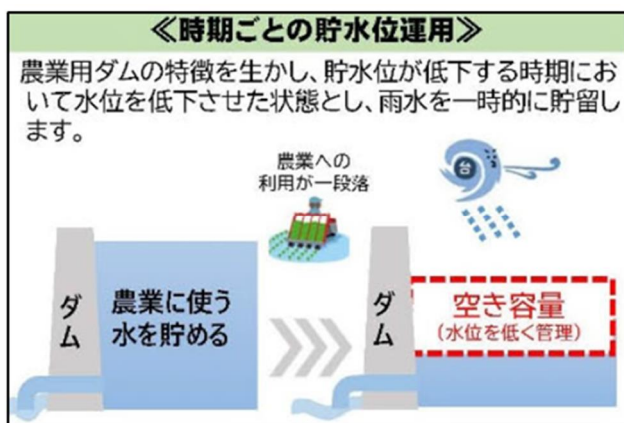
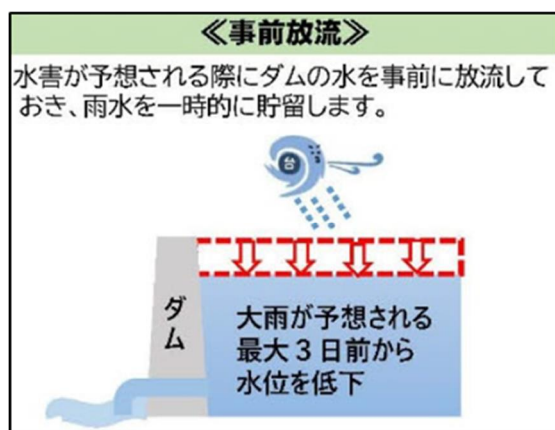
近畿管内の取組状況（二級水系：（兵庫県）令和2年8月31日治水協定締結）

（和歌山県）令和3年4月28日治水協定締結）

二級水系名	ダ ム 名
野島川水系	【国造（兵庫県）】：常盤ダム
楠本川水系	【国造（兵庫県）】：谷山ダム
本庄川水系	【補助（兵庫県）】：本庄川ダム
洲本川水系	【補助（兵庫県）】：鮎屋川ダム
三原川水系	【補助（兵庫県）】：大日川ダム
南部川水系	【国造（和歌山県）】：島ノ瀬ダム

※【国造】：国営事業で築造したダム（国営造成施設の略）、【補助】：補助事業で築造したダム

【農業用ダムの洪水調節機能強化にかかる取組方法】



⑦ 農村整備

- 令和3年度、農村地域のインフラの持続性の確保と農村の活性化を図るため、集落排水施設や農道の再編（集約・撤去）、強靱化（保全・耐震）対策、高度化（改良）等の定住環境の整備への支援や、農業・農村のインフラの管理の省力化・高度化、地域活性化、スマート農業の実装を促進するため、情報通信環境の整備への支援を行う事業が創設されました（これにより、農業農村整備事業は、農地整備、農業水利、農地防災、農村整備で構成されることになります）。

【農村整備事業、農山漁村振興交付金（情報通信環境整備対策）において支援】

農村に人が安心して住み続けられる条件を整備するため、集落排水施設や農道等の整備を推進。
また、光ファイバや無線基地局等の情報通信環境の整備を推進。



活性化施設の公衆無線 LAN



自動走行農機での活用



排水機場の監視・制御



(8) 農業を支える農業関係団体

① 農業協同組合

- 農業協同組合は、農業者の共同組織の発展を図るものです。
- 総合農協数は、令和4年度は51農協で24%減少(平成16年度対比)しましたが、減少率は全国の37%と比べると小さいものとなっています。(図表-1)
- また、近畿における組合員数は、142.6万人(令和3年度)で、前年と比べてほぼ横ばいで推移していますが、平成18年度に正組合員数を準組合員数が上回って以降、その差が広がっており、正組合員数の割合は34%まで低下しています。(図表-2)
- 今後とも、農業者にメリットが高まるよう、組織的に農産物販売等を行うことが必要です。

図表-1 総合農協の推移

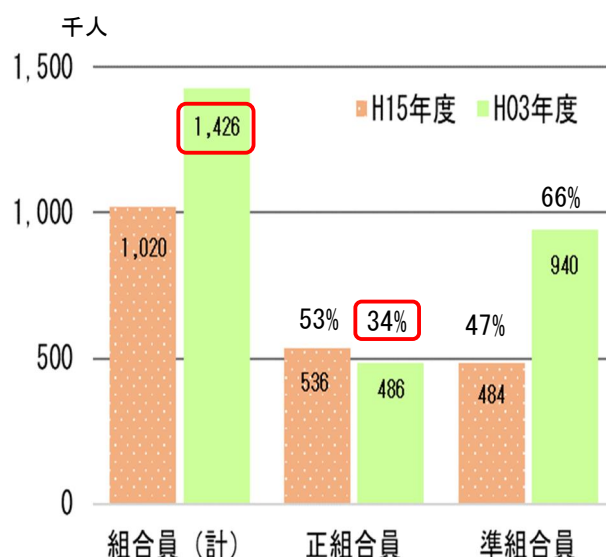
(府県別・近畿・全国)

区 分	H16 年度	R4 年 年度	増減数	増減率
滋 賀	16	9	△ 7	△44%
京 都	7	5	△ 2	△29%
大 阪	16	14	△ 2	△13%
兵 庫	15	14	△ 1	△7%
奈 良	1	1	0	0%
和 歌 山	12	8	△ 4	△33%
近 畿	67	51	△ 16	△24%
全 国	929	585	△ 344	△37%

資料：農林水産省「農業協同組合等現在数統計」を基に、近畿農政局で作成。

注：農協数は、信用事業を行なう専門農協を含む。

図表-2 組合員数の推移（近畿）



資料：農林水産省「総合農協統計表」を基に、近畿農政局で作成。

② 農業委員会

- 農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に設置される独立の行政委員会であり、農地法等の法令業務及び農地等の利用の最適化の推進等に係る事務を担っています。
- 近畿の農業委員会数は、令和3年現在で全国1,702のうち、194です。(図表-1)
- 近畿の農業委員数は、令和3年には2,753人となっています。また、近畿の農地利用最適化推進委員は、平成29年の1,326人から、令和3年には1,705人と増加しました。(図表-2)
- 令和4年5月の農業経営基盤強化促進法等の改正により、人・農地プランを地域計画として法定化し、農業委員会は、地域の話し合いを通じて目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する目標地図の素案作りを担います。
 今後は、農地利用の最適化を担う組織としてより一層、その重要性が増しています。

図表-1 農業委員会数の推移(全国・近畿・府県別)

委員会数	平成29年度	30	令和元(31)	2	3
滋賀	19	19	19	19	19
京都	26	26	26	26	26
大阪	42	42	42	42	42
兵庫	40	40	40	40	40
奈良	37	37	37	37	37
和歌山	30	30	30	30	30
近畿	194	194	194	194	194
全国	1,703	1,703	1,703	1,702	1,702

図表-2 農業委員数及び農地利用最適化推進委員の推移(全国・近畿・府県別) (単位:人)

委員数	平成29年度		30		令和元(31)		2		3	
	農業委員	農地利用最適化推進委員	農業委員	農地利用最適化推進委員	農業委員	農地利用最適化推進委員	農業委員	農地利用最適化推進委員	農業委員	農地利用最適化推進委員
滋賀	338	277	320	304	317	304	338	276	337	276
京都	434	246	397	316	391	312	396	310	397	312
大阪	624	134	610	134	609	134	617	134	615	132
兵庫	715	311	586	490	584	489	586	491	582	492
奈良	492	148	449	205	446	201	450	205	449	204
和歌山	449	210	372	288	368	289	371	290	373	289
近畿	3,052	1,326	2,734	1,737	2,715	1,729	2,758	1,706	2,753	1,705
全国	26,119	13,465	23,196	17,824	23,125	17,770	23,201	17,698	23,177	17,696

資料:農林水産省調べ(数値は、各年10月1日現在)

③ 土地改良区

- 土地改良区は、公共投資による社会資本の形成である土地改良事業を行政に代わって実施する農業者の組織です。
- 土地改良区は、令和4年度末現在、全国4,199地区のうち、近畿では675地区です。（図表－1）
- 近年、合併による組織運営基盤の強化等を図ったことから減少傾向にあります。
- 今後とも土地改良区の組織強化を図ることで、土地改良施設の維持・管理をより適正かつ効率的に行っていく必要があります。

図表－1 土地改良区数の推移（府県別・近畿・全国）

区分	平成10年度末 土地改良区数(A)	令和4年度末 土地改良区数(B)	増減数 (B)-(A)	(参考) 平成4年度末 市町村数
滋賀県	176	120	-56	19
京都府	92	69	-23	26
大阪府	83	78	-5	43
兵庫県	411	263	-148	41
奈良県	91	84	-7	39
和歌山県	76	61	-15	30
近畿計	929	675	-254	198
全国	7,297	4,199	-3,098	1,724

資料：近畿農政局農村振興部土地改良管理課調べ

3 農村の振興・活性化

(1) 社会的変化に対応した取組

① 農村の人口、仕事、暮らしの現状

- 近畿の農地面積を農業地域類型区分別にみると、中山間地域が全体の約5割を占めています。一方、人口は、都市的地域が1,857万人と全体の9割が都市部に集中しています。(図表-1)
- 平成27年から令和2年までの5年間ににおける65歳以上人口の割合を見ると、いずれの府県でも平地・中間・山間の各農業地域で都市的地域に比べ高齢化が進行しています。(図表-2)
- このため、各種の施策を講じ中山間地域の振興を図っています。

図表-1 農業地域類型区分別の面積・人口・農業集落数（近畿）（令和2年）

農業地域類型区分	面積(千ha)			人口(万人)			農業集落数		
		割合(%)			割合(%)			割合(%)	
都市的地域	85	39.0	(27.7)	1,857	90.4	(82.8)	3,337	30.9	(21.5)
平地農業地域	20	9.2	(28.2)	28	1.4	(4.6)	1,562	14.5	(24.4)
中間農業地域	92	42.2	(35.1)	134	6.5	(10.1)	3,390	31.4	(34.7)
山間農業地域	22	10.1	(9.0)	35	1.7	(2.4)	2,506	23.2	(19.4)
近 畿	218	100.0	(100.0)	2,054	100.0	(100.0)	10,795	100.0	(100.0)

資料：農業地域類型は農林水産省「農業地域類型一覧表(令和5年3月2日改訂)」。

面積は農林水産省「令和2年耕地及び作付面積」、人口は総務省「令和2年国勢調査」を基に近畿農政局で作成。農業集落数は農林水産省「2020年農林業センサス」。

注1：数値は表示単位で四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

2：農業地域類型区分の面積及び人口は新市町村別、農業集落は旧市町村別の農業地域類型により算出した。

3：割合欄の()は全国の割合である。

図表-2 農業地域類型区分別の65歳以上人口の割合

区 分		単位：%							
		全国	近畿	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
都市的地域	平成27年	25.3	26.3	22.8	26.8	26.1	26.2	27.6	29.5
	令和2年	27.1	28.0	25.0	28.7	27.4	28.3	30.5	31.2
	差(ポイント)	1.8	1.7	2.2	1.9	1.3	2.1	2.9	1.7
平地農業地域	平成27年	29.5	27.0	24.6	nc	nc	29.9	nc	29.9
	令和2年	33.3	30.4	27.2	nc	nc	33.2	nc	36.9
	差(ポイント)	3.8	3.4	2.6	nc	nc	3.3	nc	7.0
中間農業地域	平成27年	32.7	31.4	27.5	35.7	35.8	31.3	35.5	31.6
	令和2年	36.1	34.7	30.4	38.7	41.4	34.4	40.9	34.5
	差(ポイント)	3.4	3.3	2.9	3.0	5.6	3.1	5.4	2.9
山間農業地域	平成27年	36.7	36.8	33.0	35.9	40.8	34.7	47.2	38.6
	令和2年	40.4	40.3	35.2	38.8	45.5	38.8	51.7	41.7
	差(ポイント)	3.7	3.5	2.2	2.9	4.7	4.1	4.5	3.1

資料：総務省「国勢調査」を基に近畿農政局で作成。

注1：年齢不詳人口を除く。

2：表中の「△」は負数、「nc」は計算不能を表す。

② 農山漁村地域づくりホットライン

- 農林水産省では、地域づくりに関する取組を後押しするための窓口「農山漁村地域づくりホットライン」を開設（農村計画課及び各府県拠点）しています。
- 農山漁村で地域づくりに取り組むみなさんからの相談を受け付け、地域の実態や要望を直接把握し、関係府省とも連携して課題の解決を図るため、下記のような支援を行い、地域づくりを応援します。

<ホットラインでの主な支援内容>

- （ア）農山漁村における地域づくりの実態や要望・課題をお伺いし、相談者に寄り添い、ともに考えます
 - （イ）相談内容を踏まえ、他府省を含めた国の支援制度をご紹介します
 - （ウ）参考となる全国各地の取組事例をご紹介します
- ※ 本ホットラインは、地域づくりに関する取組の後押しを目的としており、特定の個人への支援を目的としたご相談は対象となりません。

<相談内容のイメージ>



中山間地域での営農の確保



地域資源の磨き上げ



農村×福祉（農福連携）

- ① 中山間地域等の特性を活かした営農の実現
 - ② 地域資源を活用した所得と雇用機会の創出（農山漁村発イノベーション）
- 例：農村×生物多様性、山村×観光などによる地域資源の高付加価値化 など



地域のビジョンづくり



地域内交通の確保・維持



配食サービス

- ① 地域の将来像についての話し合いやコミュニティ形成の場づくり
 - ② 地域に住み続けるための定住条件の整備や生活インフラ等の確保
- 例：情報通信環境や地域内交通の確保 など



地域運営組織の形成



関係人口の創出



地域内外の若者の雇用

- ① 地域を持続的に支える体制づくり
- ② 関係人口の創出・拡大等を通じた地域を支える人材づくり
- ③ 「人口急減地域特定地域づくり推進法」を活用した若者等の活躍の場づくり など

- 「農山漁村地域づくりホットライン」に関する詳しい内容については、こちらをご覧ください
<http://www.maff.go.jp/kinki/keikaku/nousonshinkou/kasseika/chiiki hotline.html>

(2) 中山間地域の農業の振興

① 中山間地域の農業

- 近畿管内の中山間地域は土地面積で約6割、耕地面積では約5割を占めており（図表－1）、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、景観の形成など多面的機能を有しています。
- 他方、中山間地域は、傾斜地などの条件不利性ととともに人口減少・高齢化等から集落機能や地域資源の維持にも影響が生じており、地域の活性化が重要です。
- 近畿農政局では棚田地域の振興など、各種中山間地域への支援を講じています。

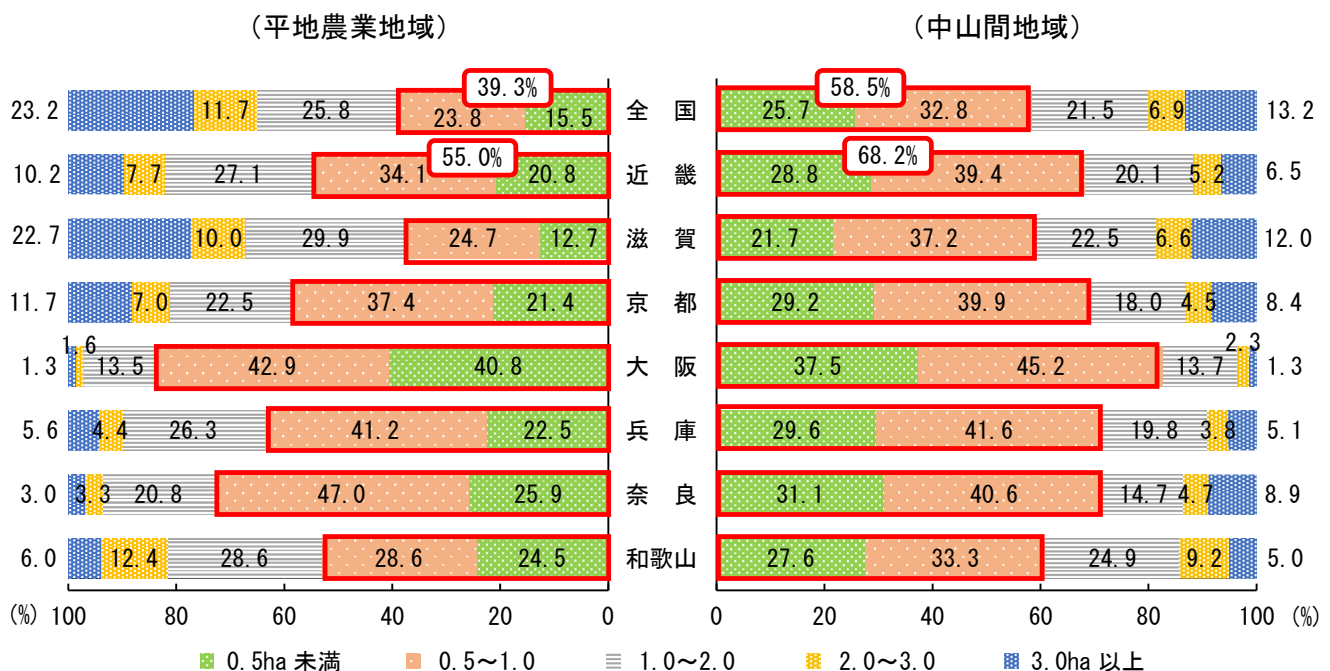
図表－1 中山間地域の主要指標（近畿）（令和2年）

区 分	近 畿	中山間地域	割合(%)	(参考) 中山間地域の 割合(全国)
人 口 (万 人)	2,054	169	8.2	12.5
総 農 家 数 (千 戸)	182	82	45.1	44.6
総 土 地 面 積 (千 ha)	2,735	1,684	61.6	64.4
耕 地 面 積 (千 ha)	218	114	52.3	44.1

資料：総務省「令和2年国勢調査」、国土地理院「令和2年全国都道府県市町村別面積調」、農林水産省「2020年農林業センサス」、「令和2年耕地及び作付面積」

注：中山間地域は農業地域類型区分（令和5（2023）年3月2日改訂）のうち、中間農業地域と山間農業地域を合算したもの。

図表－2 中山間地域の経営耕地面積規模別経営体数の割合（令和2年）



資料：農林水産省「2020年農林業センサス」

注：割合は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

② 棚田地域の振興

- 令和元年6月、「棚田地域振興法」が成立（令和元年8月16日施行）。法律に基づく「棚田地域の振興に関する基本的な方針」が同年8月22日に閣議決定されました。
- 多様な主体が参画する地域協議会による棚田を核とした地域振興の取り組みを関係府省庁横断で総合的に支援する枠組みが構築されました。
- 関係府省庁の棚田支援関連施策の担当者や棚田振興に関わりのある職員等を棚田地域振興コンシェルジュとして選任。指定棚田地域振興協議会の組織、計画策定等の準備段階から活動実施段階に至るまで幅広い相談に応じる体制を構築しています。
- 主に地域担当コンシェルジュ（管内は各府県拠点毎に選任）や内閣府が相談窓口となり、協議会からの相談受付、施策担当コンシェルジュや外部有識者の紹介等の対応を行います。

管内の指定棚田地域の状況

	地域数	指定申請地域	棚田の名称	指定申請地域	棚田の名称
滋賀県	13	仰木村	仰木の棚田	剣熊村	野口棚田 他
		西庄村	石庭棚田	百瀬村	森西棚田
		小松村	鵜川棚田	高島町	伊黒棚田 他
		大野村	今郷棚田	金勝村	観音寺棚田 他
		西大路村	蔵王棚田 他	東桜谷村	杣・杉棚田
		朽木村	市場棚田	南比都佐村	下迫棚田 他
		石部町	東寺棚田		
京都府	6	京都市	越畑の棚田 他	上宮津村	小田七区の棚田
		世屋村	上世屋棚田 他	普賢寺村	水取 他
		千歳村	中棚田 他	河守上村	毛原の棚田
大阪府	4	西別院村	牧の棚田	白木村	平石の棚田
		清溪村	高山	加賀田村	石仏の棚田
兵庫県	4	口大家村	宮垣棚田	神戸市	中地区の棚田
		長尾村	上上津の棚田	建屋村	長野の棚田 他
奈良県	5	新庄町	葛城山麓地域の棚田	高市村	稲渚棚田 他
		忍界村		大柳生村	阪原の棚田 他
		平群村	平群町の棚田等	初瀬町	吉隠の棚田
和歌山県	5	紀見村	芋谷の棚田	小川村	中田の棚田
		八幡村	あらぎ島 他	色川村	口色川 他
		安諦村	沼谷の棚田 他		
合計	37				

※ 第1回（R1.12）～第19回（R5.4）までの指定状況。



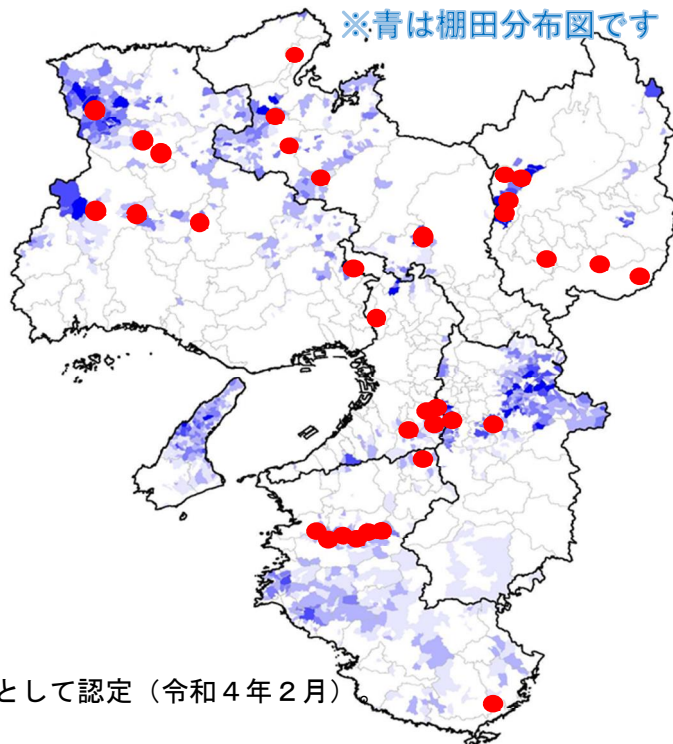
つなぐ棚田遺産

～ ふるさとの誇りを未来へ～

棚田地域の振興に関わる取り組みを積極的に評価し、棚田地域の活性化や棚田の有する多面的な機能に対するより一層の理解の促進を図ることを目的として実施した。

●：つなぐ棚田遺産

※青は棚田分布図です



全国271地区の棚田を

「つなぐ棚田遺産～ふるさとの誇りを未来へ～」として認定（令和4年2月）

（近畿地方では33地区が認定）

	地域数	市町村	棚田の名称	市町村	棚田の名称
滋賀県	7	高島市	畑の棚田	大津市	上仰木棚田
			鵜川の棚田		仰木 平尾の棚田
		甲賀市	今郷棚田	栗東市	走井棚田
			山女原の棚田		
京都府	4	京都市	宕陰 越畑・櫛原の棚田	福知山市	毛原の棚田
		宮津市	上世屋・松尾の棚田	京丹後市	袖志の棚田
大阪府	5	能勢町	長谷の棚田	千早赤阪村	下赤坂の棚田
		河南町	持尾の棚田	河内長野市	惣代の棚田
			平石の棚田		
兵庫県	7	宍粟市	山田の棚田	養父市	別宮の棚田
			飯見の棚田		能座の棚田
		多可町	岩座神の棚田		宮垣の棚田
		香美町	うへ山		
奈良県	2	明日香村	稻渕棚田	忍界村・新庄町	葛城山麓地域の棚田群
和歌山県	8	有田川町	上湯・あらぎ島	有田川町	沼谷「天空の棚田」
			沼の棚田・段々畑		杉野原の棚田
			久野原の棚田	橋本市	芋谷の棚田
		紀美野町	中田の棚田	那智勝浦町	色川の棚田群
合計	33				

③ 世界農業遺産・日本農業遺産認定地域

- 世界農業遺産・日本農業遺産は、世界又は日本において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域を認定する制度です。
- 近畿では、滋賀県琵琶湖地域、和歌山県みなべ・田辺地域の2地域が世界農業遺産に、7地域が日本農業遺産に認定されています。（図表－1、2）
- 認定を契機として、様々な行事等が行われており、地域の活性化にも貢献が期待されます。

図表－1 世界農業遺産・日本農業遺産の認定地域一覧



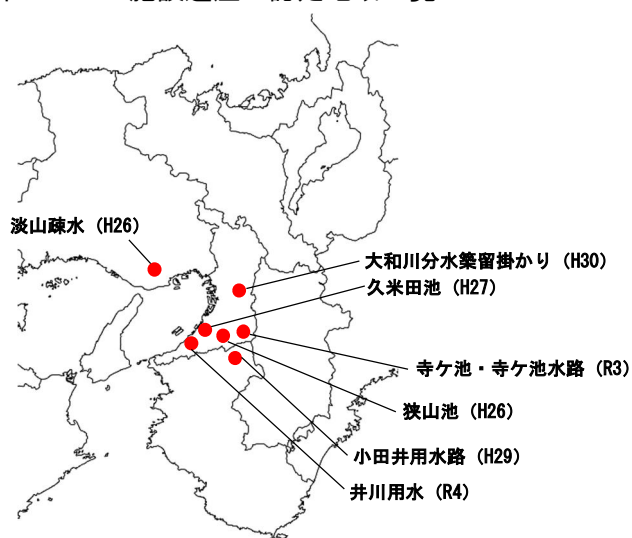
図表－2 世界農業遺産・日本農業遺産の認定地域の概要

年度	地 域 名	内 容
R4 H30	【世界農業遺産】 【日本農業遺産】 滋賀県琵琶湖地域 「森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす琵琶湖システム」	水田営農に支えられながら発展してきた琵琶湖の伝統的な内水面漁業を中心としたシステムであり、千年の歴史を有するエリ漁や独特の食文を継承。 
R2	【日本農業遺産】 和歌山県高野・花園・清水地域 「聖地 高野山と有田川上流域を結ぶ持続的農林業システム」	約1200年前から、物資調達が困難な高野山で、100を超える木造寺院を維持するための「高野六木制度」を実施。有田川で繋がる花園・清水地域では仏花や多様な植物の栽培等により高野山の需要にも応え、集落が発展。 
R2	【日本農業遺産】 和歌山県有田地域 「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」	400年以上にわたり、生産者自ら優良品種の探索、苗木生産による産地形成、多様な地勢・地質に応じた技術開発及び「蜜柑方」を起源とする多様な出荷組織が共存し、産地全体で「有田みかん」ブランドを形成。 
R2	【日本農業遺産】 兵庫県南あわじ地域 「南あわじにおける水稲・たまねぎ・畜産の生産循環システム」	島嶼特有の限られた農地と水資源を最大限活用し、水稲とたまねぎの二毛作や畜産と連携した農業を営み、品質の高いたまねぎ生産と、独自の出荷体制により、ブランドを形成。たまねぎ小屋や長屋門が点在する特徴的なランドスケープも形成。 
R2	【日本農業遺産】 兵庫県丹波篠山地域 「丹波篠山の黒大豆栽培～ムラが支える優良種子と家族農業～」	水不足を克服するため、一部の農地に導水しない「犠牲田」を設けて畑作を実施。300年前から黒大豆栽培が行われてきた過程で「乾田高畝栽培技術」や選抜育種による優良品種子生産方式を確立し、黒大豆の主要産地として発展。 
H30	【日本農業遺産】 和歌山県海南市下津地域 「下津蔵出しみかんシステム」	園地に設置した貯蔵庫でみかんを熟成させる技術が約300年前から受け継がれ、みかん栽培発祥の地という伝承があり、みかんに関連した独自の文化を形成。 
H30	【日本農業遺産】 兵庫県兵庫美方地域 「兵庫美方地域の但馬牛システム」	全国に先駆けて牛籍簿を整備し、郡内産にこだわった和牛改良を行うことで、独自の遺伝資源が保全され、但馬牛の飼養は、地域の草原や棚田の維持にも貢献。 
H27	【世界農業遺産】 和歌山県みなべ・田辺地域 「みなべ・田辺の梅システム」	養分に乏しい斜面の梅林周辺に薪炭林を残し、水源涵養や崩落を防止、薪炭林を活用した紀州備長炭の生産と、ミツバチを受粉に利用した梅栽培。 

④ 世界かんがい施設遺産認定地域

- 世界かんがい施設遺産は、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資するために、国際かんがい排水委員会（ICID、International Commission on Irrigation and Drainage）が認定するものです。
- 近畿では、7つの農業水利施設（大阪府5施設、兵庫県1施設、和歌山県1施設）が認定されています。（図表－1、2）
- 認定により、かんがい施設の持続的な活用・保全方法の蓄積、研究者・一般市民への教育機会の提供、かんがい施設の維持管理に関する意識向上に寄与するとともに、かんがい施設を核とした地域づくりに活用されることが期待されています。

図表－1 世界かんがい施設遺産の認定地域一覧



図表－2 世界かんがい施設遺産の認定地域の概要

年度	地 域 名	内 容
H26	狭山池 〔大阪府・大阪狭山市〕	狭山池は1,400年前に築造された日本で最も古い人工的なため池。日本最古の歴史書にも記載。狭山池の水利システムの歴史は日本におけるかんがいシステムの開発・改修の歴史。近年の改修の際には、木樋や歴史的遺構が数多く発見。 
H26	淡山疎水 〔兵庫県・神戸市他〕	西洋から積極的に取り込んだ新技術で近代のかんがいネットワークを構築。81箇所に及ぶため池なども活用しつつ、安定した稲作経営を実現。また近年では、地域の開発の歴史が小学校の副読本に掲載。 

年度	地 域 名	内 容
H27	久米田池 〔大阪府・岸和田市〕	久米田池は「奈良の大仏」で有名な行基が地域の人々と一緒に天皇に請願し、725年から14年の歳月をかけ、完成。堤防は、粘土質と砂れきを交互につき固めて作ったが、両層の間に木の葉を挟む「敷葉工法」を採用。この工法は東南アジアとの技術交流によるもの。 
H29	小田井用水路 〔和歌山県・橋本市他〕	1710年、紀の川右岸の河岸段丘に建設され、水不足に悩む広大な河岸段丘を豊かな水田に変えた。いくつもの河川との交差を、渡井（水路橋）や伏越（サイフォン）の立体交差で克服。大畑才蔵が導入した正確な水準測量と先端技術は、その後の日本の新田開発に貢献する「紀州流」の基礎となった。 
H30	大和川分水築留掛かり 〔大阪府・柏原市他〕	大和川の付け替えに伴い建設された長瀬川・玉串川を指す。綿の大産地となり、加工品「河内木綿」による商業の発展にも貢献。受益75箇村すべてを構成員とした「築留樋組」による大規模で細やかな維持管理が行われていた。近年、都市化が進む中、かんがい施設としてだけでなく貴重な水空間として、非農家や子供も協力して維持管理。 
R3	寺ヶ池・寺ヶ池水路 〔大阪府・河内長野市〕	1649年、水源となる石川から8.2kmの水路を引き、この地にあった小さな池を自然の地形を利用しながら、大きなため池へと拡大することで新田開発が行われた。これにより、地域の石高は6.72石から615.47石へ約100倍に増加。 
R4	井川用水 〔大阪府・泉佐野市〕	井川用水は、樫井川から取水し、最後は十二谷池へと流れ込む全長約2.9キロメートルの用水路である。当時まだ荒野であった日根野地区の開墾に重要な役割を果たしてきたとされるが、成立時期には諸説あり、1316年に描かれた「日根荘日根野村荒野開発絵図」には、開墾の様子や井川の終着点である十二谷池が描かれている。 

⑤ 農地の有効利用や粗放的な利用による取組

- 人口減少や農業者の高齢化、担い手不足により維持管理が困難となる農地（荒廃農地）の増加が懸念されています。荒廃農地の発生防止や解消については、個々の農業者の取り組みではなく地域全体の課題として取り組んでいただくことが重要です。
- このため、地域ぐるみの話し合いを通じ、荒廃農地の有効利用や、農地の粗放的利用を行う取り組みについて支援する事業として、令和5年度に従来の対策を拡充した「最適土地利用総合対策」が創設されました。

【農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策】における支援

1 地域の土地利用の概略構想から実証的な取組：ソフト事業

本格的に事業に取り組む前に、地域の話し合いによる土地利用の概略構想を作成した上で、地域の負担なしに地域に適した粗放的な取り組みの実証（お試し）ができます。

計画づくりに必要な経費、農地の粗放的な利用の実証に必要な経費（蜜源・景観作物の種、家畜レンタル代、植林のための苗、省力機械のリース代等）への助成があります。



【話し合い】



【概略地図】



【景観作物】



【省力機械】

2 土地利用構想策定から粗放的土地利用の実践：ソフト＋ハード事業

実証的な取組を踏まえた地域の話し合いにより土地利用構想を作成した上で、荒廃農地を解消して粗放的な利用が継続できるように支援します。ソフト事業としては、計画づくりや農地の粗放的な利用に必要な経費、ハード事業としては、荒廃農地の解消に必要な経費（刈払・伐根、耕起・整地、放牧のための電気牧柵、法面保護工等）への助成があります。



【土地利用構想図】



【整地・耕起】



【電気牧柵】



【法面保護工】

- 「最適土地利用総合対策」の詳しい内容については、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/saitekitochiriyo.html>

(3) 農山漁村の地域資源の活用と農業の多様な分野との連携

① 農山漁村発イノベーション対策

○ 農山漁村発イノベーション対策は、農林水産物や農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、新事業や付加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取組等をソフト、ハード等のメニューにより支援するものです。(図表)

・農山漁村振興交付金（農山漁村発イノベーション対策）による事業内容

1 農山漁村発イノベーション推進支援事業（ソフト事業）

- ① 地域活性化に向けた活動計画策定、関係人口創出、地域づくり人材育成、情報発信等の支援
- ② 地域資源を活用した商品開発、デジタル技術の活用に係る専門人材の派遣・育成等の支援
- ③ 農泊実施体制の整備、観光コンテンツの磨き上げ等の取組の支援
- ④ 農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に係る技術の取得

2 農山漁村発イノベーション等整備事業（ハード事業）

- ① 農産物加工・販売施設、地域交流拠点等の整備の支援
- ② 農泊の推進に必要なとなる古民家等を活用した滞在施設等の整備の支援
- ③ 農福連携に必要なとなる障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援

図表 事業イメージ



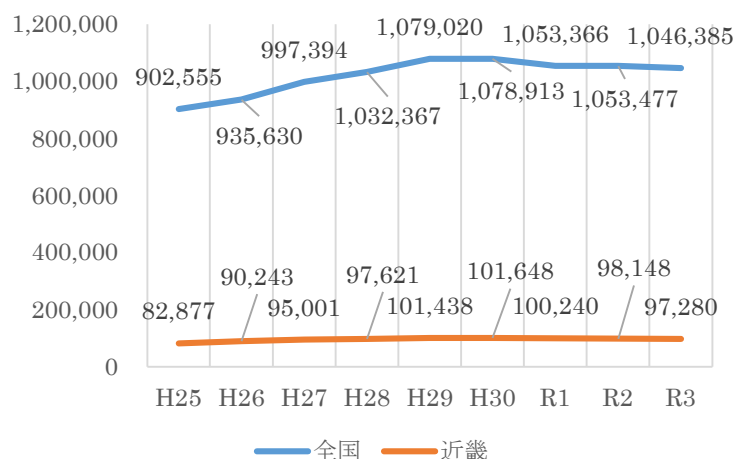
② 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出

- これまで農林水産省では農林水産物の付加価値を高め、農林漁業者の所得向上に資するため、農林漁業の6次産業化を推進してきましたが、令和4年度からは6次産業化を発展させた「農山漁村発イノベーション対策」に取り組んでいます。
- 六次産業化・地産地消法に基づき農林漁業者の経営改善を図るために農林漁業者等が行う総合化事業計画の認定件数は近畿では388件（令和5年4月末現在）、うち、兵庫県は117件で北海道に次ぐ全国2位の認定件数となっています。（図表－1）
- 一方、全国の農産物直売所の年間販売金額は約1兆463億円、近畿ではその9.3%に当たる約973億円を販売しています。（図表－2）また、近畿の農産物直売所の1事業体当たりの年間販売金額は5,404万円と、全国の4,641万円を上回っています。（図表－3）

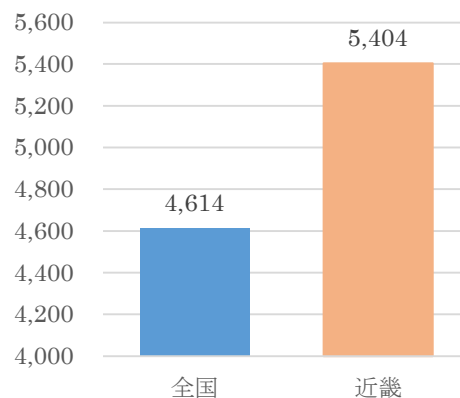
図表－1 近畿管内における総合化事業計画の認定件数（令和5（2023）年4月末日現在）

区 分	総合化事業計画 の認定件数	うち、		
		農畜産物関係	林産物関係	水産関係
滋 賀	68	63		5
京 都	49	42	6	1
大 阪	41	35	2	4
兵 庫	117	108	2	7
奈 良	43	39	3	1
和 歌 山	70	65		5
近 畿 計	388	352	13	23
全国（参考）	2,633	2,331	105	197

図表－2 直売所の年間販売金額（百万円）



図表－3 1事業体当たりの年間販売金額（万円）



③ 農福連携の取組状況

- 農福連携の推進に向けて、平成 25 年度に農と福祉の連携による就労・雇用の取組の推進を図ることを目的として「近畿農福連携ネットワーク」を設立し、農福連携の普及・啓発や情報の収集・共有を図っています。
- 京都大学との「農福連携推進近畿ブロックシンポジウム」の共催（平成 28～令和元年度）や厚生労働省との「近畿ブロック農福連携セミナー」の共催（令和 3 年度～令和 4 年度）などにより、農福連携の推進に取り組んでいます。
- また、近畿管内では、多様な農福連携の取組が行われており、取組事例を局ウェブサイトにおいて公表しています。
- 令和 2 年度から農福連携等応援コンソーシアム主催による「ノウフク・アワード」が実施されており、近畿管内から令和 2 年度に 3 団体、令和 3 年度に 4 団体、令和 4 年度に 2 団体が受賞しています。

- 管内の農福連携の推進に関する詳しい内容については、こちらをご覧ください。

<https://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/noufuku/noufuku.html>

- なお、農林水産省ホームページには、京田辺市で農福連携に取り組んでいる「山城就労支援事業所『さんさん山城』」の取組動画が公開されています。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/noufuku_toha.html

農福連携の取組を紹介する動画です。障害者が、農作業や地域との交流に生き生きと向き合っている姿をぜひご覧ください。
（撮影協力：社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会 就労継続支援B型事業所「山城就労支援事業所 さんさん山城」）



- ※ 管内の農福連携の取組事例については、こちらをご覧ください。

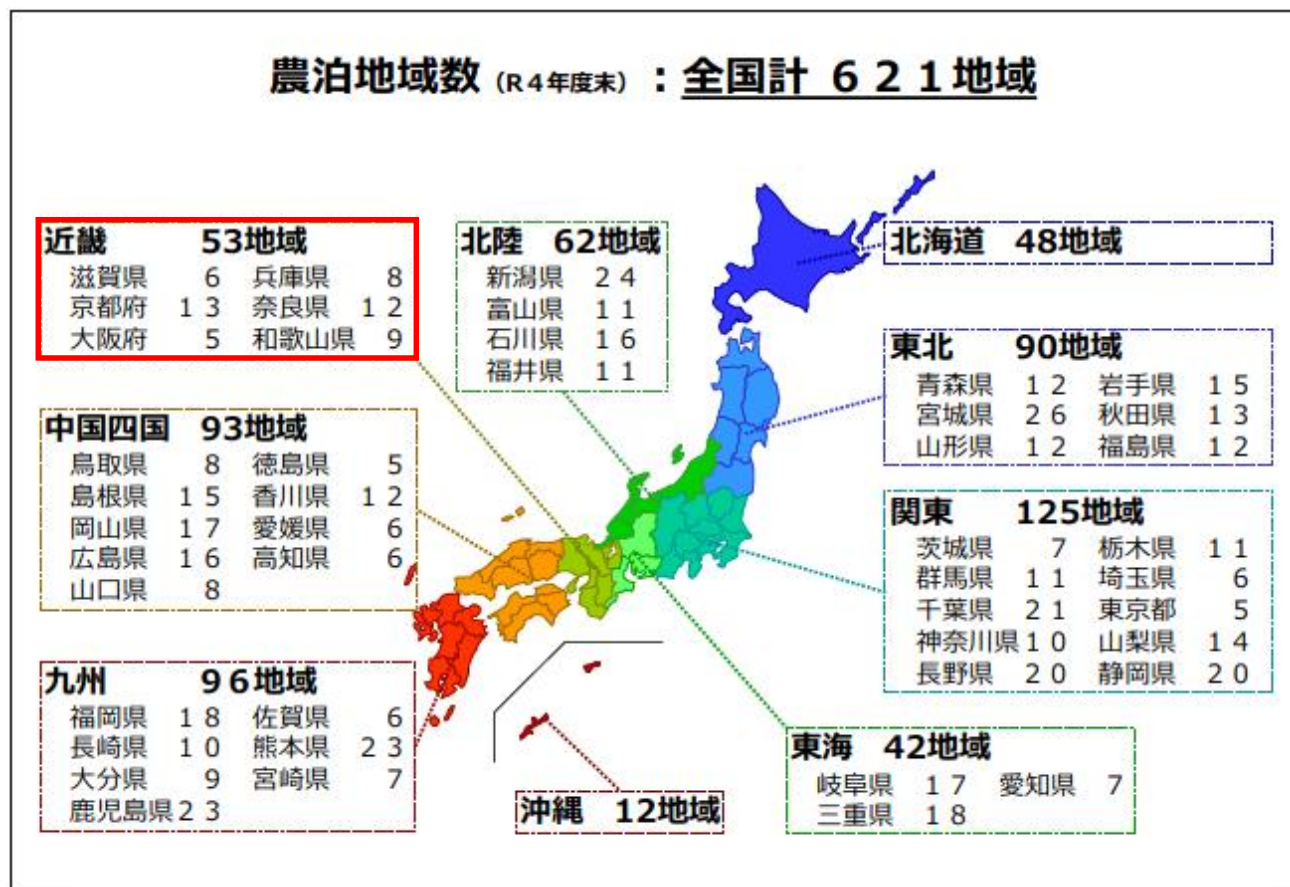
<https://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/noufuku/jirei.html>

農福連携事例集（近畿版）（令和 4 年 2 月公表）

④ 農泊の取組状況

- 自然体験や農山漁村へ関心が高まる中、国内外の観光客を農山漁村に呼び込むことで地域の所得向上と活性化等を図ることを目的に農林水産省では、農泊を推進しています。
- 近畿農政局では、管内の農泊に取り組む地域に対し、農山漁村振興交付金（農泊推進対策）で、地域が一丸となって取り組むための体制整備、地域資源を活用した魅力ある観光コンテンツを磨き上げる取組、農泊の推進を担う人材（研修生）の活動及び古民家等を活用した滞在施設等の整備等への支援を行っております。
- 農泊地域（農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域）は、全国で 621 地域、うち近畿は 53 地域となっています。（図表）

図表 農泊地域数（令和 4 年度末）



資料：農林水産省調べ

- 管内の農泊の推進に関する詳しい内容については、こちらをご覧ください。

<http://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/kyousei/nouhaku/nouhaku.html>

(4) 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

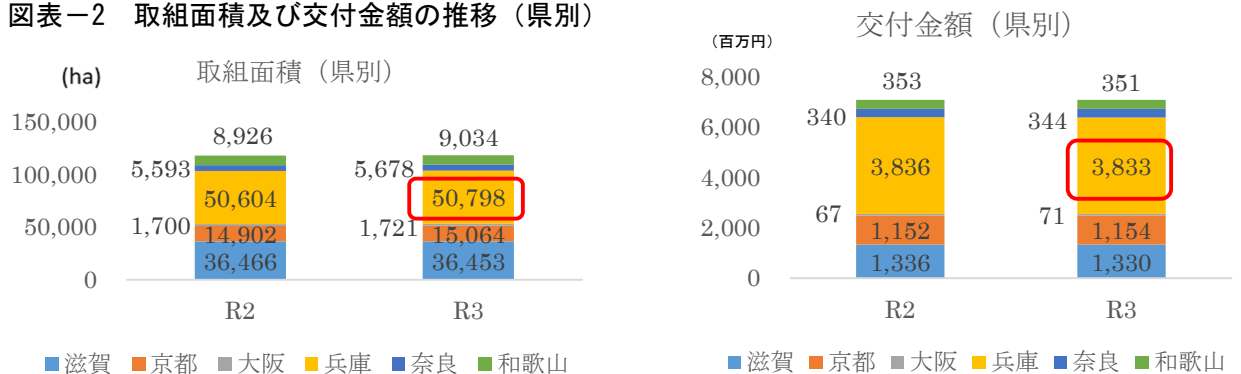
① 多面的機能支払交付金

- 農林水産省では、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域の共同活動を多面的機能支払交付金により支援しています。
- 令和3年度の近畿管内145市町村において、農地維持支払の取組面積は、約11.9万ha（対前年度約5百ha増）。多面的機能支払交付金額は、7,082百万円（対前年度2.5百万円減）となっています。これは、全国と比べると取組面積で5%程度、交付金額で8%程度となっています。（図表－1）
- また、県別でみると、近畿管内では兵庫県の取組が進んでおり、面積で約51千ha、交付金額で3,833百万円となっています。（図表－2）
- 農振農用地に対する取組面積のカバー率については、兵庫県が最も高く82%（令和3年）となっており、全国2位です。（図表－3）

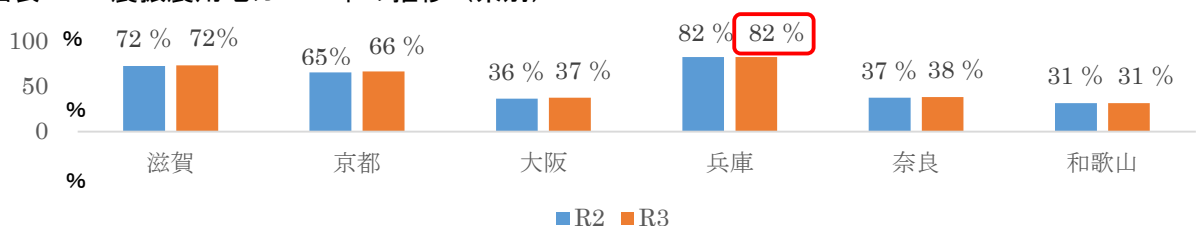
図表－1 取組面積及び交付金額の推移（全国・近畿）



図表－2 取組面積及び交付金額の推移（県別）



図表－3 農振農用地カバー率の推移（県別）

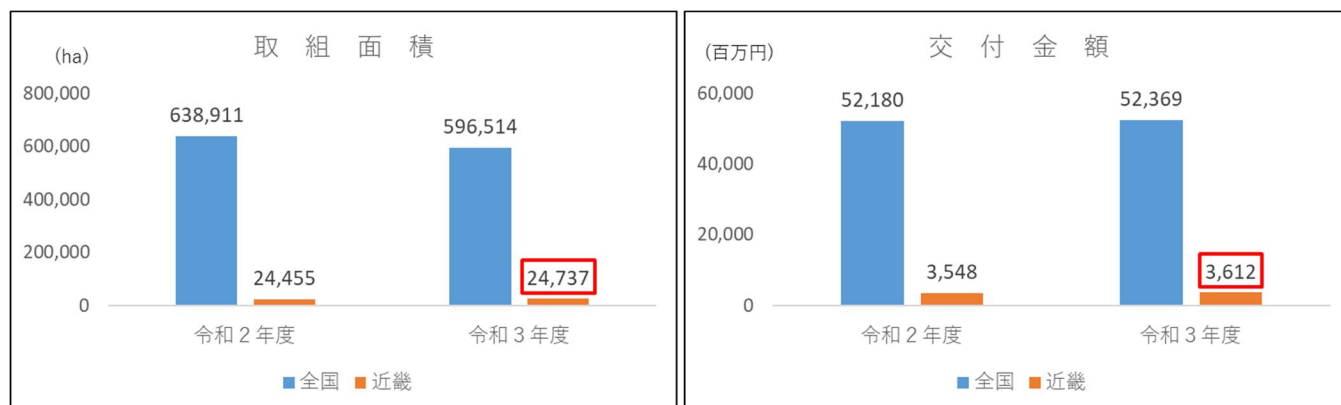


資料：農林水産省農村振興局「多面的機能支払交付金の実施状況」データより、農政局にて作成

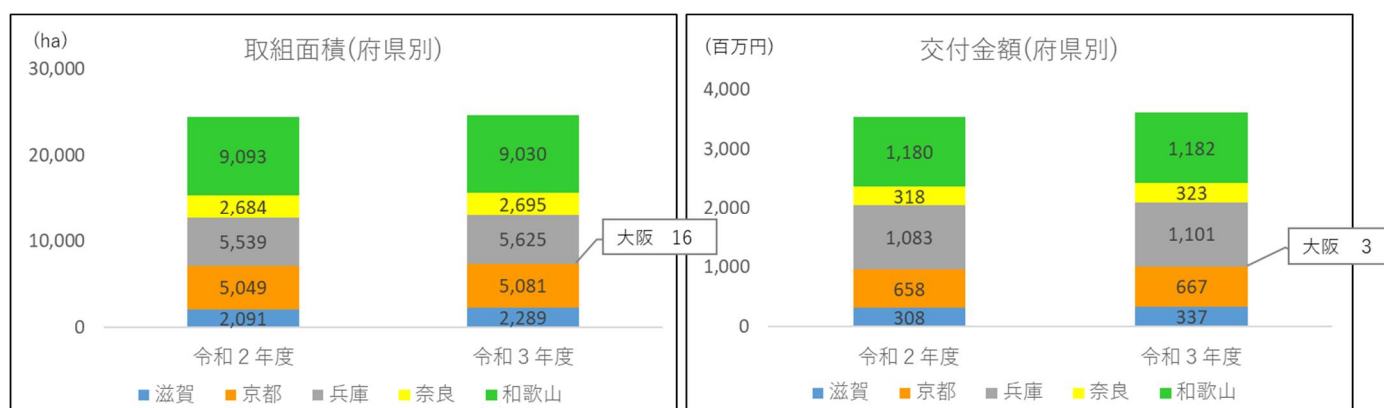
② 中山間地域等直接支払交付金

- 令和3年度の近畿管内における中山間地域等直接支払交付金の取組面積は、24,737ha（対前年度282ha増）。交付金額は、3,612百万円（対前年度64百万円増）です。これは、全国と比べると取組面積で4%程度、交付金額で7%程度となっています。（図表－1）。
- 府県別に取組面積を見ると、和歌山県（9,030ha）が最も多く、次いで、兵庫県（5,625ha）、京都府（5,081ha）の順となっています。（図表－2）
- 中山間地域等直接支払交付金は5年毎に見直しが行われ、令和2年度からは新たな交付対象期間（第5期）となっており、農用地の減少防止、耕作放棄地の発生防止の役割を担っています。

図表－1 取組面積及び交付金額の推移（全国・近畿）



図表－2 取組面積及び交付金額の推移（府県別）



資料：農林水産省農村振興局「中山間地域等直接支払交付金の実施状況」データより、近畿農政局にて作成。

大阪府は令和2年度は実績なし。

- 管内の中山間地域等の振興に関する詳しい内容については、こちらをご覧ください。

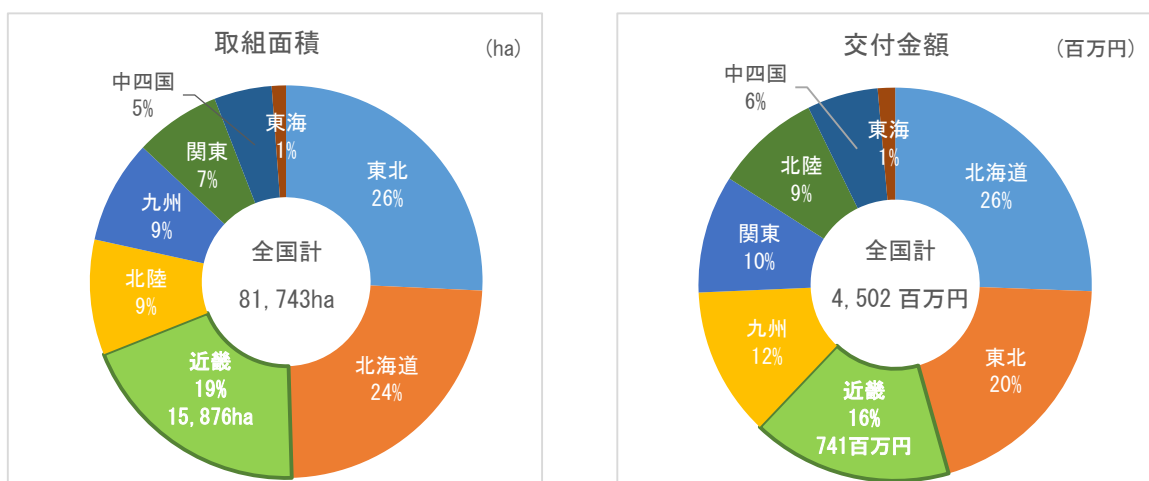
<http://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/tyusankan/index.html>

③ 環境保全型農業直接支払交付金

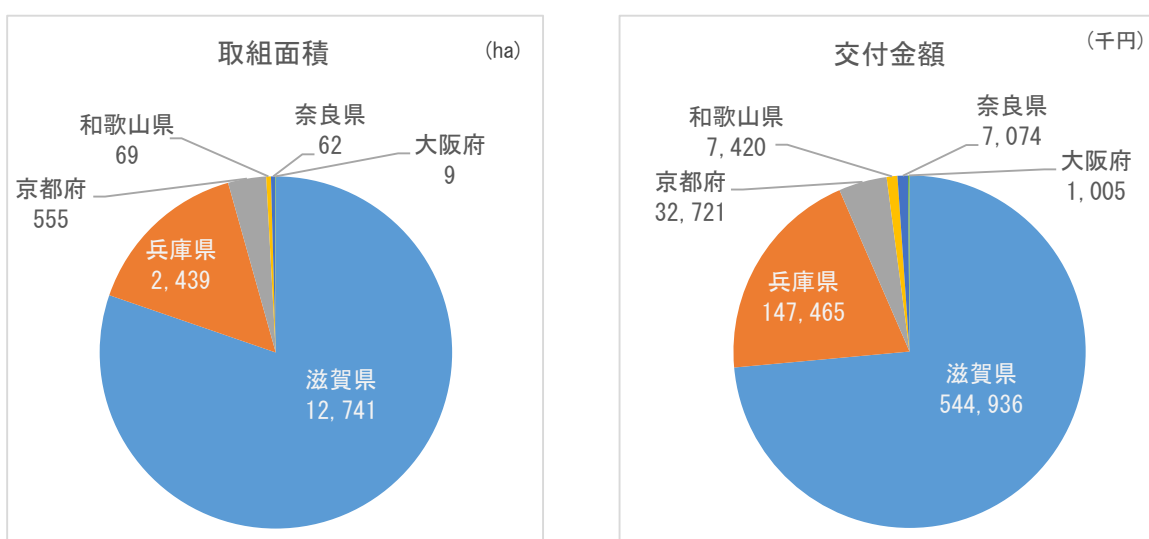
- 令和３年度の近畿における環境保全型農業直接支払交付金の取組面積は15,876ha（全国：81,743ha）と全国の約20%を占めています。交付金額は、全国計約45億200万円に対し、近畿は約7億4,100万円です。（図表－１）
- 近畿における取組面積のうち、滋賀県が12,741haと約80%を占めています。それに伴い、交付金額も5.4億円と約74%を占めています。（図表－２）
- 滋賀県は環境保全型農業直接支払交付金を県の施策である「環境こだわり農業※」の取組と一体的に推進しています。

※「環境こだわり農業」とは、化学合成農薬・化学肥料の使用量を減らすとともに、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖をはじめとする環境への負荷を減らす技術を用いて行われる農業。

図表－１ 取組面積及び交付金額（全国・近畿）



図表－２ 取組面積及び交付金額（県別）



資料：農林水産省農産局「環境保全型直接支払交付金の実施状況」データより、近畿農政局にて作成。

(5) 鳥獣被害への対応

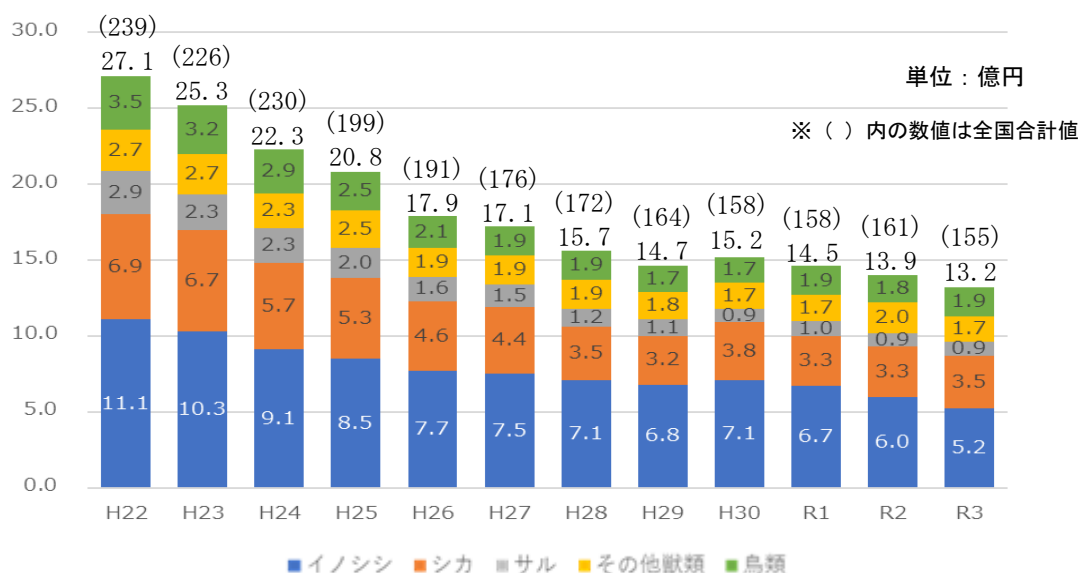
① 鳥獣被害の現状

○令和3年度の近畿農政局管内の被害額は約13.2億円（全国155億円の約9%）です。平成22年度をピークに減少傾向にありますが、営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしている状況です。（図表－1）

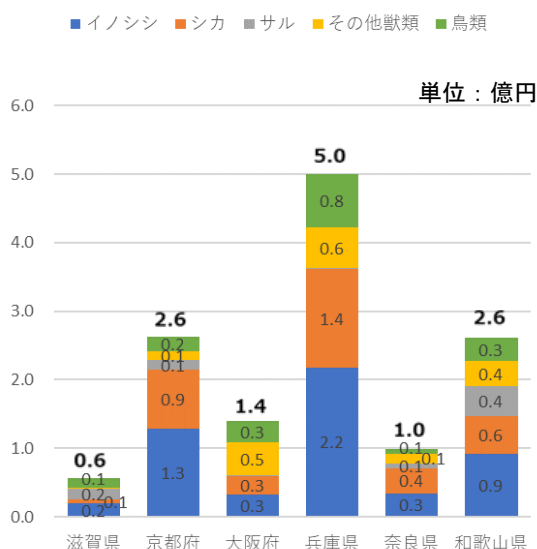
○獣種別では、全体の約7割がイノシシ、シカ、サルです。（図表－2）

○作目別では、稲、果樹、野菜の順です。（図表－3）

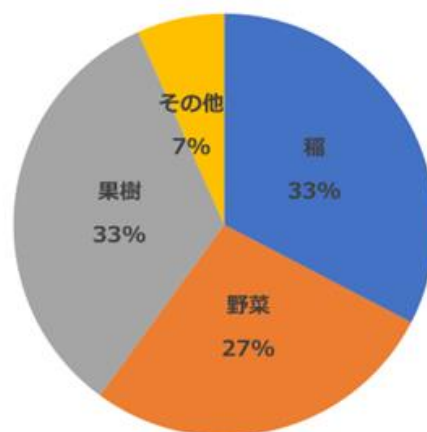
図表－1 野生鳥獣による農作物被害額の推移（近畿管内計）



図表－2 野生鳥獣による農作物被害額（府県別・令和3年度）



図表－3 野生鳥獣による作目別被害割合（令和3年度）



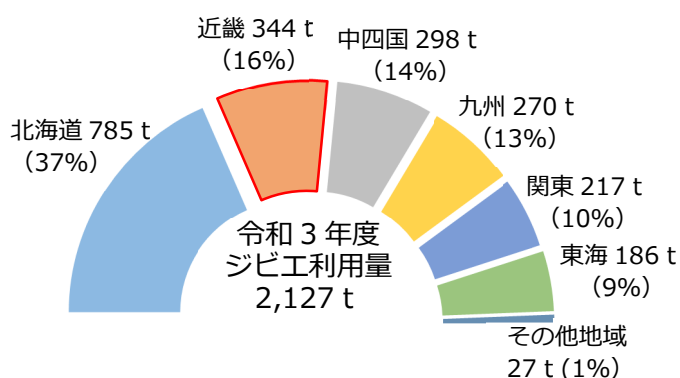
資料：農林水産省調べ

※各項目の金額は、単位未満を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

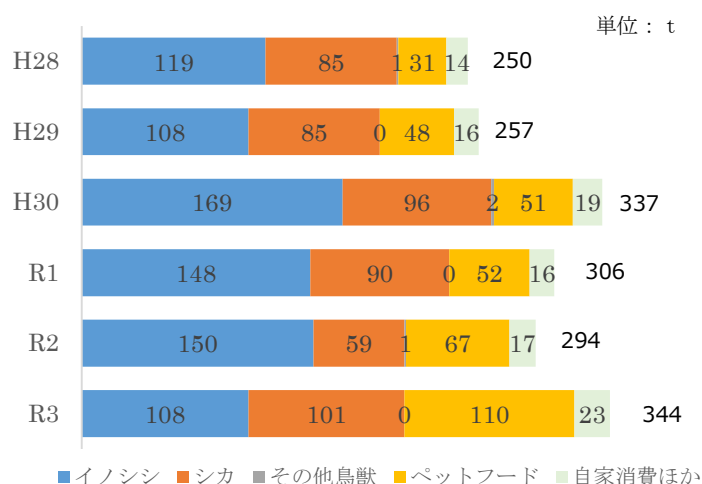
② 野生鳥獣のジビエ利用

- 野生鳥獣による農作物被害が問題となっている中、捕獲鳥獣を地域資源（ジビエ等）として利用する動きが広がっています。
- 近畿地域の利用量は全国の16%を占めており、令和3年度のジビエ利用量は344 tです。（図表－1）
- 捕獲鳥獣の利用として、近年ペットフードが増加しています。（図表－2）
- 食肉として利用したものは、ほとんどがイノシシ及びシカです。（図表－3）
- ジビエ利用量を管内の府県別にみると、兵庫県が最も多く、次いで京都府、和歌山県の順となっています。（図表－4）

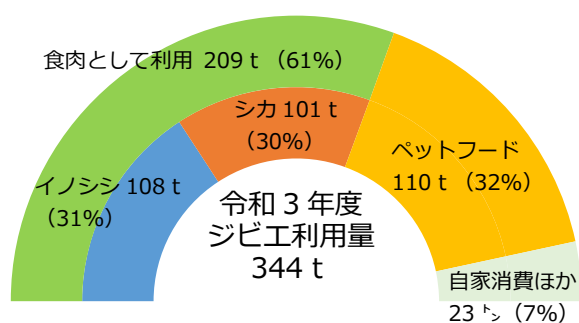
図表－1 令和3年度全国のジビエ利用量



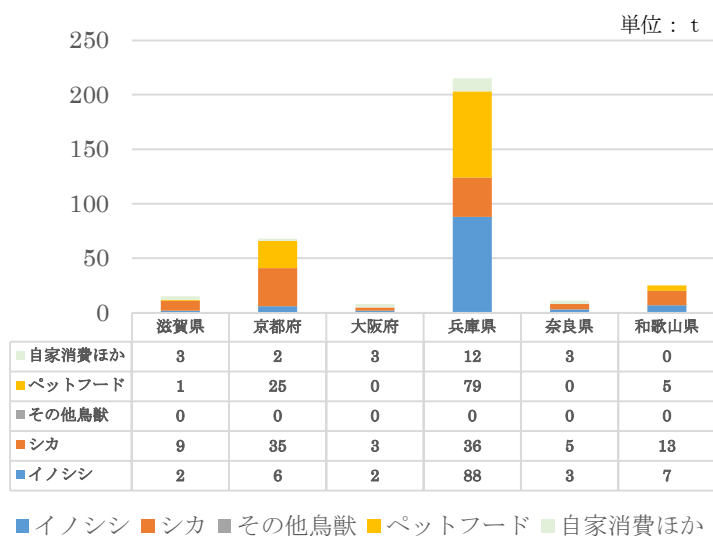
図表－2 ジビエ利用量の推移



図表－3 令和3年度野生鳥獣のジビエ利用量



図表－4 令和3年度府県別のジビエ利用量



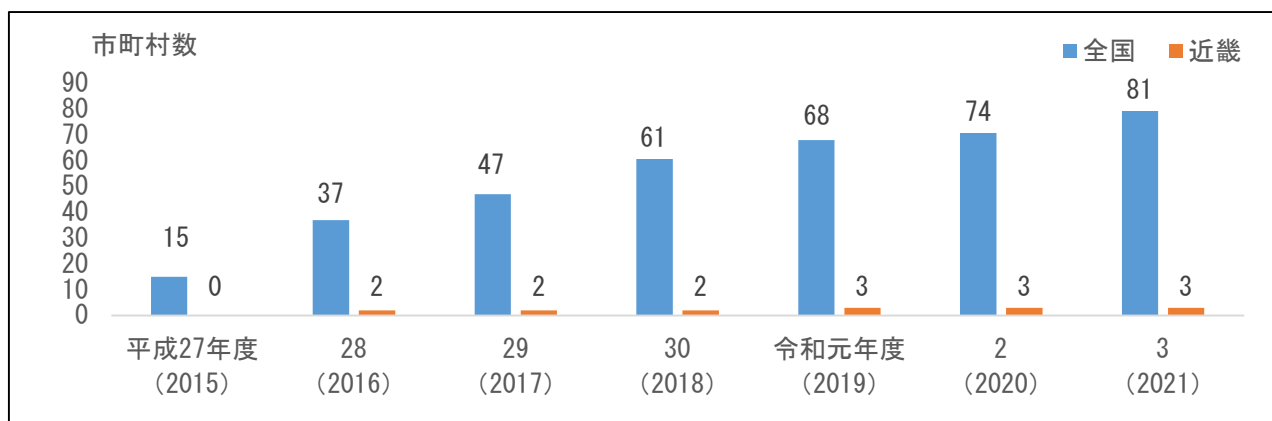
資料：農林水産省統計部『令和3年度野生鳥獣資源利用実態調査』

(6) 再生可能エネルギーの活用

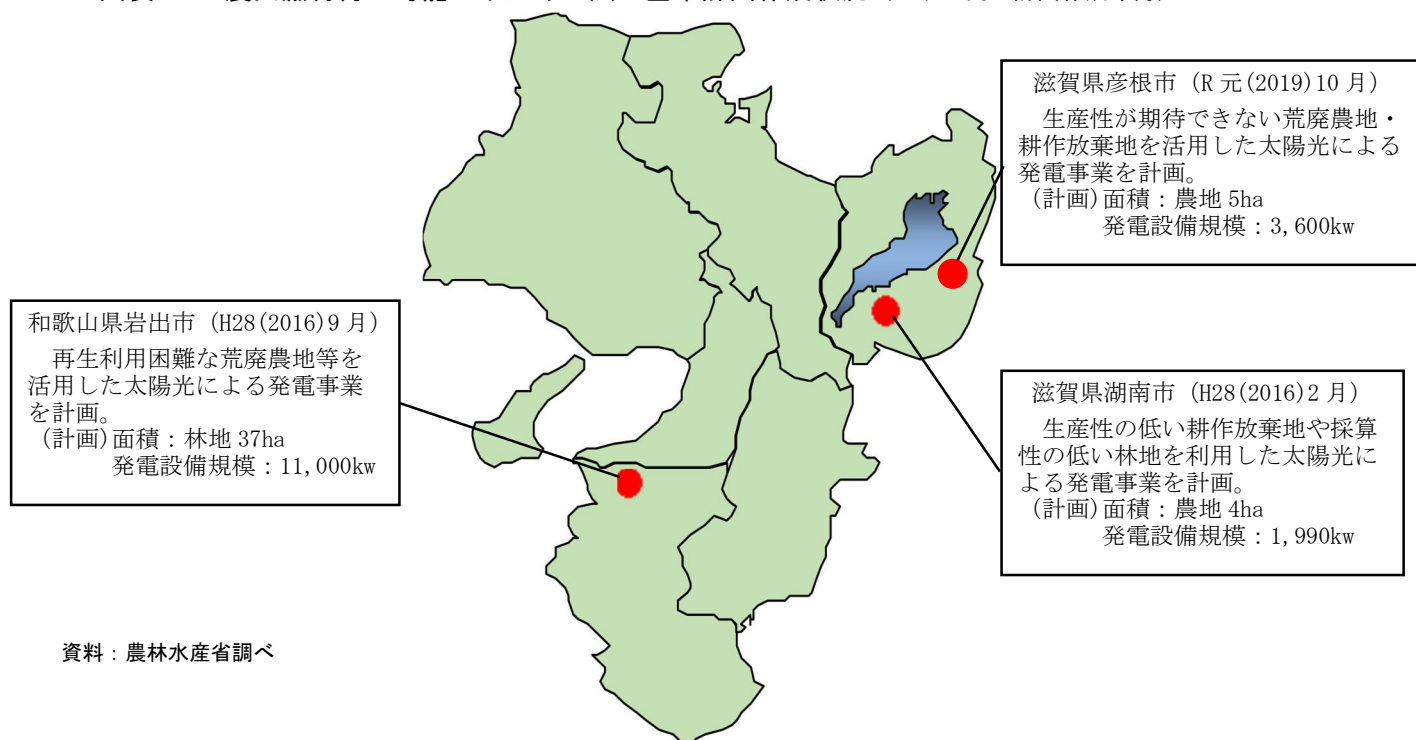
① 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成

- 太陽光パネル、小水力発電、バイオマス発電など再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を推進するため、農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、売電収入の地域還元、雇用の確保、未利用資源の有効活用などの取組が進められています。
- 同法に基づく基本計画を作成した市町村は、令和4年3月末現在、全国で81市町村、近畿では3市（滋賀県2、和歌山県1）となっています。（図表－1、2）

図表－1 農山漁村再生可能エネルギー法の基本計画作成数の推移（全国・近畿累計）



図表－2 農山漁村再生可能エネルギー法の基本計画作成状況（カッコ内は計画作成年月）

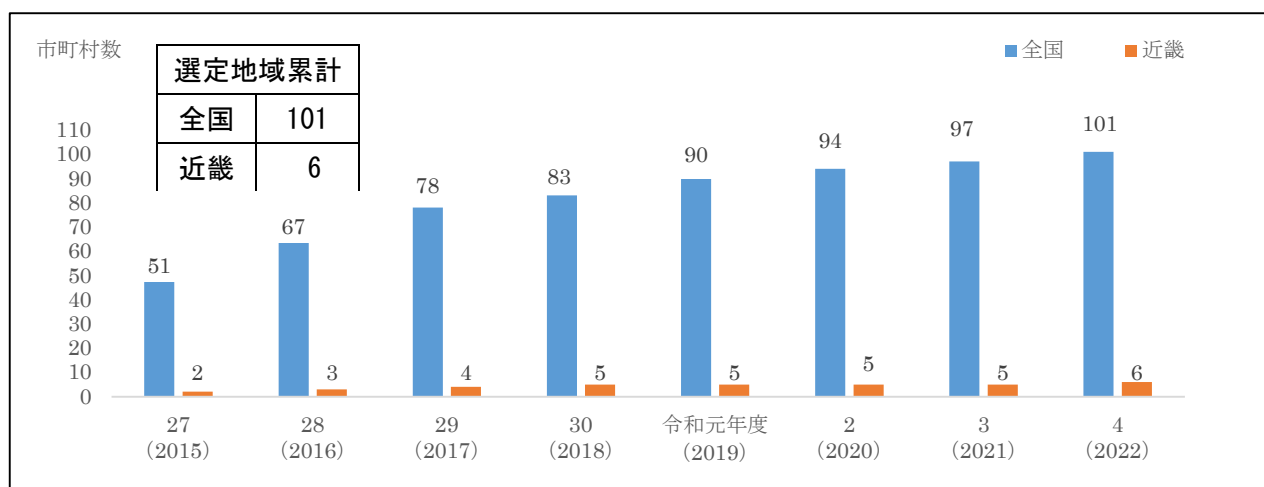


資料：農林水産省調べ

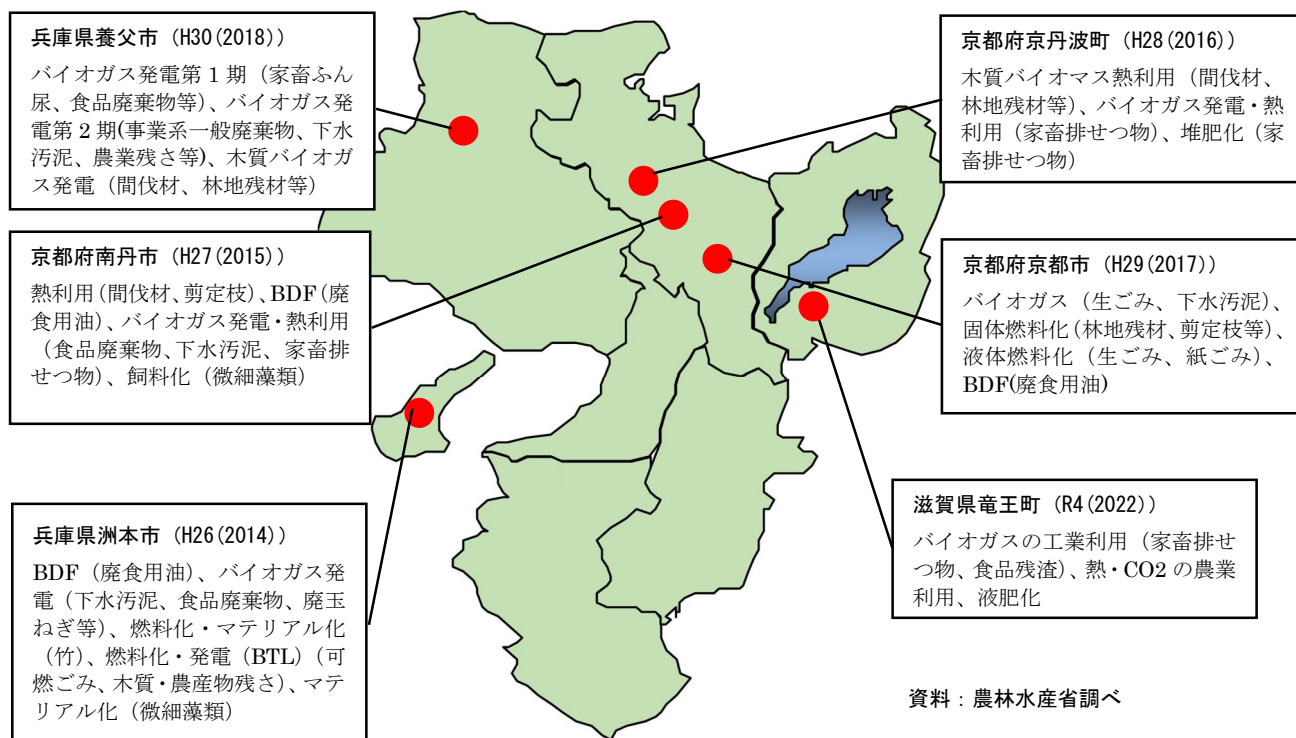
② バイオマス産業都市の選定

- バイオマス事業化戦略（平成 24 年 9 月策定）において、地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出と地域循環型エネルギーシステムの構築により、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いバイオマス産業都市の構築を推進することとしています。
- バイオマス産業都市に選定された地域（市町村）は、全国で 101 地域、近畿では 6 地域（滋賀県 1、京都府 3、兵庫県 2）となっています。（図表－1、2）

図表－1 バイオマス産業都市選定地域数の推移（全国・近畿累計）



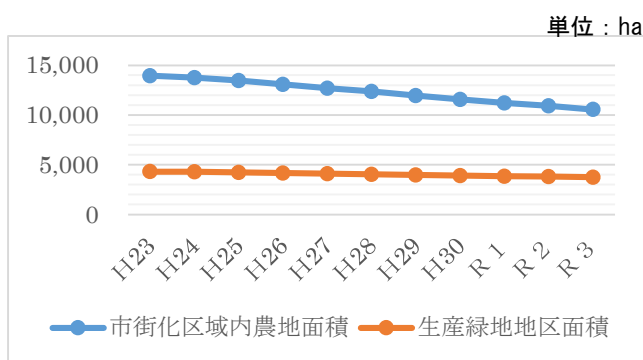
図表－2 バイオマス産業都市選定地域の主な取組（カッコ内は選定年度）



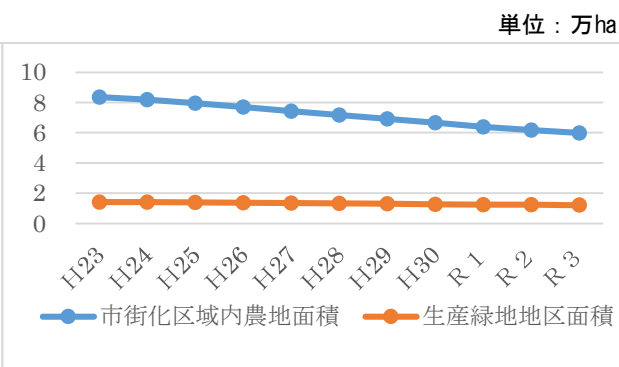
(7) 都市農業の振興

- 都市農業は、消費地に近いため、新鮮な農作物の供給や、農山漁村体験の場、災害に備えたオープンスペースの確保など多面的な役割を果たしています。
- 市街化区域内の農地面積は、全国、近畿とも減少傾向にあり、令和3年時点では近畿の農地約217千haの5%に相当する約11千haとなっています。（図表-1, 2, 3）
また、宅地需要等に応じて転用が進み、市街化区域内の農地の減少が続く中で、生産緑地地区に指定された農地についてはほぼ維持されています。（図表-4）

図表-1 近畿の市街化区域内農地面積の推移



図表-2 全国の市街化区域内農地面積の推移



図表-3 市街化区域内の農地面積の状況

単位：ha

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
全国	83,632	81,848	79,640	77,072	74,258	71,723	69,128	66,544	63,929	61,700	59,875
近畿	13,957	13,758	13,472	13,090	12,710	12,365	11,942	11,555	11,223	10,918	10,560
滋賀県	1,796	1,756	1,725	1,651	1,570	1,485	1,389	1,312	1,247	1,208	1,127
京都府	1,890	1,861	1,835	1,789	1,742	1,693	1,609	1,580	1,533	1,493	1,429
大阪府	3,699	3,630	3,565	3,482	3,426	3,376	3,297	3,190	3,151	3,103	3,028
兵庫県	3,795	3,688	3,588	3,480	3,363	3,260	3,155	3,034	2,916	2,801	2,703
奈良県	2,028	2,089	2,046	1,997	1,937	1,894	1,851	1,816	1,769	1,723	1,697
和歌山県	749	734	714	691	671	657	641	624	607	590	576

資料：総務省「固定資産の価格等の概要調書」、国土交通省「都市計画現況調査」

図表-4 生産緑地地区内の農地面積の状況

単位：ha

区分	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3
全国	14,190	14,053	13,859	13,654	13,442	13,188	12,973	12,713	12,497	12,310	12,129
近畿	4,323	4,283	4,233	4,175	4,112	4,043	3,975	3,913	3,852	3,801	3,746
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京都府	897	884	869	855	837	820	800	789	771	751	737
大阪府	2,191	2,164	2,137	2,100	2,068	2,030	1,993	1,956	1,926	1,900	1,871
兵庫県	553	545	538	534	526	519	513	507	505	502	496
奈良県	627	625	621	615	607	599	592	582	572	566	561
和歌山県	55	65	69	72	74	75	76	78	79	82	82

資料：国土交通省「都市計画現況調査」

- 都市農業の振興に関する詳しい内容については、こちらをご覧ください。

https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/tosi_nougyo/

4 災害対策

(1) 主な自然災害による農業被害

- 近年、自然災害により農林水産業に大きな被害が発生しており、農林水産被害額は、特に豪雨や台風等の風水害によるものが増加傾向にあります。
- 農林水産省としては、災害発生に際して、人命第一を優先させるとともに、早急に農業被害を把握することとしており、近畿農政局では管内各府県、各地方拠点と連携して被害状況を情報収集し、密接に連携して対応しています。
- 令和4年度においては、近畿農政局管内でも9月の台風、令和5年1月の大雪により、農作物や農業用ハウスの損壊などの農業被害が見られました。

1. 令和4年9月台風による農林水産関係の被害状況

令和4年9月18日から20日にかけて日本列島に上陸した台風第14号により、九州地方から北海道地方にかけて各地で大雨となりました。近畿地方では9月18日には大雨・暴風となり、滋賀県、奈良県では強風による農業用ハウス等の破損の他、野菜の倒伏、が発生しました。また、和歌山県では、強風による水稻や野菜の倒伏等の他、落果等の被害の被害が発生しました。

令和4年9月台風による被害

単位: 億円

主な被害	被害額(近畿)	被害額(全国)
農作物等	0.1	54.4
樹体	0.0	0.7
家畜	-	1.9
畜産物(生乳)	-	0.0
農業用ハウス	0.1	20.8
農業用倉庫・処理加工施設	0.0	0.3
畜産用施設	-	9.3
共同利用施設	-	2.0
農業・畜産用機械	-	4.2
その他	-	0.6
農作物等被害額計	0.2	94.2
農地・農業用施設関係	-	207.7
林野関係	-	202.5
水産関係	-	31.7
被害額合計	0.2	536.1



強風による果樹枝折れ (和歌山県)



強風による農業用ハウス損壊 (和歌山県)



強風による稲の倒伏被害(和歌山県)

2. 令和5年当初の冬期大雪による農林水産関係の被害状況

本年度冬期は、発達した低気圧の発生と強い冬型の気圧配置により、北日本から西日本の日本海側を中心に大雪となりました。近畿地方でも大雪となったところもあり、京都府、兵庫県、和歌山県などで、特に1月20日からの降雪及び暴風により農作物の被害の他、ビニールハウスの倒壊、被覆資材の破損等の被害が発生しました。

令和5年当初の冬期の大雪被害

単位: 億円

主な被害	被害額(近畿)	被害額(全国)
農作物等	0.5	27.7
樹体	0.0	0.1
家畜	-	0.0
畜産物(生乳)	0.0	0.0
農業用ハウス	2.4	4.3
農業用倉庫・処理加工施設	0.0	0.3
畜産用施設	0.1	2.0
共同利用施設	-	0.0
農業・畜産用機械	0.0	0.1
その他	0.0	0.0
農作物等被害額計	3.0	34.5
農地・農業用施設関係	-	-
林野関係	-	0.0
水産関係	-	0.2
被害額合計	3.0	34.7



積雪によるネギの葉折れ被害(兵庫県)



積雪による農業用ハウス損壊(兵庫県)



積雪による葉物類等の被害(和歌山県)



暴風による農業用ハウス損壊(和歌山県)



暴風による柑橘類の落果(和歌山県)

(2) 災害リスクから農業・農村を守る防災・減災、国土強靱化

- 頻発する豪雨、地震等の災害に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、「流域治水対策(農業水利施設の整備、水田の貯留機能向上)」、「防災重点農業用ため池の防災・減災対策」、「農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策」等に取り組んでいます。
- 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、府県知事は「防災重点農業用ため池」を指定するとともに、防災工事等を集中的・計画的に進めるための防災工事等推進計画を策定しています。令和3年7月末時点で指定された防災重点農業用ため池は13,206箇所となりました。(図表-1)



平成30年7月豪雨で決壊したため池(京都府塩津古池)

図表-1 農業用ため池数と防災重点農業用ため池数

区 分	農業用ため池数 (令和4年12月末時点)		防災重点農業用ため池数 (令和3年7月末時点)	
	箇所数	割合%	箇所数	割合%
全 国	152,151	100.0	54,610	100.0
近 畿	37,842	24.9	13,206	24.2
滋 賀	1,440	0.9	527	1.0
京 都	1,486	1.0	612	1.1
大 阪	3,902	2.6	3,178	5.8
兵 庫	22,047	14.5	5,972	10.9
奈 良	4,228	2.8	964	1.8
和 歌 山	4,739	3.1	1,953	3.6

5 その他

(1) 農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の推進

○農林水産省共通申請サービス（eMAFF）

農林水産省は、所管する全ての行政手続について、申請に係る書類や申請項目等の抜本的な見直しを進めながら、農林漁業者等が自分のスマホやタブレット、パソコンから補助金等の申請をオンラインで行うことができる農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の構築を進めています。

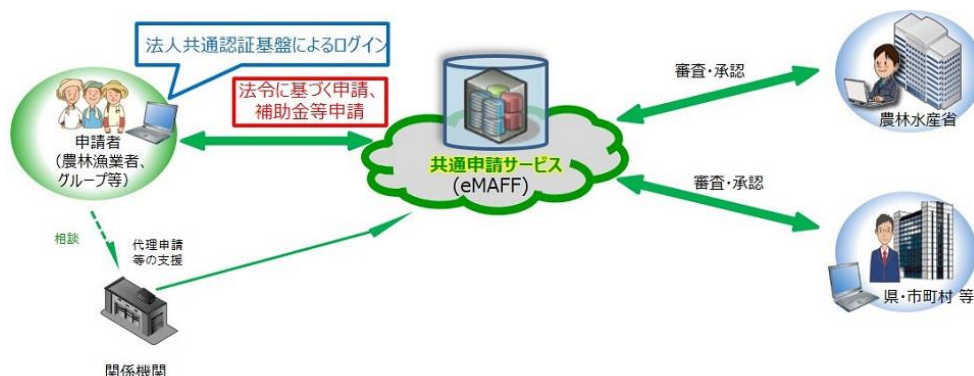
令和5年3月時点で、3,000を超える手続のオンライン化が完了しております。

☆eMAFF によるオンライン申請のメリット

- ・ 市役所等の窓口に行かなくとも自宅や職場のパソコンやスマートフォン、タブレットから申請ができます。
- ・ eMAFF に各種手続が掲載されるため、ワンストップ（一か所でサービス実現）で各種手続の申請が可能になります。
- ・ eMAFF に申請情報が蓄積されるため、紙で管理する手間が省けます。
- ・ 蓄積された申請情報が自動的に申請フォームに自動転記されるなど、ワンスオンリー（一度提出した情報は、再提出（再入力）不要）により、入力作業が楽になります。
- ・ eMAFF 上で自分が行った申請の状況を把握することができます。
- ・ 経済産業省が構築した法人共通認証基盤（G ビズ ID）で払い出される ID を利用することにより、書類の押印を省略することができます。また、二要素認証（2つの異なる方法による認証）により、申請者の確認を行います。

○農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF 地図）

農林水産省は、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）の利用を進めながら、デジタル地図を活用して、農地台帳、水田台帳等の農地の現場情報を統合し、農地の利用状況の現地確認等の抜本的な効率化・省力化などを図るための「農林水産省地理情報共通管理システム（eMAFF 地図）」の開発を進めています。



(2) 消費税のインボイス制度

- 消費税のインボイス制度とは、適格請求書等保存方式ともいう令和5年10月1日より開始される複数税率に対応した仕入税額控除の方式のことです。この制度を利用するためには、税務署にインボイス発行事業者としての登録を受ける必要がありますが、この登録を受けるかどうかは各事業者の判断に委ねられているため、近畿農政局では制度の周知に取り組みました。
- 近畿農政局では、大阪国税局と連携した取り組みを行い、近畿農政局主催のインボイス制度説明会を4回開催した他、各種団体より申込のあったインボイス制度説明会への講師派遣を13回行いました。

図表－1 開催実績（令和5年3月時点）

開催年月日	申込団体	開催場所
令和4年6月16日	熊野牛産地化推進協議会	和歌山県立情報交流センター ビッグ・ユー
令和4年6月23日	JA 滋賀中央会	アクティ近江八幡
令和4年8月1日	南丹市地域農業再生協議会	南丹市役所
令和4年9月6日	南丹市	南丹市役所
令和4年9月20日	大阪府泉州農と緑の総合事務所	JA 堺市営農センター
令和4年10月5日	大阪府泉州農と緑の総合事務所	大阪府泉州農と緑の総合事務所
令和4年11月2日	大阪府泉州農と緑の総合事務所	泉南府民センター
令和4年11月14日	京都府山城南 農業改良普及センター	京都府木津総合庁舎
令和4年11月30日	(公社) ひょうご農林機構	小野市うるおい交流館エクラ
令和4年12月6日	JA レーク滋賀	旧 JA 草津市本店
令和5年1月12日(午前・午後)	近畿農政局主催	近畿農政局
令和5年1月18日(午前・午後)	近畿農政局主催	近畿農政局
令和5年1月27日	丹波市農業委員会	兵庫県丹波市立氷上住民センター
令和5年2月9日	和歌山県那賀地方農業士協議会	那賀振興局
令和5年3月2日	福知山市地域農業再生協議会	ハピネスふくちやま市民ホール



オンライン方式による説明会

インボイス制度
特設サイト



二次元コード「インボイス制度特設サイト」